



# 第4次 城陽市総合計画

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽





## ～第4次城陽市総合計画策定にあたって～

城陽市は昭和47年の市制施行以来、先人たちのたゆまぬ努力によりめざましい発展を遂げ、45周年を迎えることができました。

新名神高速道路の平成35年度全線供用開始という大きな好機を生かした、新たな市街地の整備、東部丘陵地の土地利用、JR奈良線の複線化等、まちづくりの大きな転換期を迎えるとともに、これに伴うまちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。

一方で、若年層の市外流出や少子化による急速な高齢化・人口減少の対策が急務となっております。また、グローバリゼーションの進展や地方創生の推進、高まる災害リスクなど、我が国の社会潮流や時代、環境等の変化に対応し持続的な市政運営を進める必要があります。

以上のことから、中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、「第4次城陽市総合計画」を策定しました。

今後は、「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」をこの計画の将来像として掲げ、新たな決意を持って「NEW城陽」の実現に取り組んでまいります。

また、総合計画の推進には、市民の皆様との協働はもとより、経済界、金融機関、大学などとの多様な連携のもと、城陽市全体が一丸となって取り組む必要があると考えておりますので、更なるご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この第4次城陽市総合計画の策定にあたりまして、様々な視点からご審議いただきました城陽市都市計画審議会及び城陽市議会、並びに市民まちづくりワークショップの皆様をはじめ、アンケート、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。



平成29年7月

城陽市長 奥田 敏晴

# 城陽市民憲章

昭和 57 年（1982 年）11 月 7 日制定

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の遺した文化を育み、平和でかが  
やかしい城陽の未来を創造するために

わたくしたち城陽市民は

- 1、自然を生かし 美しい緑を育てましょう
- 1、教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
- 1、心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
- 1、隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
- 1、秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

市の木



梅

昭和 47 年（1972 年）  
10 月 24 日制定

市の花



花しょうぶ

昭和 57 年（1982 年）  
11 月 7 日制定

市の鳥



しらさぎ

平成 19 年（2007 年）  
11 月 7 日制定



# 目 次

---

## はじめに

---

I. 計画策定の趣旨と枠組み.....	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の構成.....	3
3. 計画の期間.....	4
II. 計画策定の背景.....	5
1. 社会潮流.....	5
2. 城陽市の概要.....	8
3. 城陽市の現状と課題.....	15

---

## 基本構想

---

I. 城陽市の将来像.....	23
II. まちづくりの目標.....	24
1. まちづくりの目標.....	24
2. まちづくりに向けた基本姿勢.....	24
III. 人口・土地利用.....	26
1. 将来人口.....	26
2. 土地利用構想.....	26
IV. 政策大綱.....	28

---

## 基本計画

---

基本計画の体系.....	37
基本計画の構成と見方.....	39
第1章 “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち.....	40
第1節 新名神高速道路の整備を促進する.....	40
第2節 東部丘陵地の土地利用を促進する.....	42
第3節 駅を中心としたまちづくりを推進する.....	44
第4節 交通ネットワークの充実を推進する.....	46
第5節 新たな雇用の創出を推進する.....	48
第6節 商工業の育成を促進する.....	50
第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する.....	52
第8節 観光の多様化・広域化を推進する.....	54

第2章	<sup>いのち</sup> “生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち	56
第1節	消防・救急体制の充実したまちをつくる	56
第2節	災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる	58
第3節	地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する	62
第4節	障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる	64
第5節	子育てしやすい環境づくりを推進する	66
第6節	高齢者福祉を充実する	68
第7節	市民の健康を守る	70
第3章	“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち	73
第1節	学校教育を充実する	73
第2節	教育環境を充実し、健全な青少年を育成する	76
第3節	生涯学習・社会教育を充実する	78
第4節	文化芸術を振興する	80
第5節	スポーツ・レクリエーションを振興する	82
第4章	<sup>くらし</sup> “生活輝く”自然と調和した快適なまち	86
第1節	魅力的な住環境をつくる	86
第2節	緑豊かなまちを実現する	88
第3節	上下水道の適切な管理運営を図る	90
第4節	安全で快適な道づくりを推進する	92
第5節	交通安全対策を推進する	94
第6節	浸水被害の軽減を図る	96
第7節	環境を守り育てる	98
第8節	ごみの減量と資源のリサイクルを推進する	100
第5章	まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち	102
第1節	市民参加と協働を推進する	102
第2節	まちの魅力発信を推進する	104
第3節	人権の尊重・女性の活躍を推進する	106
第4節	都市間交流を推進する	108
第6章	健全経営で市民から信頼されるまち	110
第1節	適正で効率的・効果的な行政運営を推進する	110
第2節	持続可能な財政運営を実現する	112
第3節	戦略的に行政経営を推進する	115

---

## 附属資料

---

1. 策定体制.....	119
2. 第4次総合計画策定経過.....	120
3. 市民まちづくりワークショップ委員名簿.....	122
4. 城陽市都市計画審議会委員名簿.....	123
5. 諮問書・答申書.....	124
6. 城陽市総合計画策定条例.....	128

はじめに



# Ⅰ. 計画策定の趣旨と枠組み

## 1. 計画策定の趣旨

城陽市では、平成19年に第3次城陽市総合計画を策定し、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を将来像に、計画の推進に取り組んできました。

この間、我が国では人口減少・少子高齢化のさらなる進行、リーマンショック後の景気の長期低迷、東日本大震災や熊本地震の発生に伴う危機・防災意識の高まり、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に代表される情報技術の発達、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や近年のグローバル化の進展に伴う訪日外国人の増加、テロリズムを始めとした国際犯罪への対応、地方創生の推進に向けた取り組みの開始など、社会情勢や国民意識は大きく変化しています。

一方、本市においては、新名神高速道路の平成35年度全線供用開始という大きな好機を生かし、新たな市街地の整備、東部丘陵地の土地利用、JR奈良線の複線化等、新たなまちづくりに向けて大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。

このような状況の中、平成28年度に現計画の目標年次を迎えるとともに国内外や本市をめぐる環境の変化に対応するため、中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、第4次城陽市総合計画を策定するものです。

## 2. 計画の構成

本計画は、城陽市の将来像を示す「基本構想」、将来像を実現する施策の方針を示す「基本計画」で構成しています。

### (1) 基本構想【計画期間 10年間】

本市がめざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標及び基本姿勢を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民と行政が協働して実行することで達成されます。

### (2) 基本計画【計画期間 前期5年間、後期5年間】

基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画であり、具体的な施策の方針を示します。

なお、行政が取り組むべき個別事業の方針を示す「実施計画（まちづくり推進計画）」については、別に策定します。

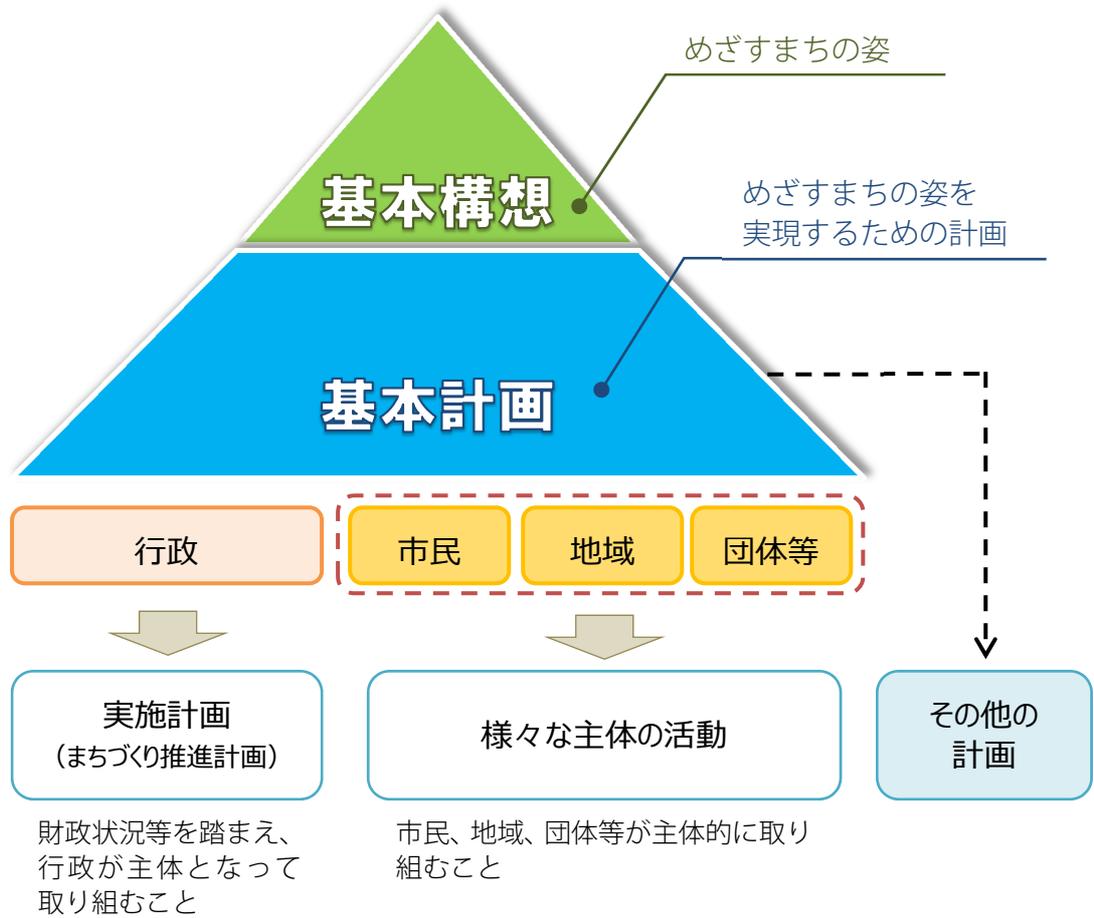


図 計画の構成イメージ

### 3. 計画の期間

基本構想の計画期間は10年間（平成38年度を目標年次）、基本計画の計画期間はそれぞれ5年間（前期基本計画：平成29年度～平成33年度、後期基本計画：平成34年度～平成38年度）とします。



図 計画の期間イメージ

## II. 計画策定の背景

### 1. 社会潮流

#### (1) 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の総人口は、戦後の復興や高度経済成長期を経て急激に増加し、平成20年には1億2,808万人に達しましたが、以降は減少に転じ、平成27年には1億2,709万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、平成72年(2060年)には8,674万人程度と1億人を大きく下回る見込みであり、今後も長期にわたり人口減少が続く本格的な人口減少社会を迎えようとしています。

人口減少の背景としては、婚姻率の低迷や晩婚化の進行、子育てに関する経済的な負担感の増大等を要因とした、出生数の減少が挙げられます。合計特殊出生率は、平成17年に戦後最低の1.26となり、若干回復の兆しはあるものの長年にわたり出生数の低迷が続いています。

併せて、高齢化も進行し、平成27年時点において高齢化率は30%を超え、平成72年(2060年)には39.9%に達すると推計されており、世界の主要国が未だかつて経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。

今後は、高齢者が安心して健康な生活を営むことができる社会を構築するとともに、若い世代が、結婚し、安心して子どもを産み育てていくことのできる環境を整備し、長期的に我が国の人口を一定水準に保っていくことが求められています。

#### (2) 地方創生の推進

本格的な人口減少社会の到来を背景に、我が国では、平成26年12月、平成72年(2060年)に1億人程度の人口確保をめざした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けた平成31年度までの国の取り組みを示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるなど、地方創生に向けた取り組みが進められています。

地方自治体においても、東京圏への一極集中の脱却に向けて、地域の個性と魅力を生かし、地方における安定した雇用の確保や、地方への新たな人の流れの創出、女性の社会参加の推進、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなどを主眼とした「地方版総合戦略」の取り組みが活発化しています。

今後は、国と地方、そして官民が一体となり、地方と東京圏がそれぞれの強みを生かし、まち・ひと・しごと創生の取り組みを積極的かつ着実に推し進めていくことにより、地方都市においては、自らの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を、東京圏においては2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて世界に開かれた「国際都市」への発展をめざし、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことが極めて重要となっています。

### (3) グローバリゼーションの進展

国際化の進展に伴い、国境を越えて人・モノ・情報等が活発に移動するなかで、一国の金融危機が世界に連鎖的に広がるなど、世界経済が相互に依存し景気の連動性が高まっています。特に、平成28年2月に署名を行った環太平洋パートナーシップ（TPP）協定により、アジア太平洋地域において、物品、サービス、知的財産、電子商取引等幅広い分野で新たなルールが構築されることとなり、商工業、農業、観光、交通等あらゆる分野において、これまで以上に国際競争にさらされる可能性が高まっています。

さらに、製造業を中心とした東アジア諸国への急速な海外移転に伴い、日本の地方都市における活力の減退・ものづくり産業の空洞化が国内産業における課題となっていました。東アジア諸国の賃金上昇などを背景に、一部において国内回帰の動きも見られるなど、地方都市においてはこのような可能性を取り込み、地域産業の活性化へとつなげていくことが重要となっています。

割安な製造コストや技術力の底上げにより急成長するアジア諸国との差別化を図るためにも、地方都市においては、物流機能の向上やエネルギーコストの抑制など、より高い生産性を実現できる基盤を充実させるとともに、先端性や独創性を発揮した技術の差異化に努め、我が国ならではの競争力を身につけ、国際競争に打ち勝つことが求められています。

また、国境を越えた人々の移動に伴い、思想や価値観、文化の違い等に起因した人種差別や偏見といった社会的な問題が顕在化し、さらには2001年のアメリカ同時多発テロ事件や近年のISIL（イスラム国）による大規模なテロの発生等、グローバリゼーションの進行に伴う諸課題も発生しています。

### (4) 災害リスクの高まりと社会インフラの老朽化

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本全域で死者・行方不明者が2万人を超える甚大な被害をもたらすとともに、東京電力福島第一原子力発電所において放射性物質の漏洩事故が発生し、現在も多数の避難者が存在する等、巨大地震に伴う副次的な災害への対応も必要となっています。また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の前震及び本震を始めとして、震度6を超える余震を複数回観測する等、観測史上まれに見る規模の地震となり、発生から数か月たった現在も家屋や公共施設、道路等のインフラに大きな爪痕を残しています。

加えて、近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震などの巨大地震の発生が予想されていること等のほか、地震以外でも、近年は局地的豪雨や土砂災害など異常気象に起因した自然災害が相次いで発生しており、我が国における災害リスクは依然として高い水準にあります。

このような大規模災害等から国民の生命や財産を守り、経済や社会の機能を維持するため、国及び地方自治体では、災害を未然に防ぐ「防災」とともに、被害を最小限に留める「減災」に取り組むことにより、「強さとしなやかさを備えた国づくり」を進めていく必要があります。

また、世界の各地で大規模なテロが発生し、不特定多数の人が犠牲になるなど、新たな脅威にさらされていることから、国民保護に向けた取り組みを強化することが求められています。

一方で、我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備した建築物やインフラ施設の老朽化が課題となっており、これらの適切な維持管理を進めていくことが急務となっています。

安全で、安心して暮らせる社会の形成に向けて、効率的・効果的に社会資本の整備・更新に取り組むとともに、災害時には行政や地域住民、事業者等が自助・共助の精神により互いに連携できる仕組みづくりを進めていくことが不可欠となっています。

## (5) 福祉・教育ニーズの多様化

少子高齢化の進行に伴い、特に福祉・教育分野における行政サービスのあり方が大きく変化しています。福祉分野においては、高齢化率が30%を超える中、平成26年の介護保険法の改正により切れ目のない医療及び介護体制の構築が必要となっており、保険者である市町村や都道府県は、地域の主体性や自主性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの運営を求められています。さらに、平成25年に障害者総合支援法が施行され、共生社会の実現や福祉サービスの充実が進められています。

また、教育分野においては、平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長と教育委員長の一本化や総合教育会議の設置、教育大綱の策定等、教育行政における責任体制の明確化や教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築等が求められています。

## (6) 情報ネットワークの進展

情報通信技術の発達以前は、新聞やテレビ、ラジオ等、特定のメディアによる不特定多数を対象者とした情報の発信が主流でしたが、インターネットの整備以降、インターネットメールやホームページを通じた多数対多数の双方向通信が可能となり、情報の量が急速に増大し、社会に多大な影響を与えることとなりました。特に近年はスマートフォンやSNSに代表される情報通信技術のさらなる高度化により、いつでも誰もが簡便に情報を送受信できる環境が整い、人的交流の多様化や物流の高速化等、市民生活に大きな恩恵を与える一方で、人間関係の希薄化や複雑化、犯罪への悪用等、新たな社会問題が生じています。

また、今後はIoT（インターネット・オブ・シングス）やビッグデータ、人工知能等のテクノロジーやその活用方法の進展により、新たな産業の創出や少子高齢化・人口減少社会における労働力減少の補完等が期待されています。

## 2. 城陽市の概要

### (1) まちづくりの歩み

京都と奈良の中間に位置する本市は、古くから交通の要衝として位置づけられ、「<sup>こりこり</sup>五里五里のさと」と呼ばれてきました。

北部の久津川周辺には、車塚をはじめとする古代の古墳や遺跡が数多く分布し、南部の長池周辺には江戸時代の大和街道の宿場町としての形態が残されています。現在の市街地は、近世の農村集落から久津川、寺田、富野荘および青谷の4ヶ村の合併を経て、京都・大阪都市圏の影響を受けながら都市として発展してきました。



図 城陽市の位置図

### (2) 自然環境

地域構造は、沖積層からなる西部の低地と、洪積層からなる東部の丘陵地、古生層からなる南東部の山地に分かれ、市域西側を木津川が北流しています。南東部から北西部にかけて低くなる地盤傾斜を示しており、変化に富んだ地形条件となっています。気候は比較的温暖な瀬戸内式気候であり、加えて、豊富な地下水や豊かな緑が地域のうるおいある環境を創出しています。

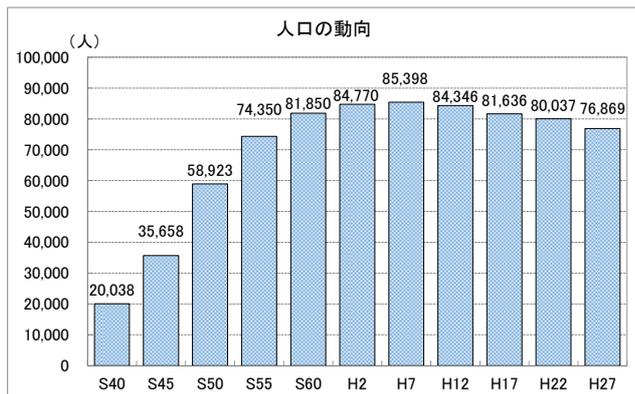
また、木津川沿いの茶や青谷の梅、花しょうぶ、イチジク、カンショなどの特産物を有しています。丘陵部の麓部分には、古墳・文化財などの歴史的資源が数多く分布しており、多様な地域資源に恵まれています。

### (3) 人口の動向

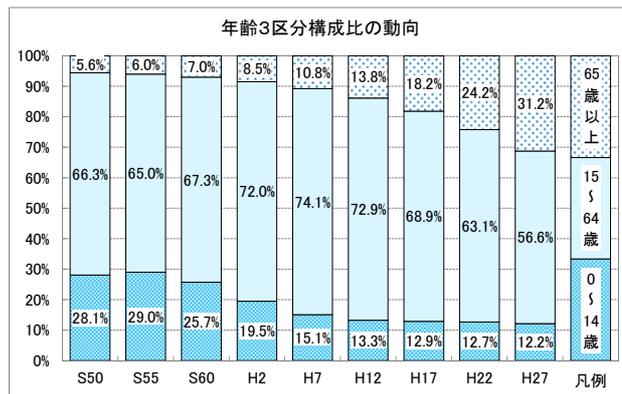
本市の人口は、昭和40年頃から増加してきましたが、平成7年の85,398人をピークに減少に転じ、平成27年には76,869人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、平成27年には、年少人口比率（0～14歳）は12.2%、高齢人口比率（65歳以上）は31.2%となり、少子高齢化の流れは年々進展しています。

高齢者が住みよいまちづくりを進めるとともに、自然動態、社会動態の改善により生産年齢人口や年少人口の増加を図ることが求められています。

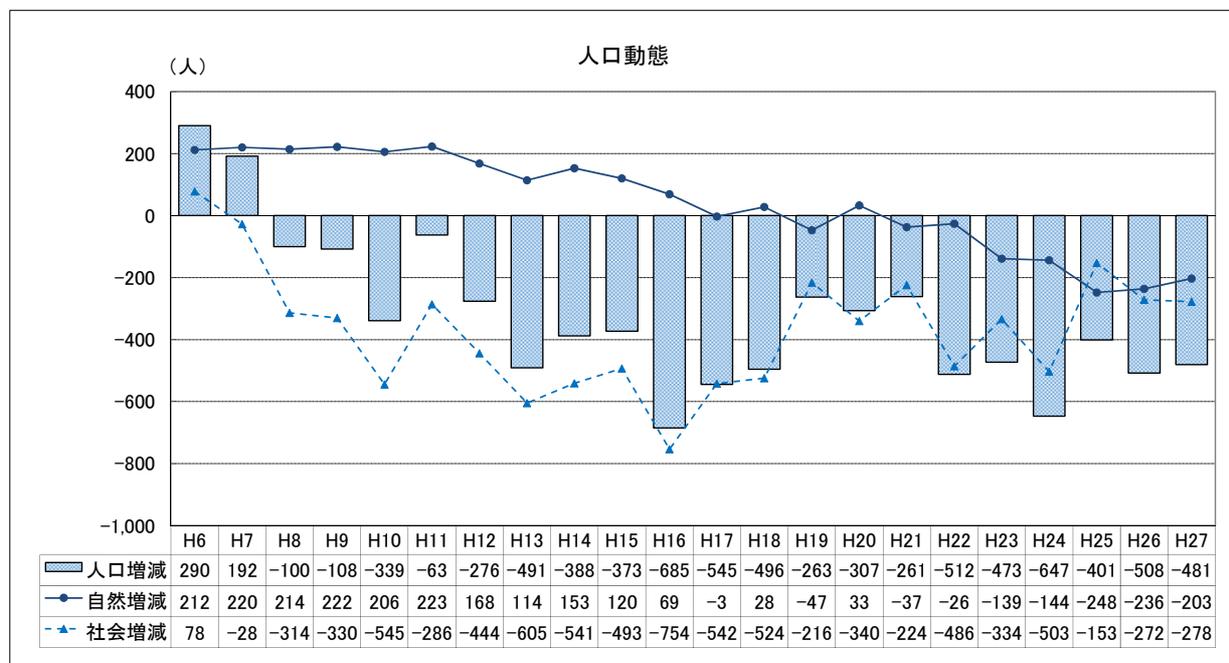


資料：国勢調査



資料：国勢調査

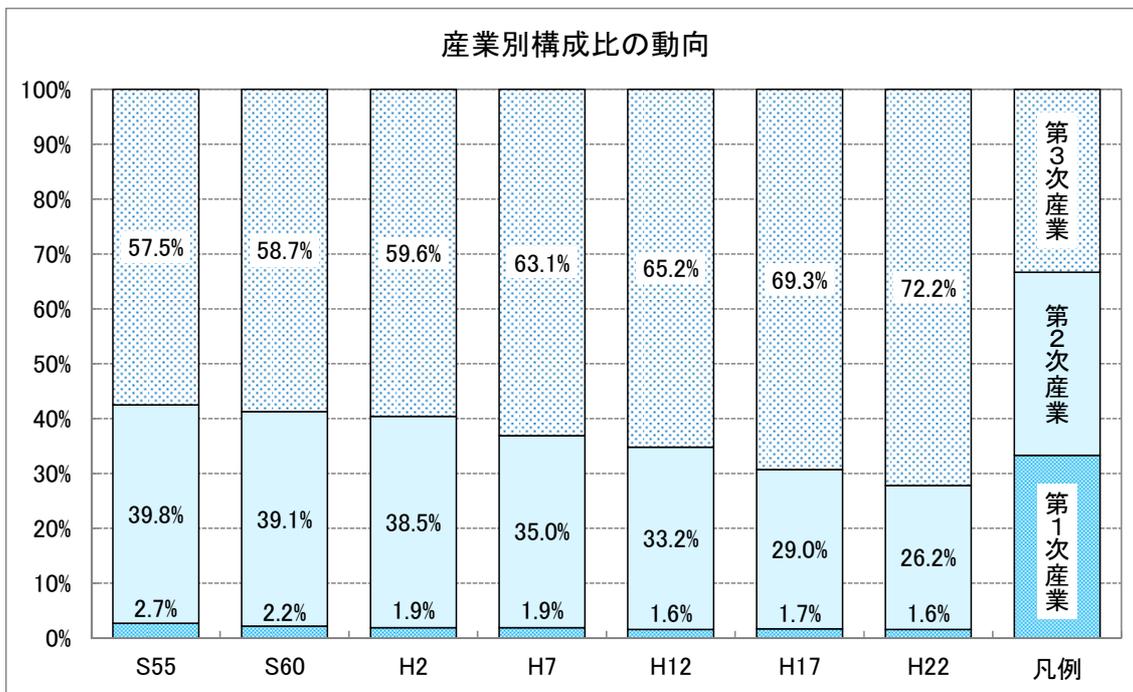
平成6年からの人口動態を見ると、自然動態は、平成21年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。また、社会動態をみると平成7年以降、転出者が転入者を上回る社会減が進行しています。



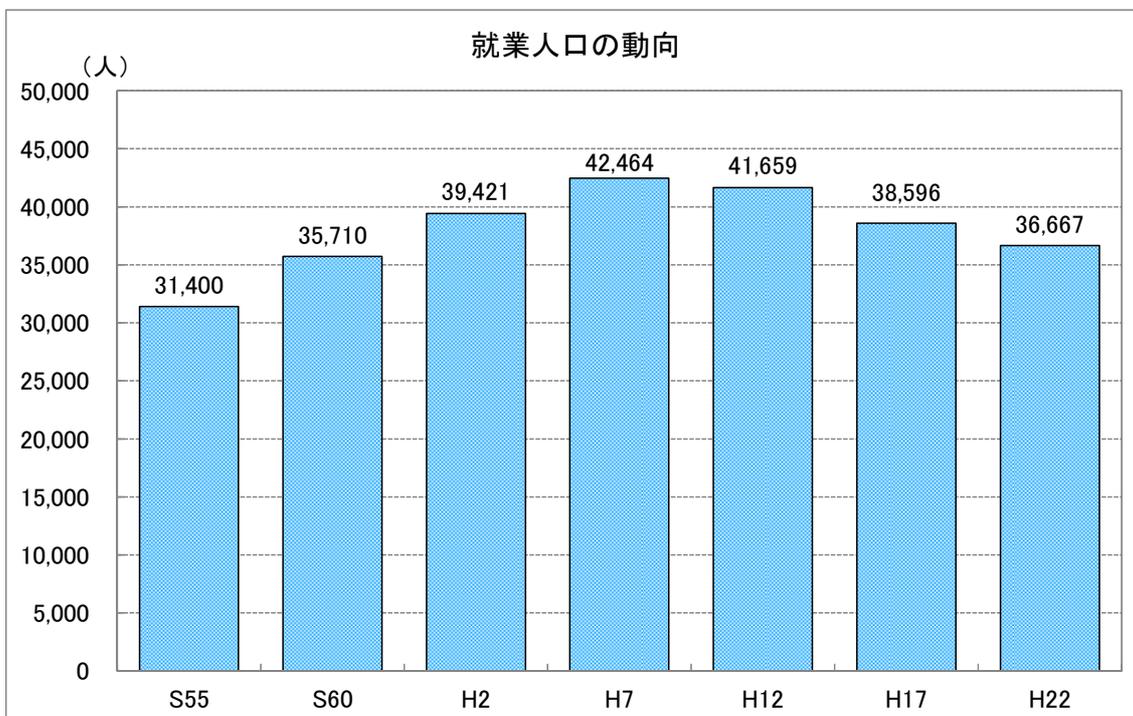
資料：推計人口

#### (4) 産業の動向

本市の就業人口は平成7年の42,464人をピークに減少に転じています。また、産業別構成比をみると、第1次、第2次産業の割合が低くなり、第3次産業の割合が高くなっており、平成22年では第3次産業従事者の割合が7割を超えています。



資料：国勢調査

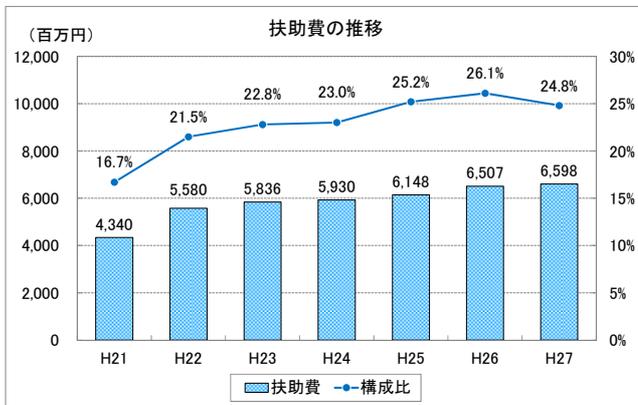
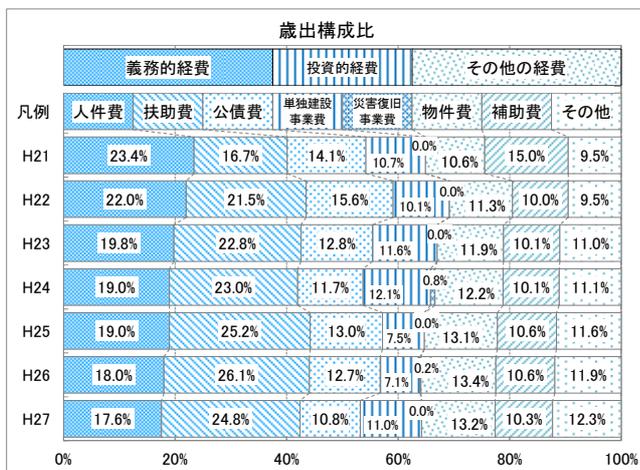
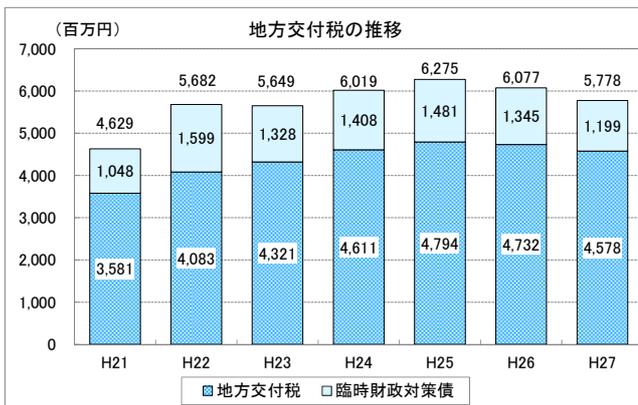
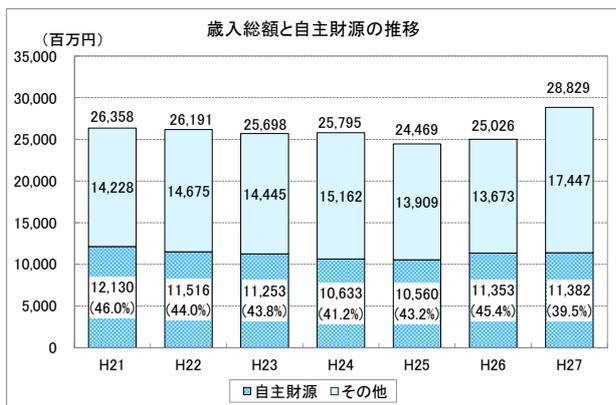


資料：国勢調査

## (5) 市の財政状況

本市の財政状況をみると、市税を中心とした自主財源の割合が低位で推移しており、約4割程度となっています。また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の総額については、社会保障費の増大等を受けて平成25年度までは増加傾向となっていますが、国において算定方法の見直しが検討されていることから、今後の動向は不透明となっています。歳出構成比については、人件費などの行政経費を削減するなど効率的な行財政運営に努めていますが、高齢化の進行や多様化する福祉ニーズの増大などにより、扶助費の増加傾向が続いています。

今後は、企業立地の促進等により税収の確保を図るとともに、最小限のコストで最大限の成果を得るよう業務の効率化を図ることが求められています。



資料：城陽市統計書

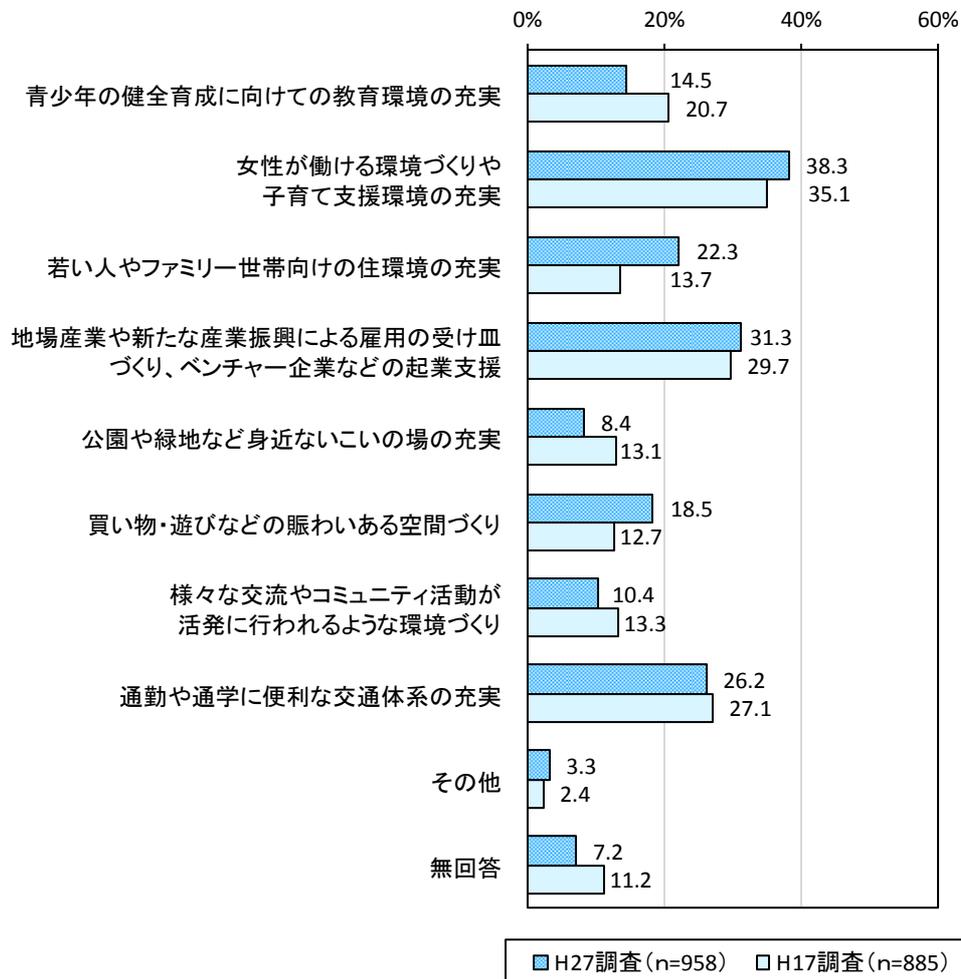
## (6) 市民意向

### ① 若年層の定住化について

若年層の定住化に向けては、「女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実」が38.3%で最も多く、次いで「地場産業や新たな産業振興による雇用の受け皿づくり、ベンチャー企業などの起業支援」が31.3%、「通勤や通学に便利な交通体系の充実」が26.2%となっています。また、前回調査と比べて特に「若い人やファミリー世帯向けの住環境の充実」を求める傾向が強くなっています。

今後は、若年層の定住化に向けて、国や京都府と連携しながら、女性が安心して働くことができる環境づくり、子育て支援、雇用の創出、交通体系の充実等を進めていくことが求められています。

#### 【若年層の定住化に向けた取り組みについて】



※複数回答

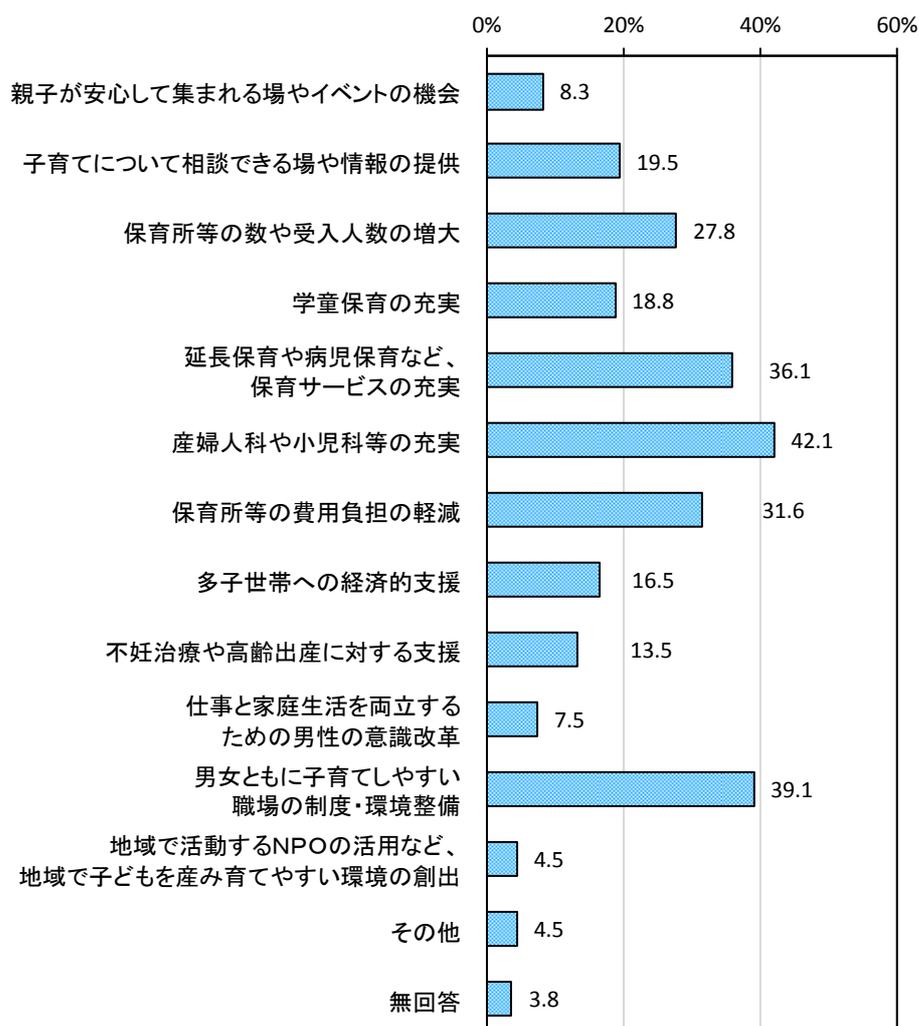
資料：まちづくり市民アンケート調査結果報告書

## ②出産・子育てについて

子どもを産み、育てやすくするために必要なことは、「産婦人科や小児科等の充実」が42.1%で最も多く、次いで「男女ともに子育てしやすい職場の制度・環境整備」が39.1%、「延長保育や病児保育など、保育サービスの充実」が36.1%となっています。

今後は、産婦人科等の誘致を推進するとともに、職場や保育所等、子育てしやすい環境整備を行うことが求められています。

### 【子どもを産み、育てやすくする取り組みについて】



※複数回答

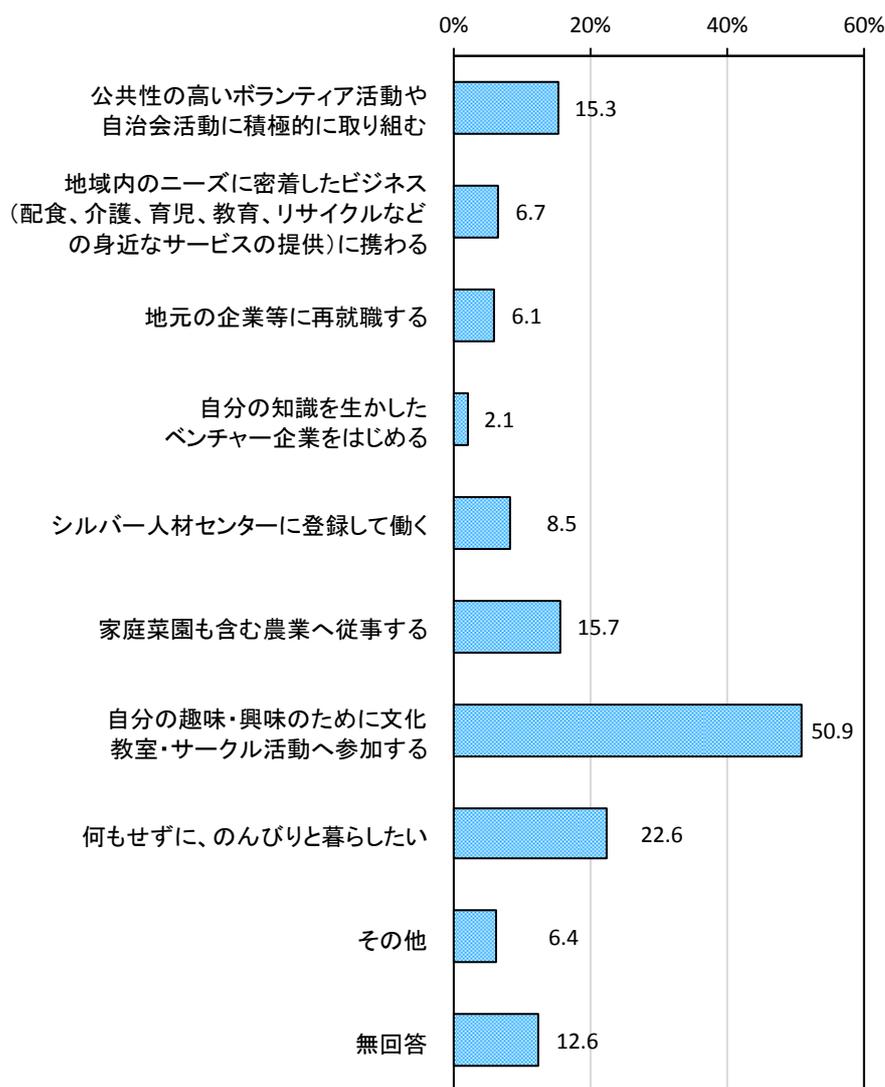
資料：まちづくり市民アンケート調査結果報告書

### ③定年後の活動について

定年後の活動については、「自分の趣味・興味のために文化教室・サークル活動へ参加する」が50.9%で最も多く、次いで「何もせずに、のんびりと暮らしたい」が22.6%、「家庭菜園も含む農業へ従事する」が15.7%、「公共性の高いボランティア活動や自治会活動に積極的に取り組む」が15.3%となっています。

今後は、市民大学等の生涯学習の機会の提供や、自治会活動等の参加の推進が求められています。

#### 【定年後の活動について】



※複数回答

資料：まちづくり市民アンケート調査結果報告書

### 3. 城陽市の現状と課題

本市は昭和40年代から50年代にかけて京都や大阪のベッドタウンとして多くの住民を受け入れるとともに、南北交通の利便性や豊かな緑に代表されるまちとして、山城地域において中核を担う都市として発展してきました。近年は、全国的な少子高齢化・人口減少の流れの中、本市においても若年層の市外流出や少子化による急速な高齢化・人口減少が進行しており、その対策が急務となっています。また、グローバリゼーションの進展や地方創生の推進、高まる災害リスクなど、我が国の社会潮流や時代、環境等の変化に対応し持続的な市政運営を図るため、各行政分野において以下のようなまちづくりに取り組む必要があります。

#### (1) 基幹交通網整備のインパクトを生かしたまちづくり

日本の新たな国土軸として、新名神高速道路の滋賀県大津市から兵庫県神戸市を結ぶ区間の整備が進められており、本市市域内においては平成28年度に城陽―八幡間、平成35年度に大津―城陽間が開通予定となっています。

これまで守り伝えてきた金銀糸や、梅・イチジク・茶等の地場産業の振興・発展を図るとともに、新たな市街地や東部丘陵地等を中心に、企業誘致の更なる促進等による産業活性化や新産業の育成、観光振興に取り組み、交流人口の拡大、地域経済の活性化を実現していくことが求められています。

##### ①新名神高速道路の開通を契機とした新たなまちづくりの推進

平成28年度に、新名神高速道路の城陽―八幡間が開通することにより、本市は初めて高速道路ネットワークへ接続することとなり、大阪方面へのアクセスが飛躍的に強化されるとともに、京都縦貫自動車道を通じ、国際貿易港である京都舞鶴港へのアクセス性も高まります。

平成35年度における新名神高速道路の全線開通により、中京圏へのアクセスも容易になるとともに、本市は近畿圏のほぼ中央部の交通の要衝として、京都府、大阪府はもとより奈良県、三重県、滋賀県をも商圏とする近畿随一の地理的優位性を持つ地域となります。

本市は、これまで京都や大阪のベッドタウンとして発展してきましたが、新名神高速道路の開通を契機とした新たなまちづくりのプロジェクト等により、雇用を創出し、交流人口を拡大し、地域経済の活性化を図っていきます。

##### <課題>

- ・高速道路の利用者が単なる通過交通に終わることのないよう、地域資源の掘り起し等により、市域への還流、ひいては地域や市内住民との交流に繋がる仕組みづくりが必要です。また、輸送性の向上や移動時間の短縮により、自治体間や企業間の広域連携を推進し、経営資源の過不足や長所・短所を相互に補完する関係を構築する必要があります。

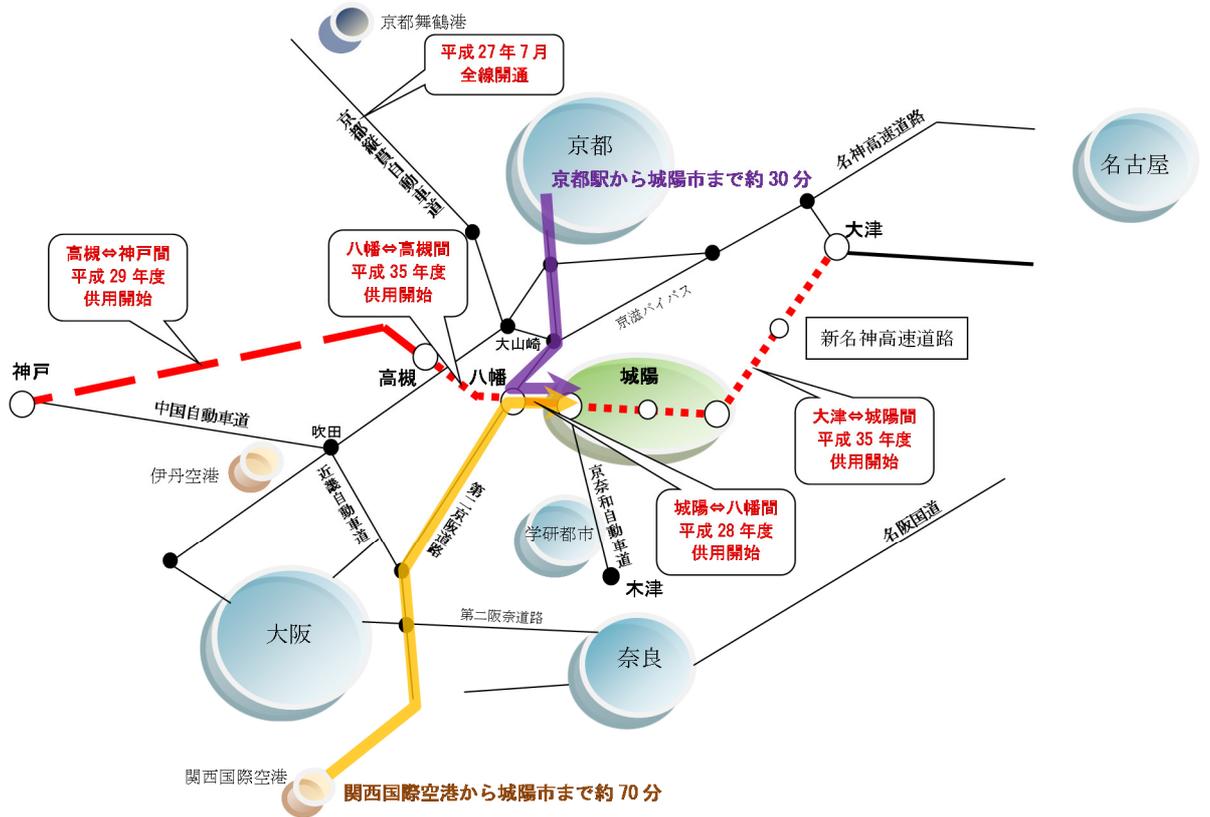


図 城陽市を取り巻く道路ネットワーク

## ② 東部丘陵地の整備による京都府南部地域の活性化

東部丘陵地のまちづくりのテーマとして「新名神高速道路を生かした新たな魅力ある広域交流をめざすまち」、「活気あふれる環境共生のまち」を掲げています。

新名神高速道路の全線開通に伴い、本市の立地条件を最大限に生かし、本市のみならず京都府南部地域の活性化へとつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりに向けて準備を進めています。

各地区の土地利用については次のとおりとなっています。

地区名	利用用途	計画方針・計画内容	導入施設例
先行整備長池地区	商業ゾーン	スマートインターチェンジとの連携による広域的な集客機能を生かした大規模商業施設の立地誘導を図る。	・(広域型)ショッピングセンター等
先行整備青谷地区	流通ゾーン	インターチェンジ直近という立地条件を生かした物流拠点として「中継配送拠点」、「域内配送拠点」の導入を図る。	・配送センター ・トラックターミナル等
中間エリア		まちづくりのテーマにあわせて、各地区の土地利用との連携が図れ、かつ相乗効果が発揮されるような土地利用機能を導入する。 (検討案) ・新名神高速道路以北について、市街化に固執せず自然環境と調和・融合しつつ、適宜関係法令を遵守して山砂利採取跡地の利用を図る。 ・新名神高速道路以南について、商業ゾーンの拡張、地域特産品の見本市市場、野外活用型の展示、販売機能など、地域の産業振興に寄与するような産業拠点づくり。 ・関西文化学術研究都市等との有機的連携を視野に入れたものづくり機能や研究・業務機能の誘導。	

新名神高速道路のインターチェンジさらにスマートインターチェンジの設置をはじめ、周辺府道や国道307号の拡幅、宇治木津線、東部丘陵線等の東部丘陵地周辺を取り巻く道路ネットワークの整備が進むことにより、今後、東部丘陵地の土地利用の需要が高まっていくと期待されていることから、時代のニーズを踏まえながら、段階的に整備を行っていきます。

#### <課題>

- 先行整備により昼間人口の増加が期待できることから、既成市街地との人や物の交流により、活性化を市域全体に波及させる必要があります。

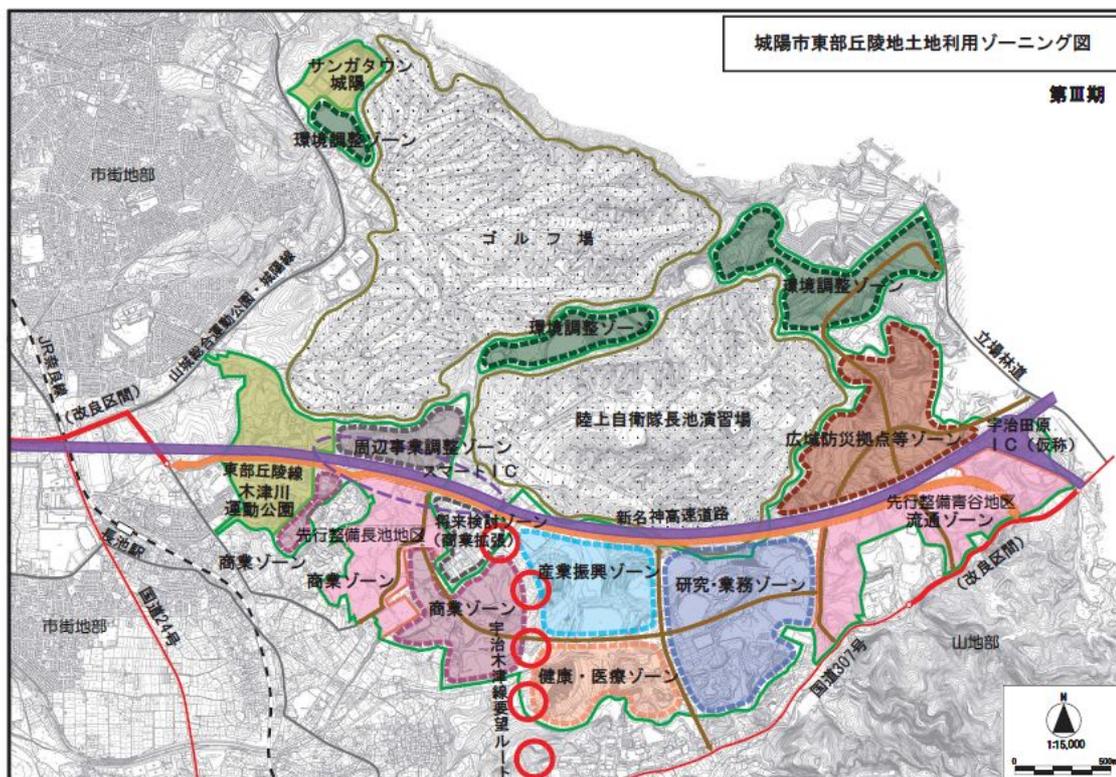


図 東部丘陵地土地利用ゾーニング（東部丘陵地整備計画より）

### ③ JR奈良線の複線化による公共交通の利便性の向上

JR奈良線では、高速化・複線化第二期事業の実施により、平成34年度を開業予定として「京都ー城陽」間が全て複線化されることで所要時間の短縮や定時性の確保など、利便性が向上することが期待されています。

公共交通の利便性は、高齢者のみならず、若い世代の定住化を進めるうえでも大きく影響することから、アクセス性のさらなる改善に向けて取り組んでいきます。

#### <課題>

- 都市の拠点施設である駅を中心としたまちづくりを推進し、居住性の向上や周辺地域のにぎわいづくりが必要です。

#### ④新たな市街地の整備による企業立地の推進

久世荒内・寺田塚本地区及び城陽市と井手町境にまたがる白坂テクノパークにおける企業立地を推進することにより新たな雇用を創出し、本市の定住人口の増加を促進します。

<課題>

- ・企業の安定的操業に向けた環境整備を行うとともに、既存の事業者との連携による新たな産業の創出や雇用と人材のマッチング、定住化に向けた取り組み等が必要です。

### (2) 安心・安全な社会の実現

近年、地球規模で頻発する異常気象や超長期的周期で発生する大地震等、かつて経験したことのない未曾有の自然災害が相次いでいます。本市においても局地的豪雨に起因した浸水被害により住民生活が脅かされる事象が増加しています。

河川整備等により災害に強いまちづくりを進めるとともに、自主防災組織の編成や防災施設の充実等、日ごろの備えの充実が求められています。

また、少子高齢化の進行により社会保障制度の重要性が増す中、子育て世代に対する支援や、高齢者の健康づくりの推進等、本市独自の取り組みを進めることにより、先進的な福祉施策を展開しています。

子どもを安心して産み、育てる環境の充実を図るとともに、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり、また、障がいのある人となない人が共に生きる社会を実現し、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるよう、地域における支え合いや社会参加、健康づくりなどの取り組みの充実、さらには、各種サービスを包括的に提供できる仕組みづくりが求められています。

<課題>

- ・自然災害等に対しては、防災施設・設備の整備とともに、災害発生時にいかに日ごろの備えを有効に機能させるかが課題です。
- ・社会保障制度の適正な利用とともに、地域での支え合いを推進する仕組みづくりが必要です。

### (3) 多様なニーズに配慮した教育の推進

少子化の進行に伴い就学児童・生徒の減少が進む一方で、情報技術の発達やグローバル社会の到来により児童・生徒の学習環境は大きく変化しています。

児童・生徒の健全な心身の発達を促すとともに、一人ひとりの個性を育み、無限の可能性に応えるため、市長と教育長の連携はもとより、学校・家庭・地域が連携した学校教育の推進が求められています。

また、本市には古墳時代から奈良時代を中心として数多くの歴史・文化遺産が存在し、かつての都である奈良と京都の中間に位置していることと相まり、かねてより「五里五里のさと」と呼ばれています。貴重な歴史遺産や大規模な文化・スポーツ施設等の社会資源の利活用により、多様化・高度化する学習需要に対応し、生涯にわたる学習機会の創出が求められています。

<課題>

- ・学校・家庭・地域の連携が必要不可欠であり、各主体が一体となった取り組みが必要です。
- ・史跡等の保存を進めるとともに、優れた地域資源としていかに活用するかが課題となっています。

#### (4) 快適で暮らしやすい住空間の創造

本市は京都や大阪を中心とした都市圏の辺縁部にあたり、鉄道6駅が所在する利便性の優れた交通事情と今なお残る身近な自然が相まって、良好な住環境を形成しています。

新名神高速道路の開通等、周辺環境が大きく変化する中、交通網の利便性向上や駅周辺の整備等、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市機能の誘導を図ることにより、子どもからお年寄りまで快適に過ごせる城陽らしいまちなみの創造が求められています。

<課題>

- ・駅周辺の既成市街地については、都市施設が存在する他、人家が連担する地域が多く、新たな開発が難しくなっています。用途地域や高さ規制の見直し等により居住地の確保及び居住性の向上を図るとともに、増加する空き家の有効活用を図る必要があります。

#### (5) 市民と行政の協働によるまちづくり

本市では、コミュニティセンターや市民活動支援センターを拠点として多くの市民がボランティアやサークル活動等の市民活動に取り組み、地域課題の解決や余暇の充実等、市民にとって住みやすい環境づくりに寄与しています。

近年の少子高齢化の進行に伴う、市民ニーズの多様化や地域住民の交流機会の減少、自治会活動の担い手不足等に対応するとともに、NPO・ボランティア等の市民活動の多様化や女性が社会で活躍できる環境づくりなど、新たな協働のあり方や情報の共有・まちの魅力発信など、SNS等の活用による多様な広報戦略が求められています。

<課題>

- ・自治会の加入率の低下が進んでおり、自治会加入の必要性を啓発するとともに、自治会の活性化に向けた取り組みが必要です。
- ・市民が多様な市民活動やボランティア活動に取り組めるよう、市民活動団体の育成等に取り組む必要があります。
- ・女性の活躍を推進するため、男女共同参画社会の実現やワークライフバランスの向上を図る必要があります。
- ・人を呼び込み市の活性化につなげるため、各種メディアを活用して情報発信力を強化する必要があります。

#### (6) 行政資源を効果的に活用した行政運営

本市は大都市のベッドタウンとして発展した歴史から、企業立地が少なく、法人市民税が乏しいという財政構造を有しています。また、近年の少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大や税収の減少、地方分権の進展により、財政上も権能上も自立した体制づくりに努めています。

ヒト・モノ・カネ等、限りある行政資源から最大限の効能を発揮し、深化・多様化する行政ニーズに適切に対応するとともに、市民に親しまれる、笑顔で規律ある市役所づくりが求められています。

<課題>

- ・今後は、企業立地の促進等による税収の確保や、国・京都府の補助金等の特定財源の有効活用を図るとともに、行政サービスの提供に必要な行政資源が有限であることや施策が相互に関連していることを認識し、最小限のコストで最大限の成果を得るよう業務の効率化を図る必要があります。



# 基本構想



## I. 城陽市の将来像

本市は、奈良と京都の2つの古都の中間に位置する“五里五里のさと”として、多くの古人（いにしえびと）が街道を行き交い、文化・交通の要衝として発展してきたという歴史を有しています。

一方で、新名神高速道路の全線開通に伴い、京阪神と中京圏の2大経済圏を結ぶ国土軸の一翼を担うこととなり、ヒト・モノの流れにおいて、かつてない大きな変化が起ころうとしています。

歴史性に富んだ“五里五里のさと”と未来に繋がる“国土軸の都市”が交わる立地特性を生かすことで、近畿地方の拠点地域として新たな交流を生み出すことが可能となります。

市内だけでなく市外からも多くの人々が訪れ、にぎわいと活力を生み出すとともに、市民が緑に包まれながら生き生きと暮らし、人の和の中で次代を担う人材が育まれることにより、「希望あふれる城陽」「誰もが輝いている城陽」の実現をめざします。

### ● ● ● 城陽市の将来像 ● ● ●

#### 歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽

##### <コンセプト>

「歴史」は、古墳時代の集落の発生から街道沿いの宿場町の形成、そして現代の住宅都市としての発展を表現したものの。

「未来」は、「歴史」の先につながるものとして、基幹交通網の整備を生かした新たなまちづくりを表現しています。また、地理的要因の象徴として、「歴史」には五里五里のさとの由来ともなる南北交通を、「未来」には新名神高速道路を始めとした東西交通の意も内包させています。

そして、心豊かな地域社会を支え、世界にはばたく「人」づくりと、日常生活の中に「緑」が息づくまちづくりに向けた思いを表現しています。

## II. まちづくりの目標

### 1. まちづくりの目標

将来像の実現に向けて、次の4つのまちづくりの目標を設定します。

#### (1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち 【産業、観光、交流】

新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化等、基幹交通網の整備を好機とし、東部丘陵地を始めとする新たな産業集積に積極的に取り組むとともに、青谷梅林や史跡等の地域資源を活用した観光を推進し、地域ににぎわいがあふれ、新たな交流が生まれるまちをめざします。

#### (2) “<sup>いのち</sup>生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち 【福祉、健康、医療、消防、防災・防犯】

少子高齢化社会の進行や自然災害の増加に対応するため、社会保障制度の円滑な運用や緊急時の広域連携の推進、地域での助け合い、多世代交流等による世代間の連携等、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活でき、お互いに助け合い、ふれあいの感じられるまちをめざします。

#### (3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち 【教育、歴史・文化、スポーツ】

本市で育つ子どもたちに、大人になってからも、新たな暮らしの場や子育ての場として住み続けてもらえるよう、歴史や文化を学び、生まれ育った大切なふるさととして地域の魅力に気づき、城陽市へ愛着を持ち、未来の担い手となるための創造力を育むまちをめざします。

#### (4) “<sup>くらし</sup>生活輝く”自然と調和した快適なまち 【都市基盤、環境】

大都市近郊で利便性の高い暮らしが実現できることに加え、身近な暮らしの中で緑や自然にふれあえる、安らぎある住環境が整っていることが本市の最大の魅力であることから、この魅力ある住環境を守り、その質を一層高めることで、ゆとりと身近な自然が感じられるまちをめざします。

### 2. まちづくりに向けた基本姿勢

まちづくりの目標を推進するための基本姿勢として、次の2つを位置づけます。

#### (1) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち 【広報・市民活動】

市民ニーズが多様化する中で、地域の課題は地域の中で解決していくことの重要性が高まっていることから、市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざすとともに、性別や価値観に関係なく、誰もが輝き、活躍できるまちをめざします。

#### (2) 健全経営で市民から信頼されるまち 【行政経営】

少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源（人的資源、物的資源、財源等）を最大限に活用するとともに、施策相互の関連性を考慮し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組みます。また、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。

体系図	
まちづくりの目標	政策
(1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち 〔産業、観光、交流〕	①新名神高速道路の整備を促進する ②東部丘陵地の土地利用を促進する ③駅を中心としたまちづくりを推進する ④交通ネットワークの充実を推進する ⑤新たな雇用の創出を推進する ⑥商工業の育成を促進する ⑦農業の生産振興・基盤強化を推進する ⑧観光の多様化・広域化を推進する
(2) “ <sup>いのち</sup> 生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち 〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕	①消防・救急体制の充実したまちをつくる ②災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる ③地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する ④障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる ⑤子育てしやすい環境づくりを推進する ⑥高齢者福祉を充実する ⑦市民の健康を守る
(3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち 〔教育、歴史・文化、スポーツ〕	①学校教育を充実する ②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する ③生涯学習・社会教育を充実する ④文化芸術を振興する ⑤スポーツ・レクリエーションを振興する
(4) “ <sup>くらし</sup> 生活輝く”自然と調和した快適なまち 〔都市基盤、環境〕	①魅力的な住環境をつくる ②緑豊かなまちを実現する ③上下水道の適切な管理運営を図る ④安全で快適な道づくりを推進する ⑤交通安全対策を推進する ⑥浸水被害の軽減を図る ⑦環境を守り育てる ⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する
(5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち 〔広報・市民活動〕	①市民参加と協働を推進する ②まちの魅力発信を推進する ③人権の尊重・女性の活躍を推進する ④都市間交流を推進する
(6) 健全経営で市民から信頼されるまち 〔行政経営〕	①適正で効率的・効果的な行政運営を推進する ②持続可能な財政運営を実現する ③戦略的に行政経営を推進する

### III. 人口・土地利用

#### 1. 将来人口

本市の人口は、昭和40年代から50年代にかけて京都や大阪のベッドタウンとして急激に増加しましたが、その後は平成7年の85,398人をピークに減少に転じ、平成27年には76,869人となるなど、近年は減少傾向が続いています。

日本全体において東京一極集中の是正及び人口減少の克服を図るべく、地方創生の取り組みが進められており、本市においても平成27年12月に策定した城陽市総合戦略（山背五里五里のまち創生総合戦略）に基づき、まちの賑わいづくりや地域経済の活性化、子育てしやすい環境の整備等により定住人口の増加をめざしています。

地方創生の取り組みにより人口減少に歯止めをかけるとともに、本市のかねてよりの強みである大都市の通勤・通学圏に位置する立地要件や、緑豊かな生活環境、強固なコミュニティ等の地域資源を生かすことにより、次代の発展を担う礎を築くこととして、この計画の目標人口を75,000人と設定します。

#### 2. 土地利用構想

本市は、京都・奈良の中間に位置し、JR、近鉄の鉄道網、京奈和自動車道、国道24号などの道路網により、広域的な交通条件に恵まれた地域となっています。また、新名神高速道路の整備が進められており、インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備に合わせて、商業・工業・流通機能をはじめとする多様な都市機能を集積させることで、土地を有効に活用することが求められています。

また、本市には木津川や東部の丘陵地、田園などの豊富な自然環境や、古墳、遺跡など豊かな歴史的・文化的遺産が数多く存在しており、これらの自然環境や歴史資源の保全を基本としつつ、本市の地域特性を生かした土地利用をめざします。

#### (1) 市街地エリア

##### ①市街地ゾーン

豊かな自然環境や田園環境と調和した土地利用を推進することを基本とし、本市の住宅都市としての魅力をより一層高めるための良好な住環境を形成するとともに、利便性向上や活気にあふれた賑わいのある暮らしにつながる多様な都市機能の充実をめざします。

##### ②商業・業務ゾーン

市内の6つの駅周辺においては、地域の拠点として日常生活に必要な都市機能の誘導を図ることとし、寺田駅周辺については、周辺土地の高度利用や道路整備を図り、商業、業務機能等の土地利用をめざします。

##### ③産業ゾーン

既存の工業集積地や市南部の工業団地については、交通の利便性を生かすとともに、雇用機会の創出に向けて、周辺の環境に配慮した産業の集積をめざします。

また、新名神高速道路（仮称）城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺においては、広域幹線道路の整備に伴い、国土軸が交差する交通の要衝となるため、その優れた立地条件を生かした工業・流通業務地の形成をめざします。

## (2) 東部丘陵地エリア

東部丘陵地のまちづくりのテーマとして「新名神高速道路を生かした新たな魅力ある広域交流をめざすまち」、「活気あふれる環境共生のまち」を掲げています。新名神高速道路のインターチェンジやスマートインターチェンジの設置をはじめ、周辺府道や国道307号の拡幅、宇治木津線、東部丘陵線等の東部丘陵地周辺を取り巻く道路ネットワークの整備が進むことにより、今後、東部丘陵地の土地利用の需要が高まっていくと期待されています。本市の立地条件を最大限に生かし、本市のみならず京都府南部地域の活性化へとつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりをめざします。

## (3) 農地・緑地エリア

### ① 農業ゾーン

大都市近郊という立地条件を生かし、優良農地などを保全・整備するとともに、集落環境の向上をめざします。

### ② 森林・公園緑地ゾーン

自然保護、水源かん養、地球温暖化対策、防災などの観点から、森林の保全を基本とし、ゆとりある緑地環境の形成をめざします。

また、鴻ノ巣山や鴻ノ巣山運動公園（総合運動公園）、城陽五里五里の丘（木津川運動公園）、サンガタウン城陽、ゴルフ場などが所在していることから、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの拠点地域の形成をめざします。

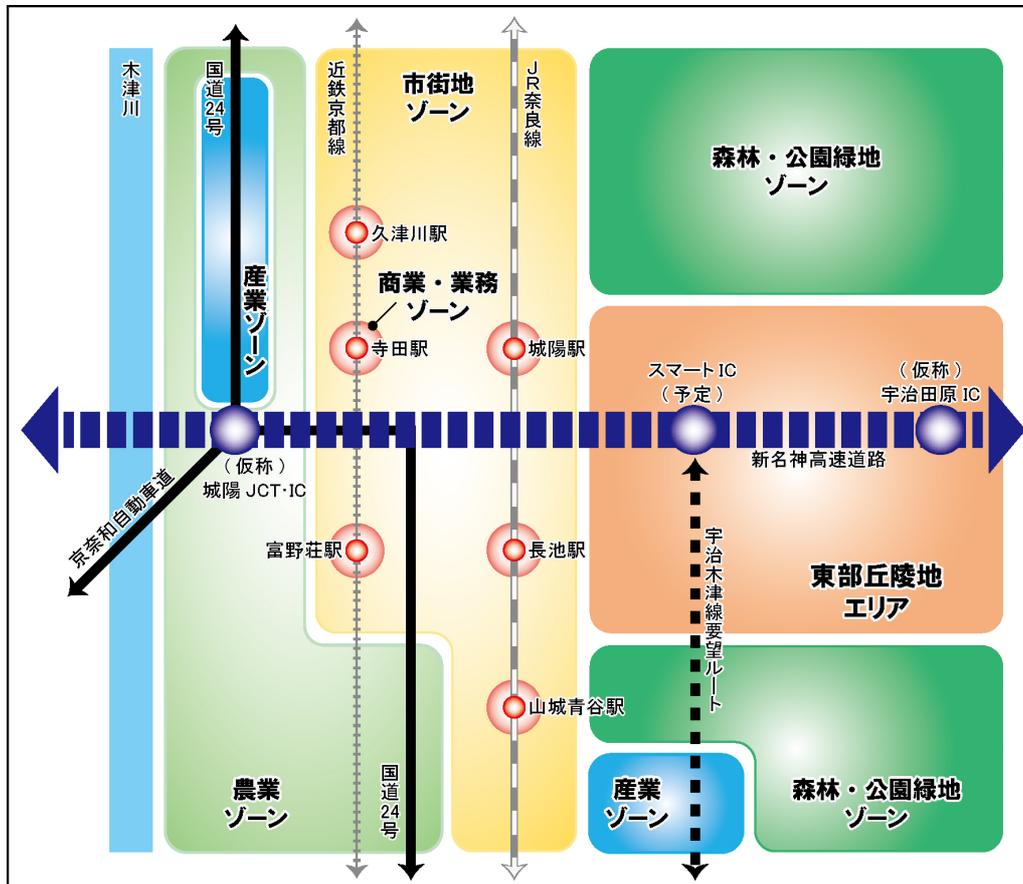


図 土地利用ゾーニング

## IV. 政策大綱

### (1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕

#### ①新名神高速道路の整備を促進する

新名神高速道路の全線供用により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりを進めることにより、産業の活性化や雇用の創出等、地域の活性化を図ります。

#### ②東部丘陵地の土地利用を促進する

スマートインターチェンジや都市計画道路東部丘陵線等の新たな道路ネットワークの構築により、広域交通に係る利便性の向上を推進します。

また、東部丘陵地長池及び青谷地区に広域交通の利便性を生かした企業が進出することにより、市の新たな産業拠点の創出、産業及び地域経済の活性化、雇用の創出に加え、京都府南部地域の活性化を図ります。

#### ③駅を中心としたまちづくりを推進する

地域住民との協働による寺田駅周辺、長池駅周辺及び山城青谷駅周辺の整備により、新名神高速道路を生かして進出する新たな企業等の最寄り駅としての機能を確保するとともに、地域の顔となる特色のある市街地の形成をめざします。

また、市内各駅において、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。

計画期間中に進む大規模事業に伴い大きく変わる人の流れにより、駅の重要性も増してくることとなります。そして、多くの駅の利用者が消費活動等を通じ、地域経済の活性化により寄与する仕組みづくりをめざします。

#### ④交通ネットワークの充実を推進する

JR奈良線の複線化や近鉄寺田駅の急行停車による便数の増加や高速化などにより、鉄道を利用しやすいまちをめざします。

また、高齢者や障がいのある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な交通の実現をめざします。

さらに、エレベーターの設置などのバリアフリー化により、誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現をめざします。

#### ⑤新たな雇用の創出を推進する

企業誘致により働く場所が生まれ、職住近接により地域が活性化するだけでなく、仕事と生活のバランスが取れたまちをめざします。そして企業活動の活性化により、地域経済の底上げに大きく寄与する仕組みづくりを進めます。

## ⑥ 商工業の育成を促進する

地域中核企業の育成と市内中小企業の底上げにより、域外からの収入の増加と地域経済の循環を促進し、まちやひとに資金が行き渡ることによって、豊かな市民生活を実現します。

また、新名神高速道路の全線開通などの交通インフラ整備により、市内企業の商圏の飛躍的な拡大を図り、商工業の活性化をめざします。

加えて、魅力ある商品を作り、育て、そしてその商品を目的に人を呼び込む流れを作ることで、その相乗効果も含めて地域経済に寄与するブランドづくりをめざします。

## ⑦ 農業の生産振興・基盤強化を推進する

城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り、農業経営の安定を図ります。

生産基盤の強化のため、農業者、土地改良区と連携し、基盤整備に取り組みます。

農地の大規模化を図ることにより、農業の担い手に農地を集約し、経営の安定を図ります。

6次産業化、地産地消のため、直売施設を充実し、農業の多角経営を図ります。

## ⑧ 観光の多様化・広域化を推進する

観光資源の積極的な活用に取り組むとともに、新名神高速道路やJR奈良線複線化といった新たなインフラ整備を生かした観光拠点の整備を図り、交流人口の増加を図ります。

また、魅力ある観光資源や商品を作り、ブラッシュアップすることで、人が人を呼び、リピーターの多いまちをめざします。

さらに、新名神高速道路のインターチェンジに近い市のランドマークである文化パーク城陽へのアクセスの向上を図り、より多くの人々が文化パーク城陽を訪れる仕組みづくりをめざします。

## (2) “<sup>いのち</sup>生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち 【福祉、健康、医療、消防、防災・防犯】

### ① 消防・救急体制の充実したまちをつくる

市民が安心して生活できる消防体制の充実したまちをめざします。

### ② 災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる

市民、事業者、関係機関、行政が連携して防災体制を強化することにより、災害による被害を最小限に食い止められるよう取り組みを進めます。

市民、事業者、関係機関、行政との連携により、武力攻撃事態や緊急対処事態に備えた体制の確立をめざします。

市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取り組みを進めていくことにより、市民が安心して暮らせるまちをめざします。

消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

### ③ 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する

自助・共助・公助により生活課題等を解決することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現します。

また、被保護世帯などに対する必要な生活支援を行うことにより、健康で文化的な生活水準を維持しつつ世帯の自立助長をめざします。

#### ④障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる

市民の障がいに対する理解が進むとともに、障がい福祉サービス提供事業所の設置が円滑に進むよう取り組みます。

また、障がい者虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。

さらに、障がい者の工賃が上昇することにより収入が増加し、自立を助長するよう取り組みます。

#### ⑤子育てしやすい環境づくりを推進する

地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、ひとり親家庭を含めた子育て世帯の孤立を防ぎます。

また、保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ維持に係る取り組みや、多様な保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立支援を図ります。

さらに、東部丘陵地等の整備による雇用増が見込まれることから、子育てしやすい環境整備を進めることで、子育て世帯の定住化をめざします。

#### ⑥高齢者福祉を充実する

介護施設を整備することにより、適正な介護サービスが受けられるようにします。

また、地域包括ケアを実現することにより、いつまでも住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるようにします。

さらに、老人福祉センターや高齢者クラブ等における活動を支援することにより、生きがいつくりや社会参加活動を推進します。

#### ⑦市民の健康を守る

定期的に健（検）診を受けて自分の健康状態を把握できる環境づくりに努めます。

また、自分の体の状態に応じた生活習慣の改善等、健康づくりを支援します。

加えて、医療制度の適正な運用により、誰もが安心して医療を受けられるよう取り組みます。

### (3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち 【教育、歴史・文化、スポーツ】

#### ①学校教育を充実する

幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、地域子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。

また、確かな学力（知）、豊かな人間性（徳）、たくましい心身（体）の調和がとれた子どもを育てます。

#### ②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行います。

児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。

青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。

青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。

給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

### ③生涯学習・社会教育を充実する

生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。

また、個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

### ④文化芸術を振興する

文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとに対する誇りと愛着心をもてるまちをめざします。

また、市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

さらに、エコミュージアム中核施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。

### ⑤スポーツ・レクリエーションを振興する

市民一人ひとりが主体的、日常的に、城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。

また、あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。

さらに、各種スポーツにおいて本市出身の選手が活躍することを支援するなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざします。

加えて、市民が京都サンガF.C.の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

## (4) “生活輝く”自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

### ①魅力的な住環境をつくる

将来的な市民ニーズに沿った、市としての土地利用構想に合わせて規制・誘導を行うことにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。

また、屋外広告物の適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観を創出します。

さらに、開発事業者に対して「城陽市開発指導要綱」に基づく協議を行い、良好な都市環境の形成を推進します。

### ②緑豊かなまちを実現する

受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。

市民が緑化に取り組み、まちに花と緑を拓げます。

緑を生かした安全・安心なまちをめざします。

市民生活、生態系を考慮した水と緑のネットワークを形成します。

協働して緑化を進めるまちをめざします。

### ③上下水道の適切な管理運営を図る

安心安全な水道水の供給などの給水サービスを継続・持続します。  
水道施設の維持管理を着実に実施します。  
適正な水道料金を基に、健全な水道事業を運営します。  
下水道管の維持管理・更新等を着実に実施します。  
適正な下水道使用料を基に、健全な公共下水道事業を運営します。

### ④安全で快適な道づくりを推進する

市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。  
また、住民ニーズの視点に立ち、安心安全なまちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な人にやさしい道を整備します。

### ⑤交通安全対策を推進する

歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取り組みなどにより、交通の安全確保をめざします。  
また、市、警察、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を取りながら、交通安全意識の向上に努めます。  
さらに、交通事故や違法駐車、放置自転車を無くすことにより、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

### ⑥浸水被害の軽減を図る

総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進により、浸水被害を軽減します。  
また、浸水被害の軽減、適正な水辺空間の維持管理により、安らぎのある住環境を形成します。

### ⑦環境を守り育てる

市民協働による全市的な環境保全活動により、自然と調和した快適なまちづくりを進めます。  
また、環境汚染把握のための各種測定や、環境監視パトロールの実施等により、良好な生活環境を保全します。  
加えて、豊富で良質な地下水を、市民共有の財産として保全します。

### ⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

市、市民、事業者がごみ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理によるCO<sub>2</sub>排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。

## (5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

### ①市民参加と協働を推進する

市民と行政がそれぞれの特性を生かして、協働によるまちづくりを進めます。

市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざします。

自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会の活性化を図り、地域コミュニティの連携を深めます。

コミュニティセンターにおいて、地域の特色を生かした活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化します。

### ②まちの魅力発信を推進する

市全体で多様な広報メディアなどを効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内外の人に市の魅力を広めます。

また、広聴事業の充実により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に努めます。

さらに、個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護を図ります。

加えて、市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。

### ③人権の尊重・女性の活躍を推進する

学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人の基本的人権の尊重と人権という普遍的文化の構築をめざします。

また、すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

### ④都市間交流を推進する

国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。

また、国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりに繋がることをめざします。

さらに、平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

## (6) 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

### ① 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

適正な定員管理を進めるとともに、市民から信頼される市政運営を担える人材づくりを行います。公共施設等の老朽化及び利用者ニーズの変遷に適切に対応し、安心・安全な施設運営を推進します。また、公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって効率的、効果的な財産管理を行います。

透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。

適正で効率的・効果的な行政運営を推進することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。

### ② 持続可能な財政運営を実現する

持続可能な財政運営を実現することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。

また、市民をはじめとした納税義務者が口座振替しやすい環境を整えるとともに、口座振替の申込み方法や納付方法の拡大を推進します。

さらに、課税客体を適正に把握し、公平で公正な課税を行います。

### ③ 戦略的に行政経営を推進する

総合計画及び関連計画に基づいて、市、市民、市民団体、企業が協働し、計画的なまちづくりを推進します。

また、地方創生の取り組みにより、少子高齢化・人口減少社会の克服、地域振興を図ります。

さらに、国や京都府、近隣市町村との連携や協力体制を確立することにより、地域の個性を生かした、魅力あるまちをめざします。

# 基本計画



# 基本計画の体系

## まちづくりの目標（章）

## 政策（節）

**第1章**  
“未来輝く”にぎわいと  
交流が生まれるまち  
〔産業、観光、交流〕

- 1 新名神高速道路の整備を促進する
- 2 東部丘陵地の土地利用を促進する
- 3 駅を中心としたまちづくりを推進する
- 4 交通ネットワークの充実を推進する
- 5 新たな雇用の創出を推進する
- 6 商工業の育成を促進する
- 7 農業の生産振興・基盤強化を推進する
- 8 観光の多様化・広域化を推進する

**第2章**  
いのち  
“生命輝く”安心と  
ふれあいがひろがるまち  
〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕

- 1 消防・救急体制の充実したまちをつくる
- 2 災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる
- 3 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する
- 4 障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる
- 5 子育てしやすい環境づくりを推進する
- 6 高齢者福祉を充実する
- 7 市民の健康を守る

**第3章**  
“笑顔輝く”愛着と  
創造力を育むまち  
〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

- 1 学校教育を充実する
- 2 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する
- 3 生涯学習・社会教育を充実する
- 4 文化芸術を振興する
- 5 スポーツ・レクリエーションを振興する

**第4章**  
くらし  
“生活輝く”自然と  
調和した快適なまち  
〔都市基盤、環境〕

- 1 魅力的な住環境をつくる
- 2 緑豊かなまちを実現する
- 3 上下水道の適切な管理運営を図る
- 4 安全で快適な道づくりを推進する
- 5 交通安全対策を推進する
- 6 浸水被害の軽減を図る
- 7 環境を守り育てる
- 8 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

**第5章**  
まちの魅力発信・対話と  
協働でつくるまち  
〔広報・市民活動〕

- 1 市民参加と協働を推進する
- 2 まちの魅力発信を推進する
- 3 人権の尊重・女性の活躍を推進する
- 4 都市間交流を推進する

**第6章**  
健全経営で市民から  
信頼されるまち  
〔行政経営〕

- 1 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する
- 2 持続可能な財政運営を実現する
- 3 戦略的に行政経営を推進する



# 基本計画の構成と見方

基本計画では、個別の政策（節）ごとに、まちづくりの方向性を表す「めざすまちの姿」、達成状況を確認する「まちづくり指標」、実現するための「施策の展開」などを示しています。各項目の内容については次の通りです。

基本計画 第1章

第1章 “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち（産業、観光、交流）

第1節 新名神高速道路の整備を促進する

1. 現状と課題

- 新名神高速道路は、新東名高速道路と共に各神高速道路・東名高速道路と相互に機能を補完し、国土軸をダブルネットワーク化することで、災害などで道路が寸断されても国民生活へ与える影響を緩和することができるほか、人・モノの流れを支え、各神高速道路・東名高速道路との適切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、わが国の産業・文化・社会経済活動の振興に寄与するものです。
- 新名神高速道路のうち、城陽～八幡間は平成28年度、高槻～神戸間は平成29年度末（高槻～川西間は平成29年秋頃の部分開通）、大津～城陽間と八幡～高槻間は平成35年度に開通させるべくNEXCO西日本が高速道路本線の建設事業を行っています。
- 新名神高速道路について、近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を向上させるためにも、平成35年度の全線供用に向け、今後とも、道路やまちづくり等の事業が円滑に進むよう関係機関と調整を行っていくことが必要です。

2. めざすまちの姿

- 新名神高速道路の全線供用により、他府県へのアクセスが高まり、利便性が向上します。また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりを進めることにより、産業の活性化や雇用の創出等、地域の活性化を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
新名神高速道路の供用延長率	城陽市域における新名神高速道路本線の供用延長の割合	%	0	8.9	100

4. 施策の展開

①新名神高速道路の整備推進

新名神高速道路の全線供用による利便性を向上させるため、新名神高速道路事業及び周辺道路事業の整備推進に協力をを行います。

また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりによる地域の活性化に向けて、新名神高速道路事業又は周辺道路事業と市関連事業との調整を行います。

40

## 現状と課題

「めざすまちの姿」の設定や「施策の展開」の背景となっている現状や課題認識などを示しています。

## めざすまちの姿

めざすべきまちづくりの方向性について示しています。

## まちづくり指標

政策の達成状況を測るために設定した指標です。

### ○現状値

指標に基づく現状（H27）の数値を示しています。

### ○目標

計画期間内における目標値です。

## 施策の展開

どのような施策により「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成をめざすのか、その方策を示しています。

基本計画 第1章

5. 市民ができること・地域ができること

- 市民は、新名神高速道路及び周辺道路事業の必要性を理解し、建設に協力する。

6. 関連計画

なし



新名神高速道路 城陽 JCT-IC（平成29年5月時点）  
提供：NEXCO 西日本



新名神高速道路（城陽 JCT-IC～八幡宗田 JCT-IC）開通式典

41

## 市民ができること・地域ができること

「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成をめざすため、市民や地域、各種団体、事業者等が協力できること・主体的に取り組むべきこと等を示しています。

## 関連計画

政策分野と関連性がある計画や下位計画を示しています。

## 第1節 新名神高速道路の整備を促進する

### 1. 現状と課題

- ・新名神高速道路は、新東名高速道路と共に名神高速道路・東名高速道路と相互に機能を補完し、国土軸をダブルネットワーク化することで、災害などで道路が寸断されても国民生活へ与える影響を緩和することができるほか、人・モノの流れを支え、名神高速道路・東名高速道路との適切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、わが国の産業・文化・社会経済活動の振興に寄与するものです。
- ・新名神高速道路のうち、城陽～八幡間は平成28年度、高槻～神戸間は平成29年度末（高槻～川西間は平成29年秋頃の部分開通）、大津～城陽間と八幡～高槻間は平成35年度に開通させるべくNEXCOWestが高速道路本線の建設事業を行っています。
- ・新名神高速道路について、近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を向上させるためにも、平成35年度の全線供用に向け、今後とも、道路やまちづくり等の事業が円滑に進むよう関係機関と調整を行っていくことが必要です。

### 2. めざすまちの姿

- ・新名神高速道路の全線供用により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりを進めることにより、産業の活性化や雇用の創出等、地域の活性化を図ります。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
新名神高速道路の供用延長率	城陽市域における新名神高速道路本線の供用延長の割合	%	0	8.9	100

### 4. 施策の展開

#### ①新名神高速道路の整備推進

新名神高速道路の全線供用による利便性を向上させるため、新名神高速道路事業及び周辺道路事業の整備推進に協力を行います。

また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりによる地域の活性化に向けて、新名神高速道路事業又は周辺道路事業と市関連事業との調整を行います。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、新名神高速道路及び周辺道路事業の必要性を理解し、建設に協力する。

## 6. 関連計画

なし



新名神高速道路 城陽 JCT・IC (平成 29 年 5 月時点)  
提供：NEXCO 西日本



新名神高速道路（城陽 JCT・IC～八幡京田辺 JCT・IC）開通式典

## 第2節 東部丘陵地の土地利用を促進する

### 1. 現状と課題

- ・広域交通の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、新名神高速道路の時間軸に遅れることなく、円滑かつ効率的に東部丘陵地関連事業を確実に進捗させていくことが求められています。
- ・東部丘陵地の土地利用の実現に向け、平成28年4月には東部丘陵地における無秩序な開発を防止する「城陽市東部丘陵地まちづくり条例\*」を制定し、平成28年5月には東部丘陵地整備計画【見直し版】の策定、東部丘陵地の2地区（長池地区、青谷地区）の市街化区域編入及び東部丘陵地の骨格となる幹線道路（都市計画道路東部丘陵線）の都市計画決定を行いました。また、平成28年6月には更なる事業推進体制の強化を図るべく、官・民等から構成される「城陽市東部丘陵地整備推進協議会」を設立しました。
- ・今後は、東部丘陵地の2地区のまちびらきを平成35年度に実現させるため、企業への積極的な立地誘導及び対外的な情報発信を強化するとともに、現在、設置を検討しているスマートインターチェンジ\*についても平成35年度のまちびらきに合わせて設置できるよう取り組みを進めていく必要があります。
- ・段階整備の方針に基づき次期線引き見直し時に計画的に市街化区域へ編入させる必要があります。
- ・今後とも、建設発生土を安定的に確保し、安心・安全かつ計画的な埋戻しを実施することが課題です。

### 2. めざすまちの姿

- ・スマートインターチェンジや都市計画道路東部丘陵線等の新たな道路ネットワークの構築により、広域交通に係る利便性の向上を推進します。
- ・東部丘陵地長池及び青谷地区に広域交通の利便性を生かした企業が進出することにより、市の新たな産業拠点の創出、産業及び地域経済の活性化、雇用の創出に加え、京都府南部地域の活性化を図ります。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
東部丘陵地長池地区への大型商業施設等の立地実現	大型商業施設等の立地の有無	—	—	—	立地実現済
東部丘陵地青谷地区（物流ゾーン）への企業立地率	対象区画数のうち企業が進出している区画の割合	%	0	0	100
都市計画道路東部丘陵線の開通	道路開通の有無	—	—	—	開通済
東部丘陵地の市街化区域編入（第Ⅱ期）	次期線引き見直し時における市街化区域編入の有無	—	—	—	区域編入完了

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
スマートインターチェンジの設置	スマートインターチェンジ設置の有無	—	—	—	設置済

#### 4. 施策の展開

##### ①整備推進体制の強化構築

東部丘陵地関連事業（東部丘陵地長池及び青谷地区のまちびらき、都市計画道路東部丘陵線整備、スマートインターチェンジの設置等）を円滑かつ効率的に進捗させるため、「城陽市東部丘陵地整備推進協議会」等をとおして、官民一体となり、東部丘陵地のまちづくりを推進します。

##### ②東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく段階的整備の推進

東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく第Ⅰ期事業（東部丘陵地長池及び青谷地区のまちびらき、都市計画道路東部丘陵線の整備、スマートインターチェンジ設置等）を実現させるため、新名神高速道路の時間軸に遅れることなく事業を着実に推進します。

また、第Ⅱ期事業区域の市街化区域編入の実現を目指し、今後も山砂利採取区域の拡大防止に努めるとともに計画的な埋戻し事業の実施に努めます。

##### ③東部丘陵地長池及び青谷地区への企業立地に向けた対外的なPRの強化

東部丘陵地長池及び青谷地区への企業立地を実現させるため、多様な情報発信ツール（広報、市HP、報道発表、企業向けPR冊子等）を活用し、企業の立地誘導を促進します。

##### ④東部丘陵地における計画的なまちづくりの推進

「城陽市東部丘陵地まちづくり条例」に基づき、市、市民等及び開発事業者が一体となって、東部丘陵地内における無秩序な開発を防止するとともに、計画的なまちづくりの推進に努めます。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民等は、東部丘陵地のまちづくりに関心を持ち、その推進に向けて主体的に活動する。
- ・山砂利採取業者は、跡地利用の実現に向けた体制（土地区画整理組合の設立等）を整える。

#### 6. 関連計画

- ・東部丘陵地整備計画【見直し版】

#### 用語解説

##### \*城陽市東部丘陵地まちづくり条例

城陽市域の東部に広がる約420ヘクタールの広大なエリアである東部丘陵地において、山砂利採取が市民生活や市のまちづくりに与えてきた影響や、新名神高速道路を生かした広域交通の利便性を踏まえ、計画的な緑の再生に配慮しつつ、産業の活性化や雇用の創出等、市のみならず京都府南部地域の活性化に寄与し、かつ市民等の安心・安全で豊かな生活に還元できる秩序あるまちづくりを進めるため、東部丘陵地における開発事業に対し一定の基準や手続等を定めた条例。

##### \*スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

### 第3節 駅を中心としたまちづくりを推進する

#### 1. 現状と課題

- ・駅周辺においては、文化や交流、買い物などの諸機能を拡充し、特色ある市街地の形成を図る必要があります。
- ・寺田駅周辺について、久世荒内・寺田塚本地区において新名神高速道路のインパクトを活かした工業・流通ゾーンの形成を図り、雇用の創出等を目的とした土地区画整理事業を進めています。この最寄り駅としての機能を確保するため、平成20年5月に作成した「寺田駅周辺整備基本計画(案)」をもとに平成28年3月に「寺田駅周辺施設整備計画(案)」を作成しました。今後は、整備手法や整備内容などについて京都府や鉄道事業者等との協議を踏まえ、民間開発を誘導し、寺田駅周辺整備の実現に向けて進めていく必要があります。
- ・長池駅周辺について、地域住民で構成される「長池まちづくり協議会」と協働して、長池駅周辺の都市基盤施設を始めとする地域資源を活用した地域の活性化を進めるとともに、駅南側の交通結節機能としてアクセス道路・駅前広場等の整備の具体化に向けた検討を進め、東部丘陵地の玄関口としての機能を備えていく必要があります。
- ・山城青谷駅周辺について、平成26年3月に策定した「山城青谷駅周辺整備基本計画」をもとに、駅西側を通る新設バイパスの整備と合わせ、駅前広場・自由通路・橋上駅等の整備の実現に向けて進め、地元地域をはじめ、白坂テクノパークの進出企業等の最寄り駅としての機能を向上し、地域交流の拠点としていく必要があります。

#### 2. めざすまちの姿

- ・地域住民との協働による寺田駅周辺、長池駅周辺及び山城青谷駅周辺の整備により、新名神高速道路を生かして進出する新たな企業等の最寄り駅としての機能を確保するとともに、地域の顔となる特色のある市街地の形成をめざします。
- ・市内各駅において、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。
- ・計画期間中に進む大規模事業に伴い大きく変わる人の流れにより、駅の重要性も増してくることとなります。そして、多くの駅の利用者が消費活動等を通じ、地域経済の活性化により寄与する仕組みづくりをめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
寺田駅一日平均乗降客数	寺田駅の日平均乗降客数	人	9,186	10,000	15,000
山城青谷駅一日平均乗降客数	山城青谷駅の日平均乗降客数	人	1,906	2,000	2,200
地元組織「長池まちづくり協議会」イベント参加者数	イベントの延べ参加者数	人	1,000	1,200	1,400

### 4. 施策の展開

#### ① 駅周辺整備の実施

寺田駅周辺整備については、新名神高速道路のインパクトを活かして取り組みを進めている新市街地への進出企業の最寄り駅として、地域住民と連携し、整備手法等の検討を行い、民間開発の誘導に向けた取り組みを進めます。また、近鉄連続立体交差化事業について、関係機関に要望していきます。

長池駅周辺整備については、駅南側の交通結節機能として駅前広場・アクセス道路等の整備の検討に取り組み、東部丘陵地の玄関口としての機能を備えた、市南部地域の中心地区として、地域住民と協働し駅周辺地域の活性化に努めます。

山城青谷駅周辺整備については、地元地域、新たな進出企業等の最寄り駅として、駅西側を通る新設バイパスの整備と合わせ、駅前広場・自由通路・橋上駅等の駅周辺整備に取り組みます。

その他久津川、富野荘等の各駅周辺においては、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。

### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・地域は、まちづくりに関心を持ち、地元の意見・意向を把握し、行政等に発信することで、自分たちのまちづくりを進める。

### 6. 関連計画

- ・寺田駅周辺整備基本計画（案）
- ・寺田駅周辺施設整備計画（案）
- ・JR長池駅周辺整備基本構想・基本計画
- ・都市再生整備計画 長池駅周辺地区
- ・山城青谷駅周辺整備基本計画

## 第4節 交通ネットワークの充実を推進する

## 1. 現状と課題

- ・ 鉄道利用の利便性の向上については、JR奈良線高速化・複線化第二期事業が着手され、事業が進められていますが、全線複線化の具体的な整備時期については示されておらず、引き続き全線複線化の実現に向けた取り組みが必要となっています。また、近鉄京都線における寺田駅への急行列車の停車について、近鉄に対して要望を行っていますが、実現には至っておらず、引き続き取り組みが必要となっています。
- ・ 城陽さんさんバスについては、今後も引き続き利用者増加を図る取り組みが必要ですが、路線の拡大や運行本数の増加は新たに多額の財政負担が生じることからも困難な状況となっています。しかしながら、新市街地や東部丘陵地整備に伴う新たな人の流れが生じることが想定されることから、ニーズや事業効果等を考慮した路線の見直し検討を行うにあたり、需要見込み、経路の設定、バス事業者との調整、進出企業等の意向及び市民ニーズを整理する必要があります。
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化について、寺田駅は新市街地の進出企業の操業開始が見込まれる平成30年を目標年度とし、他の各駅についても取り組みを進めており、目標年度に向けて鉄道事業者と取り組みを進める必要があります。

## 2. めざすまちの姿

- ・ JR奈良線の複線化や近鉄寺田駅の急行停車による便数の増加や高速化などにより、鉄道を利用しやすいまちをめざします。
- ・ 高齢者や障がいのある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な交通の実現をめざします。
- ・ エレベーターの設置などのバリアフリー化により、誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現をめざします。



複線化事業が進むJR奈良線

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
鉄道を利用しやすいと感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	70.1 (H28)	↑	↑
路線バスを利用しやすいと感じている市民の割合（市内の2路線）	まちづくり市民アンケート結果	%	33.0 (H28)	↑	↑
路線バス利用者数（市内の2路線）	年間総利用者数	人	201,452	204,993	204,993
城陽駅一日平均乗降客数	一日平均乗降客数	人	6,768 (H26)	6,850	7,300

### 4. 施策の展開

#### ①鉄道利用者の利便性の向上

鉄道利用者の利便性の向上のため、JR奈良線全線複線化の実現に向けた取り組みを行います。新市街地への企業進出により、最寄駅等として乗降客の増加が見込まれる寺田駅への急行停車に向けて近鉄に対して引き続き要望を行います。また、鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者と整備に向けた協議を行います。

#### ②交通弱者の移動手段の確保

高齢者、交通弱者などの生活における交通手段の確保、外出機会の創出、公共施設の利用促進を図るため、市の補助により運行している城陽さんさんバスの2路線（鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線、プラムイン城陽長池線）について、今後も、鉄道との円滑な接続の検討など利便性を高め、利用促進に努めます。また、高齢化社会における地域交通ネットワークについて検討します。

### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は鉄道やバスが地域の大切な交通手段であることを認識し、積極的に利用する。
- ・バス事業者は城陽さんさんバスの利用者増加に向けて、利便性・サービスの向上及び安全運行の取り組みを行う。

### 6. 関連計画

なし

第5節 新たな雇用の創出を推進する

1. 現状と課題

- ・久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの企業立地により、雇用吸収力の高い製造業などが立地し、本市の雇用需要が高まることが予想されます。そこで、市内雇用を促進するため企業が雇用するインセンティブとして、現在実施している企業立地助成金制度を中心に、雇用施策を促進していく必要があります。また、市内企業の雇用需要を的確に把握し、ハローワークや京都ジョブパークと連携し、企業とひととのマッチングを促進する必要があります。
- ・久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの立地企業に対し、立地後もアフターケアを行い信頼関係を構築する必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・企業誘致により働く場所が生まれ、職住近接により地域が活性化するだけでなく、仕事と生活のバランスが取れたまちをめざします。そして企業活動の活性化により、地域経済の底上げに大きく寄与する仕組みづくりを進めます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
従業者数	市内企業の従業者数	人	23,474 (H26)	24,250	25,000



整備が進む久世荒内・寺田塚本地区（平成29年6月時点）

## 4. 施策の展開

### ①立地企業への雇用促進支援

今後、久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの企業立地により、大きな雇用が生まれることから、立地企業のニーズを的確に把握し、また、ハローワークや京都ジョブパークと連携した雇用促進に取り組み、企業が円滑に操業できるように支援します。

### ②立地企業へのアフターフォロー

久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの企業立地が進んできたことから、今後は企業の流出を防ぐため、立地企業へのアフターフォローに取り組みます。

また、引き続き、京都市市町村企業誘致推進連絡会議に参加し、密な情報交換と広域的な解決が求められる課題に対応できるよう取り組みます。

### ③企業とひとのマッチング支援

企業とひとのミスマッチを解消するため、ハローワークや京都ジョブパーク、城南地域職業訓練センターなど関係機関と連携を強化し、就職説明会や職業訓練など積極的な就労機会の提供に努めます。

### ④勤労者福祉の向上

勤労者福祉の向上を図るため、退職金共済制度に対する支援や住宅融資制度などの取り組みに努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・企業は、積極的に地元雇用の創出に努める。
- ・市民は、職業訓練などに参加し技能向上に努める。

## 6. 関連計画

なし



京都山城白坂テクノパーク（平成 29 年 2 月時点）

## 第6節 商工業の育成を促進する

### 1. 現状と課題

- ・我が国の商工業を巡る情勢は、これまで長く続いた円高不況から、ここ数年は円安傾向にシフトしており、首都圏の大企業を中心にわずかではあります、景気の回復基調にあると言われていきます。こういった状況の中、国の動向としては、地方の活力を生み出す政策に重点が置かれており、とりわけ、地域経済の底上げに焦点が当たっています。
- ・本市の産業構造は中小企業が中心であることから、経営状況が景気の動向に大きく左右されると考えられます。そこで、本市においては、事業者の経営の安定化に取り組んでおり、市独自の低利融資制度に加え、利子および保証料に対する補給を実施しております。今後も社会経済情勢の変化に対応して必要な対策を講じていく必要があります。
- ・本市の地場産業である金銀糸加工業を、古くから受け継がれてきた本市固有の伝統産業として継承・発展させていくため、新製品開発、後継者育成などの取り組みを進める必要があります。
- ・本市の商業は、生活様式や消費構造の変化から、駅前を中心とした商店街での消費需要は減少傾向にありますが、商店街の公共性を生かし、人が集まりにぎわいを生み出す場所として価値を高めるため、引き続き、山背彩りの市など商店街のにぎわいづくりを進めていく必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- ・地域中核企業の育成と市内中小企業の底上げにより、域外からの収入の増加と地域経済の循環を促進し、まちやひとに資金が行き渡ること、豊かな市民生活を実現します。
- ・新名神高速道路の全線開通などの交通インフラ整備により、市内企業の商圏の飛躍的な拡大を図り、商工業の活性化をめざします。
- ・魅力ある商品を作り、育て、そしてその商品を目的に人を呼び込む流れを作ることで、その相乗効果も含めて地域経済に寄与するブランドづくりをめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
製造品出荷額	製造業の製造品出荷額	億円	893 (H26)	900	925
商品販売額	卸売・商品販売業の商品販売額	億円	701 (H26)	715	735

## 4. 施策の展開

### ①中小企業振興と経営安定化

市民の雇用の受け皿や税収向上に貢献するため、地域中核企業の育成及び市内中小企業の底上げに取り組みます。

また、設備投資や運転資金といった企業の資金需要に対応するため、各種融資・助成制度を周知するとともに、引き続き低利融資事業などを実施し、経営の安定化に努めます。

### ②特産品開発及び販路開拓支援

市の魅力向上のため、日本遺産\*に登録された上津屋地区を中心に栽培されるてん茶や府内一の生産量を誇る青谷梅林で生産される梅、都市近郊地域の立地特性を生かしたイチジクといった豊富な特産物を用いた商品開発や販路開拓を支援します。

また、伝統産業である金銀糸加工産業の振興を図るため、製品開発や販路開拓などの取り組みを支援します。

### ③新規創業・第二創業の支援

地域経済の活性化を担う人材づくりとして、市内での新規創業や経営多角化等による第二創業を積極的に支援します。

また、城陽商工会議所、京都信用保証協会、日本政策金融公庫と市による創業支援ネットワーク城陽チャレンジスクエアにより、創業希望者に対して連携した支援を展開します。

### ④商店街・商店群の振興

高齢者や交通弱者が買い物に困らないよう地域商業の機能を維持するため、事業者の高齢化や後継者不足、商店街の空き店舗の増加や商店街組織の弱体化に対応し、時代に合わせた商店街や各個店の集まった商店群づくりに向けた支援を展開します。

また、引き続き、まちなかにぎわいづくりのため、イベントによる集客に取り組みます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・事業者は、企業が社会の公器として社会を支える立場であることを意識するとともに、自立した経営を行う。
- ・地域は、地元の商店街や商店を維持するため、買い支える。
- ・市民は、行政の支援が行き届かない地域の課題に対し、コミュニティビジネスや、ソーシャルビジネスで解決に取り組む。

## 6. 関連計画

- ・城陽市商業活性化推進プラン

### 用語解説

#### \*日本遺産

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

## 第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する

### 1. 現状と課題

- ・農業を取り巻く環境は、TPP協定\*の大筋合意の影響や、農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の問題など厳しい状況にあります。
- ・本市の生産作物には、梅、茶、イチジク、カンショや湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産物以外にも多品目の作物が生産されています。
- ・農業基盤整備は、現在奈島西地区ほ場整備事業を推進しており、農作業の効率化とともに、農業経営の安定や農業に対する魅力を高めていく必要があります。
- ・また、平成35年度の新名神高速道路の全線開通を契機とし、消費者を近くに持つ都市近郊農業の利点を生かした農業施策を展開していくとともに、農業従事者の高齢化、後継者不足の対策として、農作業受託組織等による農地の集積を進めていく必要があります。さらに、新鮮で安全な農産物を市民に供給する「城陽旬菜市」等の直売所の充実による地産地消の積極的な推進や生産者との交流を促進していく必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- ・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り、農業経営の安定を図ります。
- ・生産基盤の強化のため、農業者、土地改良区と連携し、基盤整備に取り組みます。
- ・農地の大規模化を図ることにより、農業の担い手に農地を集約し、経営の安定を図ります。
- ・6次産業化\*、地産地消のため、直売施設を充実し、農業の多角経営を図ります。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
新規ほ場整備事業面積	ほ場整備事業を実施した面積	ha	12.3	24.0	37.8
農産物販売金額	農産物の販売金額	千万円	146	158	170
農業従事者数	専業農家の戸数	戸	88	88	88

### 4. 施策の展開

#### ①農業生産の振興

都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、JA、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。

また、城陽市の特産である梅、高級てん茶、イチジク、カンショ、湧水花き並びに京野菜等の生産振興を進め、農業経営の安定を図ります。

## ②農業基盤の整備

効率的な農作業を進めるため、農地の機能に応じた生産基盤を整備するとともに、生産性を高めるため、認定農業者などへの農地の流動化を促進し、農地の集積を図ります。

また、地域農業者や土地改良区とともに、ほ場整備等の基盤整備を進めます。

## ③生産体制の強化

後継者や新規就農者の確保、育成を図るため、地域担い手総合支援協議会の活動を支援する、JAなどの関係機関と連携し、農業技術研修や営農指導の充実に努めます。

また、農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託を促進するとともに、農作業受託組織などの育成に努めます。

## ④地産地消と交流の促進

安全・新鮮な農産物の供給を進めるため、直売施設の充実や学校給食への地元農産物の提供など、地産地消を推進します。

また、青谷梅林、いも掘り農園、湧水花き園などを活用した観光農業の充実に取り組みます。

さらに、お茶について、11月8日の「じょうようお茶の日」を浸透させるとともに、日本一の品質を誇る「てん茶」の産地として情報発信を行い、抹茶ふれあい体験事業を推進し市内外に城陽のお茶をPRします。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、地元の農産物を消費し、地産地消に協力する。
- ・農業者は、安全で新鮮な農産物の供給を進めるとともに、生産性の向上や農作業の効率化、後継者の育成に努める。
- ・JAは、講習会などを開催し、農業者の安定経営に向けて支援する。

## 6. 関連計画

- ・城陽農業振興地域整備計画

### 用語解説

#### \* TPP（環太平洋パートナーシップ）協定

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定とは、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

農業分野では、関税撤廃を原則とするTPP交渉にあって、重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビ等甘味資源作物）を中心に、関税撤廃の例外に加えて、国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保、関税削減期間の長期間化等の措置がなされている。

#### \* 6次産業化

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

（参考）6次産業化の名称の由来

※1次（生産）×2次（加工）×3次（販売）＝6次産業化

## 第8節 観光の多様化・広域化を推進する

### 1. 現状と課題

- ・本市内外における社会・経済情勢の変化や、「農商工連携」、「インバウンド\*」、「6次産業化」、「地域ブランド」など、新たな観光の概念が生まれており、これらを取り入れ、時代と市民のニーズにあった観光振興が必要となっています。
- ・観光事業をさらに発展させるため、地域の資源を生かした価値の創造や環境整備、情報発信など、市民や観光協会、行政が一体となって取り組める施策の策定が必要です。
- ・国による日本遺産の認定、京都府のお茶の京都事業\*の推進や本市における新たなインフラ整備を生かした観光振興に取り組む必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- ・観光資源の積極的な活用に取り組むとともに、新名神高速道路やJR奈良線複線化といった新たなインフラ整備を生かした観光拠点の整備を図り、交流人口の増加を図ります。
- ・魅力ある観光資源や商品を作り、ブラッシュアップすることで、人が人を呼び、リピーターの多いまちをめざします。
- ・新名神高速道路のインターチェンジに近い市のランドマークである文化パーク城陽へのアクセスの向上を図り、より多くの人々が文化パーク城陽を訪れる仕組みづくりをめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
観光入込客数	市内の年間観光入込客数	人	1,030,912	1,210,000	1,230,000

### 4. 施策の展開

#### ①大きなアドバンテージを活かした観光客の呼び込み

新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化・高速化、東部丘陵地の整備などを契機に、集客施設の誘致や新たな観光スポットなど、拠点整備の検討を行います。

また、この大きなアドバンテージを活かし、近隣市町と連携した新たな広域観光ルートの設定など、山城地域の魅力を高める広域観光の連携強化を図ります。

## ② ちょうどよい五里の立ち寄りどころ・城陽のおもてなし

通過交通にならないための魅力あふれる立ち寄りどころを創出し、トイレや休憩所、インバウンドを意識した案内標識の整備など、快適な環境で観光客に満足してもらえる取り組みを図ります。

また、SNS\*やマスメディアを活かした取り組みを積極的に実施し、立ち寄りたくなる仕掛けづくりと魅力を発信します。

## ③ これまでの観光をさらに育み、高める取り組み

市内の魅力ある観光資源を再認識し、磨き、育み、高める取り組みとして、エコミュージアム\*などを推進し、観光資源を有効に活用します。

また、観光における人材を育てるため、地域人材づくりを図り、観光への意識を高める取り組みを図ります。

## ④ 新たな魅力づくり

立ち寄りたくなる心くすぐる新たな魅力を発信するため、梅、イチジク、お茶等を近畿圏外や首都圏へPR販売を実施します。

また、商品開発・販売拡大に向け、地場特産物によるコンテストを実施し、お土産品の開発に向けた取り組みを実施するとともに、食や自然、歴史・文化、産業など、本市の特性や強みを活かした体験型観光などを検討し、旅行業者によるツアー造成に向けた取り組みを図ります。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、歴史や文化、伝統を次の世代に継承できるよう、積極的にイベント活動へ参加する。
- ・観光協会、農業団体や商工業団体等の観光関係者は、相互に連携して観光資源の整備に取り組む。
- ・観光協会は、観光に携わる市民や事業者を幅広く育てる。
- ・市民は、市民観光ボランティアガイドへの参加や、ロコミ等で自慢できる場所を発掘する。

## 6. 関連計画

- ・第2次城陽市観光振興計画（平成29年度～平成38年度）
- ・城陽市梅の郷青谷整備計画

### 用語解説

#### \*インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

#### \*お茶の京都事業

日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向け発信することにより、多くの人々が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点となることを目指す取り組み。

#### \*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人とのつながりを促進、支援するコミュニティ型のウェブサイトやネットサービスのこと。

#### \*エコミュージアム

1960年代にフランスで生まれた、「地域全体を博物館」としてとらえたまちづくりの考え方。住民が主体的に参加する運営により、地域内にある歴史・自然・産業などの地域資源を現地で保存し、調査・研究、展示、活用等を行うことで、地域を見直し、その活性化や発展を目指すことに特徴がある。

第1節 消防・救急体制の充実したまちをつくる

1. 現状と課題

- ・南海トラフ地震等の大災害や国際的なテロ災害の発生が危惧されるなかで、新名神高速道路全線開通とそれに合わせた、新市街地、東部丘陵等への企業施設進出による各種災害の複雑多様化を想定し、それに対応できる隊員の育成と施設装備の充実強化に努めなければなりません。
- ・火災等の発生を未然に防ぐため、事業所への立入検査を強化するとともに住宅火災による人的・物的被害軽減のため住宅用火災警報器のさらなる設置促進と維持管理の徹底に努めなければなりません。
- ・高齢化社会の進展による救急需要の増加への対応のため、救急救命士の計画的育成と応急手当、AED\*使用方法の普及啓発活動に努めなければなりません。
- ・大規模な震災等が発生した際にも有効な消防水利を確保する必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民が安心して生活できる消防体制の充実したまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
事業所などの立入検査実施率	年間立入検査実施数／防火管理者を選任する防火対象物、特定防火対象物、危険物施設	%	87.3	90.0	92.5
救急救命士数	救急隊に配置する救急救命士数	人	17	21	26
応急手当講習会の受講者数	応急手当講習会の受講者数	人	1,821	1,900	2,000
市域耐震性防火水槽設置割合	全防火水槽に対する耐震性防火水槽の割合	%	33.8	34.7	35.5
火災件数	年間の火災件数	件	18	9	↓
出火率	人口1万人当たりの火災発生件数	件	2.3	1.1	↓

## 4. 施策の展開

### ①消防力の強化

災害発生時に、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材の整備に努めるほか、広域消防応援体制の強化・充実を図ります。

また、南海トラフ地震等発生時、大規模な火災に有効な消防用水を確保するため、計画的に耐震性防火水槽を設置します。

さらに、各種研修・訓練等を通じて現場活動能力の向上を図り、あらゆる災害に対応できる体制の整備に努めます。

### ②火災予防対策の推進

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への予防査察の強化など、防火・安全管理体制の充実に努めます。

また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、住宅防火を中心に防火対策などを促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発などを推進し、市民参加の校区防災訓練、自治会の消火訓練などの取り組みを進めます。

### ③救急体制の強化

救命率の向上に向けて、救急救命士の養成や研修、医療機関との協力連携体制を強化するとともに、救急隊の到着までの間に市民が適切な応急手当ができるように、応急手当の普及・啓発活動を推進します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理する。
- ・市民は、各種消防訓練などに参加し、消火器の取扱いなどを学ぶ。
- ・市民は、AED講習会に参加し、救急時の対応を学ぶとともに、救急情報サービス電話\*を活用するなど、救急車を適切に利用する。

## 6. 関連計画

なし

### 用語解説

#### \*AED

AEDとは

A: Automated (自動化された)

E: External (体外式の)

D: Defibrillator (除細動器)

心停止には、電気ショックの適用となる「心室細動」(心臓が細かく震えることによって血液を送り出せなくなる)によるものと、そうでないものがある。

AEDは、心臓の状態から、自動的に電気ショックが必要かどうかを判断し、電気ショックを行うことで、心室細動を止めて正しい心臓のリズムに戻すもの。

#### \*救急情報サービス電話

市民からの救急病院の問い合わせや救急関係の相談に対応する電話番号。消防署の通信指令員や救急救命士が状況に応じ対応する。☎0774-52-0697 (24時間対応)

## 第2節 災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる

### 1. 現状と課題

- ・平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える規模の揺れや火災、津波により、多くの人命を奪い、まちなみを一変させる等、未曾有の被害を記録しています。さらに、平成28年4月14日及び16日に連続して発生した熊本地震では震度7を2度記録し、その後も従前にない頻度で有感地震が続くなど、深刻な被害が発生しています。
- ・これらの大災害について、被害状況や発災時の対応を検証し、被害の最小化等、「安心・安全のまちづくり」、「災害に強いまちづくり」をめざした様々な取り組みを進め、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震に備える必要があります。
- ・また、近年記録的な集中豪雨が頻発していることから、本市においても住居への浸水や土砂崩れなどに対して、命を守ることを最優先した行動を取ることが重要です。
- ・災害が発生した際は、自分の命は自分で守る「自助」、地域が一体となって助け合う「共助」、行政が主体となり助ける「公助」により、効果的な救助・復旧対策を講じる必要があります。このため、本市の地域特性を考慮し、自主防災組織を中心とした防災体制の整備や防災資器材の充実を進めるとともに、市職員の防災に関する能力向上に努める必要があります。
- ・海外で多くのテロ事件が発生する中、我が国においてもテロの発生が懸念されています。本市においても市民の生命、身体及び財産を保護するため、国や京都府と連携を図りながら、万一の武力攻撃などの事態に対する体制づくりや市民への意識啓発が必要です。
- ・近年、情報通信技術の発達や高齢化の進行等により、全国的に犯罪手口の巧妙化や高齢者を狙った詐欺事件の増加等、犯罪被害の多様化・深刻化が社会問題になっています。本市においても地域の安全確保に向けて、市、市民、警察、関係機関が一体となって取り組みを進めていく必要があります。
- ・犯罪の抑制に向けた取り組みとしては、「城陽市暴力団排除条例」に基づいた取り組みや、各種媒体を活用した周知・啓発活動等を実施しており、今後も現行の取り組みを継続・発展させていく必要があります。
- ・近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。本市においても城陽市消費生活センターの相談体制を強化するとともに、消費生活だより等による情報提供や啓発、消費生活講座等による消費者教育の実施により、消費者の自立性と合理性を高めるための取り組みを進めています。

## 2. めざすまちの姿

- ・市民、事業者、関係機関、行政が連携して防災体制を強化することにより、災害による被害を最小限に食い止められるよう取り組みを進めます。
- ・市民、事業者、関係機関、行政との連携により、武力攻撃事態や緊急対処事態に備えた体制の確立をめざします。
- ・市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取り組みを進めていくことにより、市民が安心して暮らせるまちをめざします。
- ・消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

## 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
自主防災組織の防災訓練の実施	毎年実施されている市内10小学校区防災訓練の開催割合	%	100	100	100
地域防災リーダーの育成	地域防災リーダーの当該年度末ののべ人数	人	33	129	129
重点備蓄品の備蓄	非常食、飲料水等の備蓄品の備蓄率	%	52.0	100	100
刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	件	464	211	↓
生活の安全が守られていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	76.9 (H28)	↑	↑
消費生活講座受講者数	消費生活講座などの受講者数	人	383	440	490

## 4. 施策の展開

### ①防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、市民の防災意識を高める啓発活動に取り組むとともに、防災対策の普及や市民、事業者、関係機関、行政の連携による総合的な防災体制の強化に努めます。

また、地域における防災体制を強化するため、地域自主防災組織を育成・支援します。

### ②耐震診断・耐震改修の促進

市内の住宅・建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりをめざすため、「城陽市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進します。

### ③情報伝達手段の整備

災害時等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝達するために、多様な伝達手段を活用します。

また、公共施設等に屋外スピーカーを設置し、市民へ防災情報を一斉通報する「同報無線システム」の整備について検討を進めます。

#### ④被災者支援の充実、拡充

災害被災者への支援制度、対象者拡充を国に要請し、制度の充実を働きかけます。

また、災害時要配慮者の避難支援対策を推進するため、個別計画（避難支援プラン）の作成を進めます。

#### ⑤国民保護計画の周知

城陽市国民保護計画に基づき、平素からの備えや予防対策、武力攻撃・緊急対処事態への対処、復旧対応を進めるとともに、これらの対応について市民への周知徹底に努めます。

#### ⑥防犯対策の推進

防犯協会、防犯推進委員協議会、青少年健全育成市民会議、自治会、警察などの関係機関および団体と連携を図りながら、地域の防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、暴力のない明るい社会をつくるため、暴力追放推進協議会による取り組みの推進や「城陽市暴力団排除条例」の周知に努めます。

#### ⑦安全な都市環境づくり

犯罪が発生しにくいまちづくりをめざし、街路灯の照度を上げるとともに、地域ぐるみでの防犯活動を促進します。

また、必要に応じ、駅前広場等に防犯カメラの設置を進めるとともに、地域の実情を踏まえながら、交番の設置などを要望します。

#### ⑧犯罪被害者等に対する支援

「城陽市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、総合窓口や庁内連絡会議の設置、見舞金の支給など、警察等との連携を図りながら、必要な支援を途切れることなく行います。

#### ⑨消費者教育の推進

複雑・多様化する社会経済環境のなかで消費者が商品やサービスについて正しい知識を学ぶことができるよう、平成26年に京都府において策定された京都府消費者教育推進計画を踏まえ、各種の講座の開催や情報提供を行い、消費生活に関する知識や関心のある市民の輪を広げます。また、消費生活講座を開催し、地域の消費者啓発や高齢者被害防止のための地域貢献活動ができる人材を育成します。

#### ⑩消費生活相談の充実

市民が安全で安心して暮らせるよう、相談体制の充実に努めます。

また、相談内容に迅速に対応するため、国民生活センターへ情報提供を行うとともに、京都府などと情報交換を行うなど、関係各機関との連携を強化します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自らが防災対策に取り組む重要性を理解し、住宅等の耐震化や防災用品等の常備に取り組むとともに、避難場所、避難経路、緊急連絡先等の確認を行う。
- ・市民は、日ごろの自主防災活動などに積極的に参加し、地域の繋がりを密にするとともに、非常時を想定して、消防団、災害ボランティアへの参加や地域防災リーダーを主軸とした地域の防災体制の確立に積極的に協力する。
- ・事業者は、防災対策に取り組むとともに、非常時には地域の一員として避難スペースの提供や物資の供給により市民の支援を行う。
- ・市民は、犯罪被害に遭わないようにするため、市民自らが防犯意識を高めるとともに、子ども見守り隊やこども110番のいえなどの地域における防犯活動に参加する。
- ・市民は、街路灯ランプ切れなどについての情報提供を行う。
- ・地域は、子どもが犯罪被害等に遭わないようにするため、防犯パトロールなどを実施する。
- ・事業者は、事業所や店舗などに防犯カメラを設置する。
- ・市民は、消費生活講座等に参加し、自ら消費生活に係る情報、知識を学び、消費生活に関する意識を高める。

## 6. 関連計画

- ・城陽市地域防災計画
- ・城陽市危機管理基本計画
- ・城陽市業務継続計画
- ・城陽市建築物耐震改修促進計画（平成29年度～平成37年度）
- ・城陽市国民保護計画



平成26年度城陽市総合防災訓練（城陽訓練ビル訓練〈救出・救護訓練〉より）

### 第3節 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する

#### 1. 現状と課題

- ・近年、孤立死や自殺、虐待、ひきこもりや育児不安などが社会問題となるなど、市民一人ひとりが抱える生活課題はますます複雑化し多岐にわたっています。また、高齢化、核家族化の進行などを背景に、我が国の生活保護受給者数は増加を続けています。
- ・このような中で生活課題等を解決し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現するためには、市民一人ひとりが、日頃、身の周りで起こる問題はまず個人や家族内において解決に努め、個人や家族内で解決できない課題は地域でともに助け合うことにより解決に努めることが重要となっています。
- ・行政においては地域で解決しきれない問題について適切なサービスを提供するとともに、市民、関係団体、事業者との連携や情報の提供が求められています。

#### 2. めざすまちの姿

- ・自助・共助・公助により生活課題等を解決することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現します。
- ・被保護世帯などに対する必要な生活支援を行うことにより、健康で文化的な生活水準を維持しつつ世帯の自立助長をめざします。

#### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
見守り活動参加事業者数	「山城ふるさとを守る活動*」に関する協定の締結事業者数	事業者	15	20	25
福祉分野でボランティア・市民活動に取り組んでいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	16.3 (H28)	↑	↑
1年間で自立した世帯数	転出、死亡などを除いた生活保護廃止世帯数	世帯	24	32	41
「くらしと仕事の相談窓口*」相談者数	自立を促すために支援を行う「くらしと仕事の相談窓口」の相談者数	人	108	102	97

## 4. 施策の展開

### ①協働で支えあう体制づくり

市民、関係団体、事業者、行政がそれぞれの知識・技能を生かしながら、高齢者等の見守りのためのネットワークを整備するなど、地域福祉活動に取り組む協働体制の充実に努めます。

また、民生児童委員と連携した地域福祉の支援体制の充実に努めます。

### ②地域福祉活動団体等への支援

校区社会福祉協議会を中心として展開されている小地域福祉活動（高齢者・障がい者・児童分野など）の充実と活性化に向けて、城陽市社会福祉協議会を通じた支援を行います。

### ③住みよい福祉のまちづくり

公共施設や民間施設について、だれもが利用しやすい施設となるよう、「城陽市住みよい福祉のまちづくり推進指針」に基づき整備されるよう努めます。

### ④生活保障と自立支援

被保護世帯の自立のため、民生児童委員や関係機関と連携し、個々の世帯に即した助言・指導など、必要な支援を行います。

### ⑤生活の安定と自立の支援

生活の困りごとや不安を解決するため、「くらしと仕事の相談窓口」を設置し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、自立に向けた支援を行います。また、子どもの貧困対策の取り組みを進めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、身の周りで起こる日常的な問題について、まず個人や家族内で解決できるかどうか考える。
- ・地域は、個人や家族内で解決できない課題について、互いに助け合うなど、地域コミュニティの醸成に取り組む。

## 6. 関連計画

- ・城陽市地域福祉計画（平成24年度～平成29年度）

### 用語解説

#### \*山城ふるさとを守る活動

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者が配達時に高齢者等の異変を発見した場合、該当市町村に通報するという見守り活動を実施することにより、地域の安心安全な暮らしの確保を図ることを目的とする活動。

#### \*くらしと仕事の相談窓口

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い開設。働きたくても働けない、住むところがないなど生活全般の困りごとを抱える方からの相談を受け、専任の相談支援員が解決に向けた支援を行う窓口。

第4節 障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる

1. 現状と課題

- ・国においては、平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）により、障がい福祉に対するニーズの多様化やよりきめ細やかなサービスの提供に対応するため、「共生社会の実現」「障がい福祉サービス提供対象者の範囲の見直し」「サービス提供体制のさらなる整備」が進められることとされました。
- ・本市においても、各種障がい者手帳の取得者の増加に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。
- ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、就労など地域での生活支援をさらに推進するために、障がい福祉サービス提供事業所の確保が課題となっています。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づいて、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深めるとともに、虐待案件発生時の体制を強化する必要があります。
- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく市の調達実績額を上げることが障がい者の工賃上昇に繋がり、ひいては障がい者の自立を助長することになります。

2. めざすまちの姿

- ・市民の障がいに対する理解が進むとともに、障がい福祉サービス提供事業所の設置が円滑に進むよう取り組みます。
- ・障がい者虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。
- ・障がい者の工賃が上昇することにより収入が増加し、自立を助長するよう取り組みます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
障がい理解に関する市民講座の参加者数	城陽市障がい者自立支援協議会*の活動の一環である市民講座に参加する年間の人数	人	142	200	250
虐待防止対策事業の協力事業所数	虐待防止センターに係る委託契約先の事業所数	事業所	5	6	7
障害者優先調達推進法に基づく調達実績額	各年度の実績額	円	8,879,480	9,500,000	10,000,000
手話通話者の登録者数	各年度末の通話者の登録者数	人	19	25	30

## 4. 施策の展開

### ①障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人の就労など地域での日常生活の支援、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減などの公的支援とあわせて、ボランティアによる支援活動の充実に努めます。

また、サービス提供事業所、相談支援事業所、医療機関、教育機関など関係機関の連携による「城陽市障がい者自立支援協議会」をはじめとした相談支援体制を整備します。

### ②障がい理解の推進

障がいに対する知識や経験を深めるため、障がい福祉関係機関と連携し、効果的かつ魅力的な市民講座等を開催し、障がい理解の推進に努めます。

### ③障がい者施設からの役務や物品の調達強化

障がい者施設からの役務や物品を優先的に調達することにより、障がい者の就労への意欲の向上や、金銭的な自立の助長につなげます。

### ④手で輪を広げる城陽市手話言語条例\*に基づく施策の推進

手話を使いやすい環境とするため、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話通訳者の増加を図ります。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、市民講座に参加し、障がいに対する理解を深める。また、手話によるコミュニケーション等、障がい者の日常生活を支援する。
- ・事業者は、障がい者に対する差別の解消に向けた取り組みを行うとともに、合理的配慮の提供に努める。

## 6. 関連計画

- ・城陽市障がい者計画（平成24年度～平成29年度）
- ・城陽市障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）

### 用語解説

#### \*城陽市障がい者自立支援協議会

相談支援事業所の関係者、医師、教育職員、障がい者団体の代表、関係行政機関の職員等により構成する。協議会は、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。また、協議会には、5つの専門部会を設置し、障がい者を取り巻く課題を調査・検討している。

#### \*手で輪を広げる城陽市手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話を使いやすい環境を構築するため、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例。平成27年4月1日に京都府内初の手話言語条例として施行している。

第5節 子育てしやすい環境づくりを推進する

1. 現状と課題

- ・国の子ども・子育て支援の動向は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援等の充実を図るため、平成24年に「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始されました。
- ・本市では、平成26年度に子ども・子育て支援法に基づく「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度には、旧深谷幼稚園跡地に子育て・多世代交流施設として地域子育て支援センター\*を開設しました。核家族化や人間関係の希薄化により、家庭や地域での子育て力が低下している中、今後、この地域子育て支援センターを核として、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていくとともに、こんにちは赤ちゃん事業\*により、子育てに関する相談や情報提供を行い、家庭児童相談室と連携することで、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要があります。
- ・また、女性の社会進出など就業構造の変化及び東部丘陵地等の整備による雇用増に伴う保育需要のさらなる高まりが予想され、仕事と子育ての両立支援をはじめ、多様な保育サービスへの対応が求められています。保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ等、受け入れ態勢の維持及び充実に係る取り組みを推進する必要があります。
- ・さらに、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対して、自立支援に向けた相談援助体制の拡充などについての検討が求められています。

2. めざすまちの姿

- ・地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、ひとり親家庭を含めた子育て世帯の孤立を防ぎます。
- ・保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ維持に係る取り組みや、多様な保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立支援を図ります。
- ・東部丘陵地等の整備による雇用増が見込まれることから、子育てしやすい環境整備を進めることで、子育て世帯の定住化をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
保育所の待機児童数の状況	年度当初の保育所の待機児童数	人	0	0	0
学童保育所の待機児童数の状況	年度当初の学童保育所の待機児童数	人	0	0	0
地域子育て支援センターの相談件数	年間の地域子育て支援センター来所相談件数	人	336	1,008	1,008

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
働くことと子育てが両立できる環境が整っていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	46.7 (H28)	↑	↑

#### 4. 施策の展開

##### ①仕事と家庭の両立支援

働くことと子育てが両立できる環境を整備するため、保育士の確保や計画的な施設整備、病児保育\*等の多様な保育サービスを実施します。

##### ②豊かなコミュニケーションによる子育て支援

ひとり親家庭を含めた保護者の育児不安解消のため、地域子育て支援センターを核とした相談業務や情報提供など、多世代交流を生かした子育て支援に努めます。

##### ③子育てしやすい環境の整備

子育て世代の定住を図るため、家庭、地域、学校、行政などの相互の連携・協力体制を充実強化するとともに、子どもたちの身近な遊び場の確保など、子育てしやすい環境を整えます。

また、子育ての負担軽減を図るため、保育所保育料については、国の定める基準額から一定の軽減を行うとともに、第3子以降に対しては一定の所得制限を設けて無償化を図ります。

##### ④児童虐待の未然防止

児童虐待の未然防止や早期発見の取り組みを積極的に進めるため、こんにちは赤ちゃん事業の実施や、要保護児童対策地域協議会による取り組みなど地域連携を強化します。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民や地域は、子育て世代の定住化を図るため、家庭や地域全体で子育てを支援するとともに、子育て世代の孤立化を防ぐため、必要なときは関係機関に情報提供を行い、連携を図れる環境をつくる。

#### 6. 関連計画

- ・城陽市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

#### 用語解説

##### \*地域子育て支援センター

子育て支援に関する施策を総合的に推進するとともに、地域や多世代の交流に寄与することを目的として、子育て支援機能と多世代交流機能を併設した施設。

##### \*こんにちは赤ちゃん事業

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（すでに新生児訪問事業等による訪問を受けた家庭を除く）を訪問する事業。

##### \*病児保育

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

第6節 高齢者福祉を充実する

1. 現状と課題

- ・平成28年版高齢社会白書によると、我が国における平成27年10月現在の高齢化率は26.7%で、今後、平成47年には33.4%に達し、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となることが予測されています。本市においても高齢化率は、年々高くなってきており、平成27年10月で30.7%と国を上回っている状況となっています。
- ・地域密着型サービス等の介護基盤の整備を進め、平成28年3月現在では「小規模多機能型居宅介護事業所\*」6カ所、「認知症高齢者グループホーム\*」7カ所、「認知症高齢者デイサービス\*」3カ所となっています。また、平成24年度には80床の特別養護老人ホームの増床整備も行いました。
- ・高齢者が自立した生活が営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケア\*」の実現に取り組むとともに、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年度を見据えた計画の策定が必要です。
- ・社会参加や交流を促進し、高齢者の生きがいがづくり・健康づくりの充実が求められています。
- ・高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者等にやさしい地域づくりが必要です。

2. めざすまちの姿

- ・介護施設を整備することにより、適正な介護サービスが受けられるようにします。
- ・地域包括ケアを実現することにより、いつまでも住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるようにします。
- ・老人福祉センターや高齢者クラブ等における活動を支援することにより、生きがいがづくりや社会参加活動を推進します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	65.1 (H28)	↑	↑
認知症サポーター*養成講座受講者	認知症サポーター養成講座受講者数の累計	人	1,408	2,300	3,000
生きがい活動の場 (老人福祉センターのサークル数)	老人福祉センターのサークル数	サークル	67	68	69
生きがい活動の場 (単位高齢者クラブ数)	単位高齢者クラブの数	クラブ	69	70	70

## 4. 施策の展開

### ①高齢者が安心できる福祉サービスの提供

住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう「地域包括ケア」の実現に取り組みます。

また、地域包括支援センターを拠点として、介護予防のケアマネジメント事業、権利擁護事業、総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実に努めます。

さらに在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進に取り組みます。

### ②高齢者の生きがい活動の支援

高齢者の生きがいづくりや社会貢献、就業などの社会参加活動を推進するため、老人福祉センターや高齢者クラブ、シルバー人材センターにおける活動を支援します。

### ③介護予防の推進と適正な介護保険事業の運営

高齢期になってもできるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるように介護予防の推進に努めます。

また、介護保険事業の計画的かつ適正な運営に努めます。なお待機者の多い特別養護老人ホームなどの老人福祉施設について、京都府、事業者などと連携して、施設を整備しサービスの充実に努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、生きがいづくりや社会活動へ参加し、要介護状態にならないよう介護予防に取り組む。
- ・地域は、高齢者が安心して暮らせるよう見守りを行う。

## 6. 関連計画

- ・城陽市高齢者保健福祉計画・第6期城陽市介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

### 用語解説

#### \*小規模多機能型居宅介護事業所

1つの拠点で、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する事業所。365日身近な地域の中で、顔なじみの介護職員から様々なサービスを受けることができるのが特徴で、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援を行うもの。

#### \*認知症高齢者グループホーム

比較的安定した認知症の状態の方の入居施設で、共同生活の中で入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供する事業所。

#### \*認知症高齢者デイサービス

介護が必要な認知症高齢者等が利用できる通所施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供する事業所。

#### \*地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本として、生活上の安全・安心・健康を確保するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、日常生活の場である日常生活圏域において包括的・継続的に提供されること。

#### \*認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者。

## 第7節 市民の健康を守る

### 1. 現状と課題

- ・近年、本市では全国と同様に急速な高齢化や生活習慣の変化により高血圧症・脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。これに伴い虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病の合併症などを引き起こすことで医療費が増大し、また介護が必要な人が増大しています。
- ・このような中で、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、「健康寿命の延伸」を図る必要があります。生活習慣病は自覚症状の無いことが多く、早期発見・早期治療のためには、各種の健（検）診等を受診する必要があることを、市民自らが認識してもらえよう、さらなる啓発を図り、市民自らの健康意識の改革を促すことが引き続き重要な課題と考えます。また、生活習慣病の重症化予防についても、重要な課題と考えます。
- ・国民健康保険については、被保険者の高齢化や生活環境の変化に伴う生活習慣病の増加、医療の高度化などにより、医療費は年々増加傾向にあります。一方で、高齢者の増加や、近年の景気低迷等によって、被保険者の負担能力は低下しており、国民健康保険の運営は、厳しい状況にあります。
- ・周産期にある者や子育て世代、障がい者、ひとり親家庭、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、経済的な負担の軽減を図る必要があります。なお、子育て支援医療においては、子育て世代の経済状態にかかわらず、安心して医療を受けられるよう、医療費負担を軽減する対象者の拡大に努めてきました。

### 2. めざすまちの姿

- ・定期的に健（検）診を受けて自分の健康状態を把握できる環境づくりに努めます。
- ・自分の体の状態に応じた生活習慣の改善等、健康づくりを支援します。
- ・医療制度の適正な運用により、誰もが安心して医療を受けられるよう取り組みます。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
特定健康診査*受診率	城陽市国民健康保険加入者における特定健康診査受診率	%	43.3 (H26)	60.0	60.0
特定保健指導*実施率	城陽市特定健康診査における保健指導実施率	%	21.1 (H26)	60.0	60.0
乳幼児健康診査の受診率（3か月健診）	受診者数／対象者数	%	97.8	↑	↑

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
自主的に健康づくりを行っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	59.0 (H28)	↑	↑
ジェネリック医薬品*使用率	ジェネリック医薬品の数量／(ジェネリック医薬品のある先発医薬品の数量+ジェネリック医薬品の数量)	%	53.0	60.0	60.0

#### 4. 施策の展開

##### ①健（検）診、保健指導を受診しやすい体制の強化

各種健（検）診、保健指導の受診率を上げるため、市民ニーズを把握するとともに、医師会等関係機関との連携体制の強化に努めます。

##### ②市民の健康意識向上のための環境整備

広報、健康教室、個別通知等により、生活習慣病の予防等、健康に関する情報の提供に努めます。また、健康相談、訪問指導を通じて個々の健康状態にあわせた保健指導に努めます。

##### ③医療体制の充実

緊急に医療を必要とする市民に対応するため、応急的な治療を行う休日急病診療所の運営や分娩施設の確保など、周産期・小児医療体制の充実を図ります。

##### ④国民健康保険の充実

保健、福祉と連携した健康づくりに関する事業を積極的に推進し、疾病予防に努めるとともに、医療費の適正化や国民健康保険料の適正な賦課を通じて国民健康保険の安定的な運営に努めます。

##### ⑤総合的な医療支援の充実

健康の保持と必要な医療を確保するため、医療保険の適正な運営や疾病の予防等、保健事業を推進します。

また、経済的な負担軽減を図るため、子育て支援医療、心身障がい者医療、ひとり親家庭医療、老人医療、不妊治療等医療費の助成を行います。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自分の健康は自分がつくるという思いを持って、積極的に健康づくりに取り組む。
- ・市民は、健診を進んで受診するなど、自分の身体の状態を知るように努めるとともに、規則正しい生活を心がける。
- ・市民は、医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品を積極的に選択する。

#### 6. 関連計画

- ・第2次城陽市健康づくり計画<健康じょうよう21>（平成26年度～平成35年度）
- ・第2期城陽市特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）

## 用語解説

### \*特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出することを目的に行われる健康診査。

### \*特定保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクや生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人などを対象に行う、生活習慣を改善するための支援（保健指導）。リスクの度合いに応じて「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に分類され、それぞれ必要に応じた支援を行う。

### \*ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは後発医薬品とも呼ばれ、効き目や安全性が実証されている医薬品（先発医薬品）と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された低価格な医薬品。ジェネリック医薬品の価格は先発医薬品の7割～3割であることから、ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費負担が軽減できる。



3歳児健康診査

第1節 学校教育を充実する

1. 現状と課題

- ・幼稚園教育・学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健康な体など「生きる力」を育むことが重要な課題であり、社会変化に柔軟かつ的確に対応する能力の育成や資質の向上が求められています。
- ・学力向上に向け、学力診断テストや全国学力・学習状況調査などの結果を活用し、個に応じた指導や授業改善に努めています。教職員の資質向上も課題であり、実践的な指導力を育成するため、教職員研修についてさらに充実を図る必要があります。
- ・不登校やいじめ問題に対してスクールカウンセラー\*や心の教室相談員\*などを、また、生徒指導上の問題やトラブルの未然防止に、生徒指導全般の補助を行う職員を配置しています。
- ・障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな支援を就学前から中学校卒業後まで一貫して行う「特別支援教育」をさらに推進します。
- ・就学前教育に対するニーズが多様化する中、今後も公立幼稚園の充実と私立幼稚園の支援に努める必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、地域の子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。
- ・確かな学力(知)、豊かな人間性(徳)、たくましい心身(体)の調和がとれた子どもを育てます。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
コミュニティ・スクール*による事業	コミュニティ・スクールを実施する小中学校のコーディネータ配置校数	校	0	10	15
学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	中学校生徒アンケートによる回答結果	%	74.5	79.8	85.0
不登校児童数の割合(小学校)	欠席日数が年間30日以上の子どもの割合	%	0.47	0.40	0.30
不登校生徒数の割合(中学校)	欠席日数が年間30以上の生徒数の割合	%	3.10	2.70	2.30
幼児教育センター利用者数	市立幼稚園に設置している幼児教育センターの利用者数	人	961	1,386	1,500

## 4. 施策の展開

### ①学力向上事業の充実

学力の基礎・基本の定着をめざし、「読み・書き・算数・表現力」の伸長を大切にした取り組みを推進します。

児童生徒の学習状況を把握し、個に応じた指導の充実を図ります。

教員の授業力向上のために、研修会や実践交流会を実施します。

城陽の未来を担う子どもの教育研究費補助金を設置し、学校における教育研究のさらなる推進を支援します。

### ②学校運営協議会の推進

学校運営協議会制度の定着に向けて、市民や地域の人々を対象とした研修等を実施します。

家庭・地域・学校が連携し、一体となってより良い学校教育の実現に取り組みます。

### ③不登校対策事業の充実

スチューデントリーダー\*や心の教室相談員を配置するとともに、城陽市適応指導教室との連携を強化し、各学校での不登校対策を進めます。

### ④いじめ対策事業の充実

「城陽市いじめ防止基本方針」を基にいじめ問題等様々な生徒指導上の問題に対して、スクールカウンセラーや心の教室相談員等を配置し、トラブルの未然防止に努めます。

### ⑤読書活動の推進と図書館教育の充実

「城陽市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、家庭や学校、地域が一体となり、子どもの読書活動を推進します。

また、ボランティアや学校図書館司書の活動の充実、市及び府の図書館との連携を強化し、図書館教育の充実に努めます。

### ⑥城陽子ども文化・科学賞の設置

児童生徒の自主的な研究や創作における成果や結果等について、特に優れたと認められるものを表彰し、児童生徒の「学びへの努力」と教職員や保護者の「子どもたちへの支援」を称えます。また、表彰制度を通じて、学校教育や家庭教育について保護者や市民等の関心と理解、支援の機運を一層高めます。

### ⑦公立幼稚園の充実

幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある園づくりに努めます。

また、幼児教育センターや遊びの広場など、地域の子育て支援事業を行います。

さらに、障がいのある幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じ、特別支援加配教諭の配置等きめ細かい指導に努めます。

### ⑧幼稚園・小中学校の連携促進

幼稚園と小学校、小学校と中学校とが連携し、児童生徒の育成について、教育環境の整備に努めます。

## ⑨特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、個性や能力の伸長に努めます。

また、「交流や共同学習」を推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会への啓発に努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、読書ボランティアや社会人講師等、学校の活動について、協力支援を行う。
- ・市民は、城陽子ども文化・科学賞に積極的に応募する。
- ・地域は、学校運営協議会制度により、開かれた学校づくりの協力支援を行う。
- ・地域は、いじめや不登校に関心を持ち、地域全体で子どもたちを見守る。

## 6. 関連計画

- ・城陽市子どもの読書活動推進計画（平成29年度～平成38年度）

### 用語解説

#### \*スクールカウンセラー

不登校、いじめ問題等対策のために臨床心理士を配置し、児童生徒や保護者からの相談を受けたり、教職員へのアドバイスを行う。

#### \*心の教室相談員

スクールカウンセラーの補完として不登校、いじめ問題等対策のために学校に配置。児童生徒や保護者からの相談を受けたり、教職員へのアドバイスを行う。

#### \*コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校を指す。学校運営協議会は保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べる等の取り組みを行う。

#### \*スチューデントリーダー

生徒指導上の問題対策のために教員免許を持つ者を学校に配置。校内外の巡視、校内指導体制の補助等を行う。



司書による読み聞かせ

## 第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

### 1. 現状と課題

- ・小中学校施設の耐震化については、構造部材の耐震化を達成し、普通教室の空調設備整備についても完了しました。今後、施設の長寿命化を念頭に置いた大規模改修、通学路の安全確保など、安全かつ快適な学校環境づくりを計画的に進めていく必要があります。
- ・スマートフォンをはじめとするインターネットの普及など高度情報化による新たな形のいじめや犯罪被害、薬物乱用その他凶悪犯罪など、低年齢化している青少年問題は深刻な状況にあります。青少年健全育成市民会議など青少年育成関係団体とのさらなる連携が必要です。
- ・社会全体のモラル低下や価値観の多様化が進むとともに、家庭を含めた地域社会における人間関係の希薄化や社会の基本的なルールへの認識が弱まるなど、様々な課題が指摘されています。
- ・子どもたちの健やかな成長に資する小中学校完全給食を実施するとともに、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるため、地元食材の利用促進により地産地消を進めています。大量調理に利用可能な供給者と体制の確保が課題となっています。

### 2. めざすまちの姿

- ・児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行います。
- ・児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。
- ・青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。
- ・青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。
- ・給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
校舎大規模改修実施済校舎の割合	市内小中学校15校における校舎等の大規模改修実施済棟数／保有棟数	%	63.5	72.9	83.3
青少年健全育成施策への参加者数	各種事業への参加人数	人	2,804	2,850	2,900
城陽産食材使用割合	給食の城陽産食材使用量／全使用量	%	6.9	10.0	10.0

### 4. 施策の展開

#### ①校舎大規模改修の実施

児童・生徒等が安心して過ごせる校舎等を実現するため、非常時において避難所となる校舎、体育館の非構造部材の耐震化などの対策を行い、安全性を一層向上させ、施設の長寿命化にも配慮した大規模改修を進めます。

## ②通学路安全対策の推進

児童・生徒の通学時の安全確保を一層充実するため、通学路の安全点検、安全対策を実施します。

## ③社会環境の再構築

人間関係のつながりや社会のルールについて青少年が理解を深めるため、家庭や地域、学校の役割をお互いが自覚し、協力し合う社会環境の再構築に努めます。

また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境または行為から青少年を保護するため、警察等と連携した見回り活動や環境整備に努めます。

## ④青少年健全育成体制の充実

青少年の健全育成に係る施策について中長期的な視点に立って、計画的かつ総合的に推進します。

また、青少年健全育成団体などが実施している取り組みを周知するため、広報活動を充実します。

さらに、青少年健全育成市民会議の各種活動への支援を行うとともに、地域の青少年育成団体との協働により、青少年の社会参加への支援を進めます。

## ⑤豊かな体験活動の推進

青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。

また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。

さらに、城陽の歴史や文化を学ぶ機会を創出することにより、地域への理解と愛着を深め、創造力豊かな青少年を育成します。

## ⑥子どもの居場所づくりの推進

学校やコミュニティセンターなどの公共施設を、子どもの安心・安全な居場所として活用し、地域社会の中で、子どもたちを心豊かに健やかに育てる環境づくりを推進します。

## ⑦地元野菜の利用促進

給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等について理解を深めるとともに、地元食材の利用促進により地産地消に努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、地域・学校を核としたボランティア活動や、子どもたちが様々な人に出会う交流の機会や多様な体験活動に積極的、自発的に参加し協力する。
- ・ボランティア団体は、継続可能なボランティア活動の開拓と後継者を養成する。
- ・地域は、地域の子どものと積極的に関わり、見守る。
- ・市民は、子どもの育成に関する学習会に積極的に参加する。

## 6. 関連計画

なし

第3節 生涯学習・社会教育を充実する

1. 現状と課題

- ・生涯を通じて市民の多様な学習意欲を充たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容と地域の特性を生かした多様な学習機会の提供が求められています。また、個人の尊厳と人権が尊重される社会が実現されるよう配慮した生涯学習事業を実施する必要があります。
- ・家庭・地域・学校が連携し、社会全体での子どもの教育の推進が求められており、学校支援地域本部事業\*等を活用・充実していく必要があります。
- ・地域の力を活用するため、市民の学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが求められています。
- ・社会教育関係団体の活発な活動を期待し、支援を行っていますが、団体数が多く、施設予約が競合することもあり、支援内容の検証、検討が必要です。
- ・図書資料を充実するとともに、保育園・幼稚園、学校、ボランティアグループ、関係機関と連携し、図書館を核とした読書活動を推進していく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。
- ・個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
生涯学習事業参加者数	生涯学習事業への参加者数	人	2,066	3,300	3,300
学校支援地域本部事業・放課後子ども教室実施校の数	学校支援地域本部事業・放課後子ども教室を行っている小・中学校の数	校	6	12	12
学校支援地域本部事業ボランティア数	学校支援地域本部事業に携わっている市民の人数	人	1,062	2,706	2,706
市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民一人当たりの図書等の貸出点数	市民一人当たりの貸出点数	点	6.2	6.4	6.6

## 4. 施策の展開

### ①生涯学習推進体制、生涯学習施設の整備・充実

市としての生涯学習のあり方を検討し推進していくため、社会教育委員会等で引き続き議論します。

また、生涯学習の拠点である文化パーク城陽や公民館等の老朽化に対応するため、利用のあり方も含めた整備等を検討します。

### ②学習機会の充実と学習支援

生涯を通じて市民の多様な学習意欲を充たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容、地域の特性を活かした多様な学習機会として「城陽市民大学\*」等の提供に努めます。

### ③地域社会の教育力の向上

生涯学習事業を通じた地域・家庭の教育力の向上に努めるとともに、学習結果が地域に還元されることで、より良いまちづくりをめざします。

また、家庭、学校、地域の3者が連携し、地域全体で青少年の育成に取り組むとともに、市民の豊かな文化を育みます。

### ④図書館の充実

幼児・児童図書を充実するとともに、利用者ニーズに合った図書資料の選書・更新について検討します。

また、府・市の「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づき、保育園・幼稚園、学校、ボランティアグループなどとの連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・各々の団体が、自主的・積極的に活動する。
- ・市民は、利用者同士が配慮しながら施設の利用を行う。
- ・市民は、積極的に図書館・コミュニティセンター図書室を利用する。

## 6. 関連計画

- ・城陽市生涯学習推進計画（平成29年度～平成38年度）
- ・城陽市子どもの読書活動推進計画（平成29年度～平成38年度）

### 用語解説

#### \*学校支援地域本部事業

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められている。

学校支援地域本部は、学校だけが教育の役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とし、ひいては学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をそのねらいとしている。

#### \*城陽市民大学

市民の方々が、自分の生きがいや自己実現を探求するお手伝いの場として、城陽市教育委員会が主催する生涯学習事業。自然・科学、健康、郷土学、教育、ライフ、人間等、様々な分野からなるコースを設けて、自己学習の支援を行う。毎年コースの見直しを行い、平成28年度は新たに特設講座、特別連携講座を設け、更に充実した内容で学習をサポートする。

第4節 文化芸術を振興する

1. 現状と課題

- ・本市には縄文時代から奈良時代までの6件の国指定史跡があり、正道官衙遺跡・森山遺跡・芝ヶ原古墳の整備に引き続き、平成26年度から久津川車塚古墳の整備事業を行っています。
- ・歴史民俗資料館では、調査研究活動の成果をもとに小中学生や高齢者を対象とした授業や教室を開催するなど普及活動の充実に努めています。
- ・新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより今後かつてない交流人口の増加が見込まれることから、市民とともに地域資源の魅力を発信し、市外から多くの人を呼び込む事業方法を確立するため、市内の文化財を自然・文化・産業などとともに地域資源として活用するエコミュージアムの運営準備を進めています。
- ・文化財の保存・活用に市民が関わる体制づくりが課題となります。
- ・市民のふるさとに対する誇りと愛着心を育む事業方法の確立が課題となります。
- ・市、市民、文化団体などとの協働により、文化芸術活動を推進しています。また、市における文化芸術活動の発掘と支援を検討しています。

2. めざすまちの姿

- ・文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとに対する誇りと愛着心をもてるまちをめざします。
- ・市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。
- ・エコミュージアム中核施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
市指定文化財数	市指定文化財数	件	32	37	42
歴史民俗資料館来館者数	年間の歴史民俗資料館来館者数	人	11,462	12,540	13,470
エコミュージアム参加者数	年間のエコミュージアム事業参加者数	人	—	4,000	6,500

## 4. 施策の展開

### ①文化財の保護と活用

文化財の保護・保全及び活用に向けて、文化財およびその周辺環境整備や適正な維持管理を行うとともに、発掘調査を実施し、適切な保存のための資料作成を行います。

久津川車塚古墳をはじめとする国の史跡指定地について、城陽市史跡整備委員会からの意見を踏まえた整備計画を策定し、計画的に整備します。

また、建造物や仏像などの文化遺産の保全に努めます。

### ②文化財保護意識の普及・啓発

市民の文化財保護意識向上のため、文化財保護意識の普及・啓発活動により、文化財愛護精神の涵養に努めます。

また、市民の郷土愛を育むため、地域の歴史や伝統文化・芸術について積極的に紹介し、理解と愛着心の醸成に努めます。

### ③歴史民俗資料館の充実

ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくため、市民ニーズに応じた常設展示や企画展示などの充実に努めます。

また、文化歴史民俗資料、古文書、民俗民具などの調査研究を進めるとともに、学校教育と連携し、利用促進に努めます。

### ④エコミュージアムの推進

市内の自然・文化・産業などとともに文化財を地域資源として市民と共に活用する体制を構築し、市民がふるさとの誇りと愛着心を持ち、広く市外に本市の魅力を発信し、多くの人を呼び込めるように努めます。

### ⑤文化芸術活動の推進・充実

文化芸術推進会議を引き続き開催し、市の文化芸術について検証、発展していくための方策を検討します。

また、市民の文化芸術活動への補助など、市民の文化活動に対する支援を行います。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自然・文化・産業などと同様に、市内の文化財を地域資源として保存・活用することに積極的に関わり、ふるさとの誇りと愛着心をもつ。

## 6. 関連計画

- ・城陽市文化芸術振興計画（平成29年度～平成38年度）

## 第5節 スポーツ・レクリエーションを振興する

### 1. 現状と課題

- 健康増進への市民意識が高まり、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備が求められています。
- スポーツ関係団体やスポーツ推進委員と共に、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動のプログラムやスポーツ施設情報の提供など市民ニーズにあわせたサービスを提供してきており、一定の成果をあげています。
- 城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設の老朽化が進行していることから、更新が必要となっています。
- 健康寿命を延ばし医療費を抑制するため、市民一人ひとりが主体的、日常的に健康づくりに取り組み、スポーツ・レクリエーションを楽しむ施策の充実と市民理解を深める必要があります。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市域におけるスポーツ等の活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- 市民一人ひとりが主体的、日常的に、城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。
- あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。
- 各種スポーツにおいて本市出身の選手が活躍することを支援するなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざします。
- 市民が京都サンガF.C.の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	年間市公共スポーツ施設利用者総数／人口	回	4.0	4.1	4.3
全国スポーツ大会出場人数	スポーツ振興事業費助成金交付者数(団体含む)	人	57	60	65
京都サンガF.C.のホームタウンであることを認識している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	81.5 (H28)	↑	↑

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
総合運動公園宿泊施設の宿泊者数	総合運動公園宿泊施設の年間宿泊者数	人	15,821	17,500	19,000

#### 4. 施策の展開

##### ①スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現

生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる教室や大会などの開催、支援に努め、地域コミュニティの再生や地域住民の健康の保持増進に向けて、総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、子どもの外遊びやスポーツ活動を通じた体力づくりの機会や場を提供します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市内に所在する拠点施設での活動を支援するとともに、障がい者が精神的及び身体的な能力等を伸ばし、効果的な社会参加を促し、障がいのある者と障がいのない者がスポーツを通して、共に親しめる仕組みづくりを進めます。

##### ②スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園、市民プール等の施設の更新に努めます。

また、アイリスイン城陽、プラムイン城陽については、老朽化する施設の更新に努めるとともに、スポーツ施設と連携した利用促進に努めます。

##### ③木津川運動公園の早期完成

京都府が整備する木津川運動公園は、広域的な都市公園として、広大な芝生広場や多目的広場などが整備され、一部施設が供用開始されていますが、引き続き、子どもから高齢者まで幅広い人々がスポーツ・レクリエーションを楽しめる施設として、早期の完成を求めています。

##### ④各団体との連携（支援）と指導者の育成

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、活動できるよう、体育協会（体育振興会、スポーツ団体連合会）、スポーツ少年団などとの連携及び育成、支援を図ります。

また、親しみやすいスポーツ・レクリエーションの振興を目的として、機会および場づくりに努めるとともに、初心者に対して活動の普及と定着に向け、スポーツ推進委員を中心とした指導者の育成に努めます。

##### ⑤京都サンガF. C. の支援

国際競技力の向上にも寄与する京都サンガF. C. を市民とともに支援し、京都サンガF. C. を城陽市のシンボルとした市民が誇れるまちづくりを進め、まちの活性化に努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、一人ひとりが健康づくりに取り組む重要性を理解し、主体的、日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむ。
- ・体育協会等は、スポーツ・レクリエーション事業に取り組み、地域スポーツ推進等の中心となって市民がスポーツに楽しめる機会を提供する。
- ・スポーツ少年団等は、地域の青少年のスポーツ活動等を支え、将来の市民のリーダーとなる人材を育てる。
- ・市民は、市民総合体育大会、区民運動会などに積極的に参加し、地域のつながりを大切にする。
- ・市民は、スポーツ施設の利用を適切に行う。
- ・市民は、京都サンガF.C. のホームタウンとしてサンガの応援に努める。

## 6. 関連計画

- ・城陽市生涯学習推進計画（平成29年度～平成38年度）



京都サンガ F.C.ホームゲーム



京都サンガ F.C.サポーターの応援風景



ファミリーバドミントン大会の様子

第1節 魅力的な住環境をつくる

1. 現状と課題

- ・快適な都市空間を確保し、良好な住環境を形成するためには、適正な開発行為に誘導する必要があります。
- ・既成市街地においては、密集市街地や住宅の老朽化が著しい地域が存在しています。このような地域では、火災や地震などの災害発生時に被害が拡大しやすいため、道路、公園などの公共施設整備や建築物の不燃化・耐震化に努めるなど災害に強いまちづくりを進めるとともに、利便性や居住性の高い都市型住宅の供給を促進することが課題となっています。
- ・社会情勢の変化や大規模な事業の進捗に伴い、本市の状況は大きな変化が見込まれており、その変化を含め、将来を見据えた土地利用構想の各ゾーニング等について、検討が必要となります。
- ・現在も屋外広告物の実態把握を行っており、違反広告物に対して指導・除去等の取り組みを行っていますが、違反広告物が引き続き見られます。
- ・本市において、新たに開発できる空地が減少していることから、開発行為による新たな住環境の整備が進まないことが課題です。
- ・現在の空き家バンク制度の充実・拡大を図り、転入者及び定住人口の増加を図る必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・将来的な市民ニーズに沿った、市としての土地利用構想に合わせて規制・誘導を行うことにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観を創出します。
- ・開発事業者に対して「城陽市開発指導要綱」に基づく協議を行い、良好な都市環境の形成を推進します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
中高層マンション建設等による流入世帯数（寺田駅周辺区域）	流入世帯数	世帯	—	80	220
空き家バンク利用件数	年間利用件数	件	10	20	30

## 4. 施策の展開

### ①秩序ある建築の誘導

秩序ある建築を誘導するため、市の土地利用構想に基づき、将来の市街地像に即した用途や建築物の高さなどの規制・誘導を行います。

### ②屋外広告物の適正な規制・誘導

屋外広告物の実態把握を行うとともに、良好な景観形成を推進するために、適正な規制・誘導を行います。

### ③密集市街地の改善と良質な民間開発の誘導

安全で快適な住環境を確保するため、密集市街地などにおいては、地域住民と協力して老朽木造建築物の更新を促進するとともに、道路、公園などの公共施設の確保に努めます。

また、良質な住宅の供給を促進するため、開発事業者や施工者に対して、適切な事業の実施に向けて誘導します。

### ④多様な世代が住まう住宅地の形成

既存住宅の老朽化や世帯の高齢化、市内在住の若年層などの住み替え需要や世帯分離の受け皿に対応し、また、若年層の転出抑制を図るため、都市計画の見直し、駅周辺の高度利用の促進を図ります。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、土地利用構想の策定にあたり、市の将来像について意見を述べる。
- ・市民は、空き家等の住宅ストックの有効活用に協力する。
- ・開発事業者は、良好な都市環境の形成に努める。

## 6. 関連計画

- ・城陽市都市計画マスタープラン（平成30年度～平成39年度）
- ・寺田駅周辺施設整備計画（案）

## 第2節 緑豊かなまちを実現する

### 1. 現状と課題

- ・本市においては、木津川の流れや東部の丘陵部を中心に広がる緑豊かな山林・緑地など自然環境に恵まれ、また、古墳や史跡などの歴史的資源が数多く存在しています。
- ・市内に点在するいわれのある樹木等の「名木・古木」への認定、さらに結婚・誕生記念の植物の配布、花いっぱい運動、緑化フェスティバルの開催など市民参画による緑化推進に取り組んでいます。
- ・今後は、緑化推進の効果を高めていくために、市民団体等との連携を強化し、協働による取り組みを一層充実していく必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- ・受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。
- ・市民が緑化に取り組み、まちに花と緑を拓げます。
- ・緑を生かした安全・安心なまちをめざします。
- ・市民生活、生態系を考慮した水と緑のネットワーク\*を形成します。
- ・協働して緑化を進めるまちをめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
緑化フェスティバル参加者数	緑化フェスティバルの参加者数	人	10,000	11,000	12,000
水や緑などの自然環境に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	77.8 (H28)	↑	↑

### 4. 施策の展開

#### ①都市緑化の推進

市民、地域、企業等による都市の緑化を推進するため、鴻ノ巣山や優良農地、寺社仏閣の緑の保全を行うとともに、住宅地や道路の緑化に努めます。

また、地域の緑化のシンボルである「城陽市名木・古木」について「保全に関する指針」に基づき、樹木管理者、市、市民が協力して保全に努めるとともに、市民の緑化意識の高揚に努めます。

さらに、緑化フェスティバルなどのイベント等を通じて緑化意識の啓発を一層推進するとともに緑化に必要な支援を行います。

## ②公園・緑地の整備及び維持管理

都市環境や都市景観の向上とともに災害に対する都市の安全性を確保するための整備とその維持管理に努めます。

また、これまで進めてきた公園のリニューアルに係る取り組みを引き続き進めるとともに、広域的な総合スポーツ公園として、城陽五里五里の丘（木津川運動公園）の北区域の整備促進を府に要望します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民一人ひとりが、まちに愛着を持ち、緑のまちづくりの主演としての責任感と自覚を持ち、緑のもたらす機能を理解し、緑とふれあう機会に積極的に参加する。
- ・市民は、自宅の庭や地域の公園など、身近な緑づくりに取り組む。

## 6. 関連計画

- ・城陽市緑の基本計画（平成25年度～）

### 用語解説

#### \*水と緑のネットワーク

森林、公園、緑地、小中学校などの緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮したネットワークの創出をめざすもの。



城陽五里五里の丘で開催される城陽市緑化フェスティバル

### 第3節 上下水道の適切な管理運営を図る

#### 1. 現状と課題

- ・本市の水道事業は、昭和39年に一部地域に給水を開始し50年が経過しています。これまでに整備してきた水道施設が更新の時期を迎えているとともに、東日本大震災や熊本地震に学び、水道施設の耐震化対策が急務となっています。
- ・給水人口の減少に伴い、基幹収入である水道料金は、平成9年度をピークに減少しています。引き続き公営企業として事業を行うためにも、アセットマネジメント\*等により自らの経営状況を的確に把握し、徹底した効率化・経営の健全化を行う必要があります。
- ・本市の下水道事業は、木津川流域関連公共下水道として昭和58年に着手し、平成2年4月から一部供用開始を行い、平成19年度事業をもって市内のほぼ全域の整備を終えています。
- ・平成26年度の下水道の人口普及率は99.0%、これに対する水洗化率は91.6%に達していますが、更なる水洗化率の向上を進め、経営の健全化を図る必要があります。
- ・建設から維持管理の時代に移行しており、昭和58年度以降整備された下水道管については、順次耐用年数を迎えることとなります。

#### 2. めざすまちの姿

- ・安心安全な水道水の供給などの給水サービスを継続・持続します。
- ・水道施設の維持管理を着実に実施します。
- ・適正な水道料金を基に、健全な水道事業を経営します。
- ・下水道管の維持管理・更新等を着実に実施します。
- ・適正な下水道使用料を基に、健全な公共下水道事業を経営します。

#### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
有収率	水道料金の対象となった水量／配水量	%	98.4	↑	↑
公共下水道の水洗化率	水洗化人口／処理区域内人口	%	92.0	95.0	97.5

#### 4. 施策の展開

##### ①新水道ビジョンの策定

平成30年度から平成39年度までの10年間における、今後の水道事業に関する重点的課題を整理し、その課題に対処するための具体的な施策などを示す「みちしるべ」となる、新水道ビジョンを策定します。

## ②経営戦略の策定

施設の老朽化に伴う更新や耐震化、給水人口の減少に伴う料金収入の減少により経営環境が厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められていることから、水道事業・公共下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画を策定します。

## ③水道施設・下水道施設の計画的な更新

水道水の安定供給、適切な下水道管の維持管理とともに、災害対策や経営の効率化を考慮した新水道ビジョンや下水道管の長寿命化計画などの計画に基づき、上下水道施設の更新・耐震化を推進します。

## ④未接続世帯・未接続の事業所の公共下水道への接続

公共下水道については、健康で快適な文化的な生活を送るとともに、環境負荷軽減に不可欠なものであることから、公共下水道に未接続の世帯、事業所に対する普及啓発活動を継続します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民及び事業者は、速やかに下水道に接続する。
- ・市民及び事業者は、受益者負担の原則に基づき、水道料金、下水道使用料を支払う。

## 6. 関連計画

- ・新水道ビジョン（平成30年度～平成39年度）
- ・水道事業経営戦略（平成31年度～平成40年度）
- ・下水道事業経営戦略（平成31年度～平成40年度）
- ・公共下水道の長寿命化計画

### 用語解説

#### \*アセットマネジメント

日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理する中で、中長期的な更新需要見通しや財政見通しを作成するとともに、その結果について事業を実施するための各種計画等に活かしていくなど、資産を総合的に管理する手法。



自然ろ過施設

第4節 安全で快適な道づくりを推進する

1. 現状と課題

- ・道路は、市民生活や経済・社会活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時における避難や復旧に欠かすことのできない施設です。
- ・本市は古くから京都と奈良を結ぶ交通の要衝として南北の道路は発達していますが、東西方向の道路網が脆弱なため、都市計画道路の早期整備が課題となっています。
- ・交通渋滞の緩和と市内の東西方向の円滑な交通を確保するため、都市計画道路塚本深谷線の整備を引き続き進めていく必要があります。
- ・また、生活道路については、「安全・安心みちづくり事業」において交差点改良や踏切改良、歩道整備、バリアフリー化などを、「住みよしみちづくり事業」においては老朽化側溝の改修を計画的に進めています。
- ・さらに、地域提案型道路事業としてスタートした「市民が主役のみちづくり事業」により多様化する道路に対する住民ニーズの視点から安心安全なみちづくりを実施しています。
- ・今後も、新名神高速道路の整備促進にあわせ、交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化、安心安全なみちづくりを進めるため、都市計画道路を含めた道路網の見直しや生活道路の整備等を財源確保も含めて計画的に行う必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。
- ・住民ニーズの視点に立ち、安心安全なみちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な人にやさしい道を整備します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
都市計画道路の整備率	(改修済+概成済(計画幅員の2/3以上の幅員が確保された道路))/都市計画決定道路延長	%	44.1	42.6	52.9
側溝改修率(道路延長)	側溝改修済延長/側溝改修対象延長	%	53.1	58.0	62.1
道路の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	37.6 (H28)	↑	↑
歩道の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	27.3 (H28)	↑	↑

## 4. 施策の展開

### ①幹線道路の整備

交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、都市計画道路西城陽線、青谷線の整備に取り組むとともに、府道上狛城陽線に接続する新設バイパスの整備、府道城陽宇治線久津川交差点の改良、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道307号奈島区間整備、(仮称)宇治木津線の早期建設について関係機関に要望します。

また、都市計画道路の整備とあわせて近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。

### ②生活道路の整備

歩行者の安全確保、日常生活に密着した安全で快適な道路整備を行うため、JR奈良線高速化・複線化第二期事業にあわせた踏切改良や歩道整備に取り組むとともに、隅切り改良、老朽化側溝の改修を行い、安全で快適な道路整備を推進します。

### ③道路の適切な維持管理

道路の安全性・快適性を確保するため、事故の発生する恐れが高い箇所を優先的に整備していくとともに、道路側溝清掃等、市民と協働して道路の適切な維持管理に努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、道路整備の計画・事業実施に協力する。
- ・市民は、道路の清掃、除草などに協力して取り組む。
- ・市民は、道路などの損傷状況を市に知らせる。

## 6. 関連計画

- ・城陽市都市計画道路網計画（平成29年度～平成38年度）



(都) 塚本深谷線 (工事中)

## 第5節 交通安全対策を推進する

### 1. 現状と課題

- ・本市における交通事故の発生状況は、継続的な交通安全対策の取り組みなどにより、発生件数および負傷者数は概ね減少傾向にあります。
- ・本市は、昭和40年代の急速な都市化に伴って小規模住宅開発が進み、こうした地域においては、歩道の整備が十分でなく、通学路はもとより一般の通行においても安全性の確保を進める必要があります。
- ・交通事故発生を抑止するため、地域それぞれのニーズを考慮し、必要箇所の優先的な整備などの交通安全対策を効果的に実施する必要があります。
- ・各種啓発活動により、違法駐車や放置自転車など交通マナーの向上やその対策に努めます。

### 2. めざすまちの姿

- ・歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取り組みなどにより、交通の安全確保をめざします。
- ・市、警察、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を取りながら、交通安全意識の向上に努めます。
- ・交通事故や違法駐車、放置自転車を無くすことにより、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
交通事故発生件数	年間交通事故発生件数	件	216	167	129
禁止区域当たりの放置自転車回収台数	年間放置自転車回収台数／禁止区域箇所数	台	25	5	0
歩道設置率	歩道設置済延長／歩道設置計画延長	%	70.2	66.8	78.2

## 4. 施策の展開

### ①交通安全施設の整備

通学路などの生活道路について、児童生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、道路の新設や改良にあわせて道路反射鏡、道路標識、路側帯、道路照明や防護柵などを整備します。

また、交通事故多発箇所の調査・分析を体系的に実施し、特に危険性の高い箇所から優先的かつ効率的に交通安全施設の整備を進めるとともに、必要な交通規制について要請を行います。

さらに、通過交通と通学児童生徒が輻輳する地域については、市、地元、警察が協議をしてゾーン30の指定の検討を行います。

### ②交通安全啓発

小学生、中学生の交通安全教育を効果的に推進するため、警察や関係機関と連携し、学校教育において、道路を安全に通行する意識と能力や、自転車利用者として必要な知識・技能の習得を推進します。

また、高齢者の事故実態に即した啓発、交通安全教育の機会を拡充します。

さらに、子ども、高齢者などを対象に、交通安全教育の活発な啓発活動を進めている城陽市交通安全女性の会の活動を支援するとともに、城陽市交通安全対策協議会の活動を中心として、市民一人ひとりに交通安全知識の普及や交通安全思想の高揚を図り、市民総ぐるみの交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

### ③違法駐車や駅周辺の放置自転車対策

違法駐車が常態化している地域や路線において、警察などによる重点的な取締りの強化を要請するとともに、警察、消防および市の3者による「3色パトロール」の実施や自治会などと連携した啓発活動を行い、市民の駐車マナーの向上を図ります。

また、駅周辺における交通環境の向上に向けて、自転車放置禁止区域内の放置自転車の強制撤去を行うとともに、自転車利用者への放置禁止の啓発を推進します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自治会等での交通安全活動に参加する。
- ・市民は、事故の発生を防ぐため、交通安全マナーを守る。

## 6. 関連計画

なし

第6節 浸水被害の軽減を図る

1. 現状と課題

- ・近年、異常気象による局地的な集中豪雨等により深刻な浸水被害が全国各地で発生しています。
- ・都市化の進展により、河川等への雨水の流出量が増加しています。
- ・現在、市内を流れる一級河川古川において、京都府施工により流下能力が従来計画の約1.5倍に引き上げられた計画で改修が進められています。
- ・安らぎのある住環境を形成するため、浸水被害の軽減に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ・古川改修を見据えた総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進・流出抑制対策に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進により、浸水被害を軽減します。
- ・浸水被害の軽減、適正な水辺空間の維持管理により、安らぎのある住環境を形成します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
準用河川改修率	準用河川改修済延長／準用河川改修計画延長	%	94.2	97.5	100
川に親しみを持っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	33.5 (H28)	↑	↑

4. 施策の展開

①総合排水計画による施設の整備

浸水被害を軽減するため、総合排水計画に基づき、計画的に河道整備を行うとともに、事業者に対する指導・協議を進め、流出抑制対策に取り組みます。

また、古川の河道拡幅及び、天井川である青谷川、長谷川の整備を関係機関へ強く要望するとともに、早期整備に努めます。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、浸透枿や雨水貯留施設の設置、庭などの緑地整備を行い、雨水流出を抑制する。

## 6. 関連計画

- ・城陽市総合排水計画（平成28年度～）



準用河川十六川



準用河川嫁付川

第7節 環境を守り育てる

1. 現状と課題

- ・地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化するなかで、2015年12月のCOP21\*で採択された新たな温暖化対策の世界的枠組みとなるパリ協定に基づき、将来にわたるCO<sub>2</sub>削減に向けた世界的な取り組みが急務となっています。
- ・本市においては、市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、市、市民、市民団体、事業者の協働による環境パートナーシップ会議を中心に、環境保全活動として、「環境フォーラムの開催」をはじめ、環境問題に対する様々な活動が活発に行われています。
- ・市としても事務事業における環境負荷の低減を図るため、独自環境マネジメントシステム「J-EMS」\*を運用するとともに、温室効果ガス排出量の削減計画として「城陽市エコプラン」を策定し、市が率先して環境に配慮した取り組みを進めています。
- ・「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市全体での温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進めています。
- ・今後は、環境パートナーシップ会議の会員数の増加を図り、地球環境問題に対し市民協働により、全市的に取り組む必要があります。
- ・引き続き地域の環境の実態把握のため、大気や主要河川の水質の測定を行うとともに、近隣公害への対応や空き地の除草指導を進めていく必要があります。
- ・本市の豊富で良質な地下水は、貴重な水道水源であるとともに、湧水花きをはじめとする農業用水にも活用されるなど、市民共有の財産となっています。
- ・今後も地下水の有効利用と保全を図るため、水質保全に向けた調査・監視を継続していく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民協働による全市的な環境保全活動により、自然と調和した快適なまちづくりを進めます。
- ・環境汚染把握のための各種測定や、環境監視パトロールの実施等により、良好な生活環境を保全します。
- ・豊富で良質な地下水を、市民共有の財産として保全します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
環境パートナーシップ会議の会員数	市・市民・事業者で構成される城陽環境パートナーシップ会議の会員数	人	292	345	380
市全体のCO <sub>2</sub> 排出量	市全体のCO <sub>2</sub> 排出量	千t - CO <sub>2</sub>	400 (H25)	↓	↓

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
川や池のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査結果	%	26.6	↑	↑

#### 4. 施策の展開

##### ①地球環境の保全

地球環境や身近な自然を保全するため、「城陽市環境基本計画」の実現に向けた取り組みを進めます。

また、市の事務事業による環境負荷を低減するため、市独自環境マネジメントシステム「J-EMS」による事業活動を展開します。

さらに、省エネの推進など温室効果ガス排出量の削減計画である「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を実現するために、環境家計簿やグリーンカーテン、啓発活動などの取り組みを推進します。

##### ②市民協働による環境保全の推進

自然と調和した快適なまちづくりを進めるため、城陽環境パートナーシップ会議を中心に、市民協働による環境保全活動を進めます。

##### ③生活環境の保全の推進

良好な生活環境を保全するため、環境汚染把握のための各種測定や環境監視パトロールを実施します。

##### ④地下水の保全

豊富で良質な地下水を保全するため、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づく適正採取と合理的利用及び水質保全のための調査・監視に努めます。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民一人ひとりが、環境保全活動の重要性を認識し、身近な場所で活動に参加する。

#### 6. 関連計画

- ・城陽市環境基本計画（平成15年度～平成29年度）
- ・城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成25年度～平成29年度）
- ・第3期城陽市エコプラン（平成25年度～平成29年度）

#### 用語解説

##### \*COP21

2015年11月から12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議」のことで、世界の平均気温上昇を2度未満に抑えるなど、2020年以降の地球温暖化対策が定められたパリ協定が採択された。

##### \*独自環境マネジメントシステム「J-EMS」

平成15年3月にISO14001の認証を取得し、9年間の運用後、その実績を踏まえ、平成24年度より運用を開始した、城陽市独自の環境マネジメントシステム。

なお、環境マネジメントシステムとは、組織（市）が行う業務等により起こる環境に及ぼす悪影響を最小にするため、組織（市）自らが環境に関し継続的な改善を自主的に行い、環境の保全を図る仕組みのこと。

## 第8節 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

### 1. 現状と課題

- ・大量生産・消費・廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、CO<sub>2</sub>排出量を減少させる低炭素社会\*、資源循環の仕組みが確立された循環型社会\*への転換が求められており、本市においては、城南衛生管理組合による処理施設の集約化、共同処理を実施しており、エネルギー回収、温暖化防止などに取り組んでいます。
- ・今後は、緊急時や災害時などの廃棄物処理方法を検討し、他市町とのさらなる連携強化や相互支援体制を整備するとともに、収集体制の効率化、ごみ減量・資源化を進める必要があります。また、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、排出者自身のごみ減量、資源化意識の向上を図るため、情報発信の強化に一層努める必要があります。
- ・ごみの発生抑制や減量化に関する市民の取り組みを支援し、「もったいない意識」の啓発に努め、無駄に捨ててしまわない消費行動を促進するとともに、不法投棄の根絶に向け、廃棄物不法投棄パトロールをはじめ、今後も監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取り組みを推進する必要があります。
- ・事業所におけるごみの発生抑制やごみの適正処理、資源化の推進が課題です。

### 2. めざすまちの姿

- ・市、市民、事業者がごみ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理によるCO<sub>2</sub>排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
年間ごみ排出量	燃やすごみ及び燃やさないごみの合計量	t	20,248 (H26)	19,903	19,553
資源化物率	ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合	%	21.01 (H26)	24.41	26.82

## 4. 施策の展開

### ①ごみの減量化・資源化の推進

本市の廃棄物処理行政の指針となる「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制・減量化・資源ごみの分別徹底、ごみの減量や資源化等に関する情報の提供を積極的に進めます。

また、城南衛生管理組合構成市町と連携し、ごみ処理コストの削減に配慮したごみの減量化、資源化に取り組み、今後もエネルギー回収、温暖化防止など効率的なごみ処理を目指し、広域での共同処理を進めます。

### ②ごみの適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみの適正な処理を確保するため、廃棄物処理条例の制定に取り組みます。

また、ごみ収集作業の効率化を図りながら、市民に対しごみステーションの衛生保持、管理の効率化、ごみの適正処理について啓発を推進します。

さらに、事業所に対しては、自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導に加え、ごみの減量やリサイクルに関する情報を提供するなど積極的に取り組みます。

### ③環境衛生の向上

地域の良好な環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティアなどが協働して、環境意識の高揚・マナー向上など地域で盛り上げ、不法投棄防止などの実効性を高めます。

### ④緊急時・災害時の対応

日本各地の大災害を契機として、緊急時や災害時などの廃棄物処理方法を検討し、広域的に他市町との連携強化や相互支援体制の整備を調査・検討します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、ごみの分別及び減量化を徹底する。
- ・事業者は、ごみの排出抑制及び再資源化に取り組む。

## 6. 関連計画

- ・城陽市ごみ処理基本計画（平成24年度～平成33年度）
- ・容器包装リサイクル法に基づく第8期市町村分別収集計画（平成29年度～平成33年度）

### 用語解説

#### \*低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する産業と生活の仕組みを持つ社会。

#### \*循環型社会

製品のリサイクル（再利用）、リユース（再使用）、リデュース（廃棄削減）を行うことにより、有限である資源を持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

## 第1節 市民参加と協働を推進する

### 1. 現状と課題

- ・少子高齢化が進み、市民ニーズが多様化する中で、市民が幸せや豊かさを実感できるまちづくりを実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身も自治の担い手として参加することが求められています。
- ・協働のまちづくりに向けて、市民活動支援センターの運営強化を図り、引き続き市民活動団体の育成等に取り組む必要があります。
- ・自治会の活性化、加入率の上昇に向けて、補助金制度の見直しや自治会支援策の充実などの検討を進めます。
- ・コミュニティセンターにおいては、利用者層の拡大に向けた新たなコミュニティ事業の展開や施設の老朽化対策等、利便性向上の取り組みを進めていく必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- ・市民と行政がそれぞれの特性を生かして、協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざします。
- ・自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会の活性化を図り、地域コミュニティの連携を深めます。
- ・コミュニティセンターにおいて、地域の特色を生かした活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化します。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
市民活動支援センター1日平均利用者数	市民活動支援センター年間利用者数／年間開館日数	人	17.3	22.0	25.0
市民活動支援センター登録団体数	市民活動支援センターに登録されている団体の数	団体	60	76	92
自治会の加入率	自治会加入世帯／全世帯	%	72.3	75.5	78.1
コミュニティセンター利用者数	年間コミュニティセンター利用者数	人	386,842	406,000	421,000
困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	58.0 (H28)	↑	↑

## 4. 施策の展開

### ①NPO・ボランティア等による市民活動の推進

市民の主体的な地域活動が活発に展開されるよう、情報提供や学習会・交流会の開催支援など、市民活動支援センターの取り組みの充実に努めます。

また、地域活動の活性化、活動団体の交流促進などを図るため、活動の中心となるリーダーの発掘、育成に努めます。

### ②自治会の活性化の推進

コミュニティ活動が活性化されるよう自治会組織の育成を支援するとともに、自治会だよりの発行や自治会長研修会を開催するなど、自治会の活性化に向けた取り組みを進めます。

また、地域における市民の身近な活動の場となる自治会集会所などの整備を支援します。

### ③コミュニティ事業の推進

コミュニティセンターを核とした主体的・自立的な地域社会を形成するため、地域住民が主体となった運営により、地域ニーズに応じた地域住民の交流と連帯感の醸成をめざす事業を支援します。

また、コミュニティセンターが、ふれあい・交流の拠点として定着するため、快適に安心して利用できるよう施設の維持管理を行います。

さらに、交流人口の拡大に向け、地域の特徴を生かした多様な交流事業を展開します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自らがまちづくりに参画する視点を持ち、自治会や子ども会などの地域活動に参加し、地域の連携を深める。
- ・地域住民は、コミュニティセンターにおいて、地域ニーズに応じた事業を企画・実施する。

## 6. 関連計画

なし



コミセン事業

## 第2節 まちの魅力発信を推進する

### 1. 現状と課題

- ・開かれた市政の推進には、市政情報をきめ細やかに提供するとともに、市民意識を共有し、市民と行政の信頼関係を築くことが求められます。また、市民生活にも大きな影響を与えている、スマートフォンやSNSに代表される近年の情報通信技術の発展は、市民意識の共有や市民意見の集約を行う上でも積極的な利活用がより重要になっています。
- ・本市においても、市民に市政の現状と課題を正しく伝えられるよう、広報紙やホームページ、FMラジオ、ツイッター、フェイスブックなどの各種広報メディアや出前講座を効果的に活用し、市政情報をタイムリーに提供するとともに、市長ふれあいトーク、市政懇談会などで、市民意識や市政に関する意見を積極的に把握し、ほかにもパブリックコメント\*の実施により、各種計画づくりの市民参画機会の充実や多様な市民の意見・要望などの政策決定への反映にも努めてきました。
- ・新名神高速道路の全線開通や東部丘陵地の整備などにより交流人口の増加が見込まれることから、市全体で市の魅力を内外に向けて発信することが重要となっており、広報じょうよう等の従来からの情報提供形態に加えて、動画コンテンツなどの新たな情報発信手法の研究など、発信力の強化に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・また、広聴活動の充実に向けては、各広聴事業の対象者の拡大や周知啓発の強化などで、市民意見の積極的な把握が必要です。
- ・行政情報の積極的な公開や提供により行政運営の透明性が強く求められているなか、本市においては、他市に先駆けて、平成元年に「城陽市情報公開条例」を制定し、公文書開示請求制度を運用しています。
- ・一方、近年の情報技術などの進展により、さまざまな情報が簡便に得られる状況にあり、個人情報漏えいなどのプライバシー保護に対する懸念が大きくなっています。このような背景から、平成17年に個人情報保護法が施行され、行政はもちろんのこと、企業、団体、地域などにも個人情報の適切な保護対策が求められています。
- ・市民から信頼される市政を推進するため、行政運営の透明性を確保することが求められていることから、市が保有する情報のうち、個人情報保護法等各法令に抵触しない情報について、資料提供等によって積極的な公開・情報発信を行っていく必要があります。

### 2. めざすまちの姿

- ・市全体で多様な広報メディアなどを効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内の人々に市の魅力を広めます。
- ・広聴事業の充実により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に努めます。
- ・個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護を図ります。
- ・市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
市ホームページへのアクセス数	トップページの年間アクセス件数	件	505,263	507,000	532,000
市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	67.1 (H28)	↑	↑
行政情報資料コーナーの資料数	行政情報資料コーナーの資料数	点	230	240	252

### 4. 施策の展開

#### ① 市政への市民参画の仕組みづくり

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、各種事業のPRに努めるとともに、市政懇談会、市長ふれあいトーク、パブリックコメントなどを充実し、市民が行政に対して意見が提案しやすい環境づくりに努めます。

#### ② 情報発信の強化

市の内外に向けて効果的に情報を提供できるよう、「広報じょうよう」などの広報媒体に加えて、ホームページや各種SNS、出前講座など、多様な方法による戦略的な情報発信に努めます。また、各行政分野において、きめ細かな情報の発信に努めます。

#### ③ 市内進出企業と連携した市の魅力発信

企業内広報紙に市の紹介記事を掲載するなど、市内進出企業と連携した市のPRに努めます。

#### ④ 行政情報の積極的な提供

市民の市政への理解を深めることを目的に、行政情報資料コーナーに配架する資料を充実し、市民がより多くの行政情報に触れられるように努めます。

#### ⑤ 個人情報情報の適切な管理

より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、「城陽市個人情報保護条例」に基づき、制度を適正に運用します。

### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、市が発信する情報や対話の機会を利用し、積極的に市政に参加する。
- ・市民は、一人ひとりが市の良い点を対外的にPRする。

### 6. 関連計画

- ・第2次城陽市情報化計画（平成25年度～平成29年度）

#### 用語解説

##### \*パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するにあたり、広く住民の意見を求めることで、住民の意見を政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

### 第3節 人権の尊重・女性の活躍を推進する

#### 1. 現状と課題

- ・基本的人権は、日本国憲法で保障されているように「侵すことのできない永久の権利」であり、その尊重は、豊かな社会の実現に欠くことのできない条件です。
- ・本市においても、基本的人権を尊重するための取り組みを実施してきましたが、現実には同和問題をはじめ様々な差別が未だに存在しており、まだ十分とは言えない状況です。
- ・平成28年3月に策定した「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、すべての市民の人権が尊重される社会をめざすため、「山城人権ネットワーク推進協議会」に参画し、様々な人権問題の解決に向けた広域的な取り組みを実施していますが、さらに市民との協働により一人ひとりの人権が尊重される取り組みを一層推進していく必要があります。
- ・女性も男性もすべての個人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、男女がともに仕事と生活の調和を図り、充実した多様な生き方ができるよう、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、男性中心型労働慣行などの変革が課題となります。
- ・拠点となる男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」の充実を図り、推進団体との協働による啓発事業を効果的に行い、男女共同参画社会の実現のための取り組みを促進する必要があります。

#### 2. めざすまちの姿

- ・学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人の基本的人権の尊重と人権という普遍的文化の構築をめざします。
- ・すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
人権が尊重されていると思う市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	66.1 (H28)	↑	↑
男女が平等であると感じる市民の割合	男女共同参画社会に関するアンケート結果	%	男性 30.3 女性 13.7 (H26)	↑	↑
男女共同参画啓発イベントの参加者数	各種イベントの参加者数	人	4,586	7,000	7,000

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
男女共同参画支援センターぱれっとJOYOへの参画団体数	男女共同参画推進団体として登録している団体数	団体	43	45	45

#### 4. 施策の展開

##### ①人権尊重の推進

憲法に保障された基本的人権が尊重される社会を確立するため、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権に関する意識の醸成や啓発活動などの取り組みを推進します。

また、「山城人権ネットワーク推進協議会」に参画し、企業や民間団体とも連携する中で、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた広域的な取り組みを推進します。

##### ②人権侵害救済制度の確立

市民および各種団体で組織する「部落解放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」を中心として、京都府や山城地区の実行委員会と連携しながら、人権侵害救済制度の早期確立を国に強く要請します。

##### ③男女共同参画社会の推進

男女共同参画に関する市民理解を深める啓発活動、政策・方針決定過程への女性の参画促進など、「城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」に基づく取り組みを進めます。

##### ④男女共同参画社会の環境整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、女性活躍推進の取り組みやワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を図るとともに、DV被害及び女性特有の妊娠・出産などの健康に関する支援等、女性を取り巻くさまざまな問題に対する相談体制の強化に努めます。

また、男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」を拠点とした取り組みを進めるとともに、新市街地や東部丘陵地等への新たな進出企業等との連携、協力により、仕事と家庭生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業を進めます。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、人権について常に高い意識を持ち、相手を尊重し、思いやりを持って行動する。
- ・市民は、人権問題が発生したときには速やかに行政に連絡や相談をする。
- ・市民・事業者は、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや支援方針に参画する。

#### 6. 関連計画

- ・第2次城陽市人権教育・啓発推進計画（平成28年度～平成37年度）
- ・第3次男女共同参画計画さんさんプラン（平成22年度～平成31年度）

## 第4節 都市間交流を推進する

### 1. 現状と課題

- ・文化・経済など社会全般にわたり国際化が進むなかで、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、世界の恒久平和に寄与するとともに、豊かな国際性を育てる環境づくりが求められています。
- ・本市においても、姉妹都市である大韓民国慶山市やアメリカ合衆国バンクーバー市を中心に、行政間の交流をはじめ、国際交流協会による市民参加の交流事業等により、国際理解を深められるよう努めています。また、日本語教室の実施や外国語表記の生活ガイドの作成など、市内在住外国人への支援も推進しています。
- ・国内の都市間交流としては、平成24年10月に鳥取県三朝町と国内姉妹都市として盟約を締結し、それぞれの都市の有する地理・風土・歴史等の相違を認識し、草の根交流等を通じて愛着を深めることで、活力あるまちづくりを目指します。
- ・平和な社会を形成するため、昭和61年の国際平和年に際し「平和都市宣言」を行い、また、平成22年度には平和首長会議へ加盟したところです。戦争体験記の発刊や小・中学生の広島派遣、平和のつどいなど平和に関する取り組みを進めるとともに、平和の尊さについて市民自らが考え、行動できる施策を展開していくことが必要です。

### 2. めざすまちの姿

- ・国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。
- ・国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりに繋がることをめざします。
- ・平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
国際交流協会会員数	個人、団体、賛助・法人の会員合計数	人	424	444	464

## 4. 施策の展開

### ①都市間交流の推進

国際友好・親善を促進し世界平和へ寄与するため、国外姉妹都市である大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市をはじめとした国際交流を、国際交流協会と連携し推進します。

また、相互理解・親善を深め、住民福祉の向上と地域社会の発展に資するため、国内姉妹都市である鳥取県三朝町をはじめとした国内交流を推進します。

さらに、行政間交流だけでなく、様々な分野における、市民が主役となった草の根交流も推進します。

### ②国際感覚豊かな人材の育成

国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協会への支援を行い、語学講座をはじめとした事業を通して、国際理解の環境づくりと学習機会を提供するとともに、外国人との交流活動の実践や外国語教育の充実に努めます。

### ③外国人への生活支援

市内に在住する外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、外国語による表記、日本語支援ボランティアの育成や日本語習得への支援など、多文化共生のまちづくりを推進します。

### ④平和都市の推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づいた平和に関する啓発活動や教育を行い、市民とともに平和都市を推進します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市、鳥取県三朝町との交流活動に積極的に参加する。
- ・市民は、さまざまな国際交流活動に積極的に参加し、国際的な視野、感覚などを養う。
- ・市民は、平和の問題は他人事ではなく自身の問題であることを認識するように努める。

## 6. 関連計画

なし

第1節 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

1. 現状と課題

- ・本市においては、効率的・効果的な行政運営を目的に、他市に先駆け、職員数の抑制を図りながら市民サービスの向上に取り組んできました。また、地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度を実施しています。
- ・これから平成35年度の新名神高速道路の全線開通を活用した新たな事業や少子高齢化等に対応するとともに、市民サービスの維持・向上を図っていかねばなりません。
- ・住民福祉の増進を図るための適正な職員数を確保するとともに、人材育成のため効果的な研修を進め、次世代を担う人材を育成する必要があります。
- ・本市の公共施設等は、1960年代から1970年代にかけての人口急増を機に整備された施設が多く、老朽化が進んでいる状況にあります。一方、人口推移については、地方創生に係る取り組みを進める中においても、当面は少子高齢化・人口減少局面が続くと想定されています。利用者ニーズの変遷に対応するとともに、適切な管理手法（長寿命化・更新手法等）を検討する必要があります。
- ・公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設については、その設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を行う必要があります。
- ・市政に対して、これまで以上に市民からの信頼を確保するため、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度の維持などを行っていく必要があります。
- ・少子高齢化の進行や多様化するニーズに的確に対応するため、限りある資源を最大に活用し、最小の経費で最大の効果を得るという観点から、民間活力やICT\*の活用などによる行政のスリム化が必要です。

2. めざすまちの姿

- ・適正な定員管理を進めるとともに、市民から信頼される市政運営を担える人材づくりを行います。
- ・公共施設等の老朽化及び利用者ニーズの変遷に適切に対応し、安心・安全な施設運営を推進します。また、公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって効率的、効果的な財産管理を行います。
- ・透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。
- ・適正で効率的・効果的な行政運営を推進することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
職員数	職員数	人	463	511	517

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
市役所職員の仕事や対応を信頼している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	66.5 (H28)	↑	↑

#### 4. 施策の展開

##### ①適正な定員の管理

効率的・効果的な行政運営を行うため、職員の年齢構成や雇用と年金の接続、また新名神高速道路の全線開通を活用した今後のまちづくりの取り組みなどを踏まえ、定員管理計画を策定し、適正な定員の管理に努めます。

##### ②人材の育成

自主研修や集合研修、派遣・委託研修など職員の研修機会を確保し、一人ひとりの能力開発に努め、環境の変化に対応できる政策形成能力を備えた笑顔で規律ある人材を育成します。

##### ③公有財産の適正な管理

安心・安全な公共施設を維持するため、老朽化施設の長寿命化等適正な維持管理を推進するとともに、利用者ニーズの変遷や活用状況を踏まえ、既存施設の効率的、効果的な活用に努めます。

また、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設の設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を進めます。

##### ④入札契約制度の維持

市民の信頼を得るため、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。

##### ⑤民間活力とICTの活用

民間などにより実施することが適当な業務については、行政が取り組むべき範囲を見極めた上で、行政責任の確保を前提としながら、委託化の推進に努めます。また、ICTの活用を促進します。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、公共施設を大切に使用するとともに、施設の維持管理・運営に協力する。

#### 6. 関連計画

- ・第3次定員管理計画（平成29年度～）
- ・城陽市公共施設等総合管理計画（平成29年度～平成38年度）
- ・明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言

#### 用語解説

\* ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）  
コンピュータや情報通信に関する技術を総称的に表すもの。

第2節 持続可能な財政運営を実現する

1. 現状と課題

- ・本市の財政基盤は、他自治体と比べ企業が少ない住宅都市であることから、法人市民税や固定資産税などの市税収入が少なく、脆弱な財政基盤となっています。
- ・加えて、近年の少子高齢化の進行等により、歳入の根幹をなす市税収入が平成9年度をピークに大幅に減少し、基金残高も大きく減少するなど逼迫した財政状況になっています。
- ・今後においては、さらに厳しい財政状況が続くと予想されるなかで、これまで提供してきた市民サービスを維持向上する必要があるとあり、公平な課税と口座振替の推進や納付しやすい環境整備による収納率の向上などを進めつつ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、市民に対して中長期的な財政見通しを説明し、市民との信頼関係に基づく持続可能な健全な財政運営が求められています。
- ・平成35年度の新名神全線開通を視野に、都市計画道路や東部丘陵地の整備、安心・安全な防災体制や福祉の確立などに多額の予算を確保する必要があります。
- ・これまでの改革を継続実施するとともに、まちづくりを支える財政基盤の確立に向けて、新たな視点から改革に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・持続可能な財政運営を実現することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。
- ・市民をはじめとした納税義務者が口座振替しやすい環境を整えると同時に、口座振替の申込み方法や納付方法の拡大を推進します。
- ・課税客体を適正に把握し、公平で公正な課税を行います。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
プライマリーバランス*	元金償還額－地方債*発行額（いずれも特例債を除く）	千円	△ 260,838	0以上	0以上
実質赤字比率*	一般会計の実質赤字額／標準財政規模*	%	—	基準を下回る比率	基準を下回る比率
連結実質赤字比率*	連結実質赤字額／標準財政規模	%	—	基準を下回る比率	基準を下回る比率

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
実質公債費比率*	{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} / {標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}	%	9.5	基準を下回る比率	基準を下回る比率
将来負担比率*	{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} / {標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}	%	74.9	基準を下回る比率	基準を下回る比率
市税の収納率	納付額/課税額	%	95.5	96.1	96.6

#### 4. 施策の展開

##### ①財政基盤の確立

これまでの行財政改革の継続実施に加え、「明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言」に基づく新たな視点での行財政改革に取り組み、まちづくりを支える財政基盤を確立します。

##### ②健全で効果的な財政運営

各種財政指標により、市全体に係る財政運営上の課題を正確に把握します。

また、行財政改革の取り組みや各種計画との連携を図り、健全で効果的な財政運営を行います。

##### ③公平・公正な課税と収納

課税客体の適正な把握を行い、公平で公正な課税を行います。

また、市政に関する積極的な情報提供などにより、市民の税に関する理解を深めるとともに、口座振替やコンビニ収納等の多様な納付方法を推進し、納めやすい環境づくりに努めます。

#### 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、税に関わる仕組みに関心を持ち、課税の内容を理解する。

#### 6. 関連計画

- ・明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言

### \*プライマリーバランス

臨時財政対策債等の地方財政法第5条の特例として認められる起債を除いた償還元金と市債発行額のバランスをいう。

### \*地方債

公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金。一度に多額の出費を必要とする事業の財源確保を図るとともに、その返済を元利償還という形で長期間分割することにより、市の財政負担を平準化し、世代間の住民負担を公平にするという役割も果たしている。

### \*実質赤字比率

当該地方自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

### \*標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれる。

### \*連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

### \*実質公債費比率

当該地方自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

### \*将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

### 第3節 戦略的に行政経営を推進する

#### 1. 現状と課題

- ・第3次総合計画の計画期間においては、税収の減少や社会保障費の増大による一般財源の不足、団塊の世代の大量退職による担い手の不足、地域のつながりの希薄化等、少子高齢化の進行に伴う諸問題が顕在化した10年間でした。第4次総合計画期間においてもさらなる高齢化の進行は避けられないところであり、また、国推計にもあるとおり、現在の少子状態が継続した場合、日本全体においてさらなる人口減少社会が到来する見込みである等、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増す恐れがあります。深化・多様化する行政需要に適切に対応し、幹線交通網の発達をまちづくりの好機とするため、これまで以上に長期的展望に立った計画策定と効果的・効率的な行政運営が必要です。
- ・全国的に少子高齢化及び人口減少社会が進展する中において、子どもを産み育てやすい環境づくりと産業育成・地域振興による東京一極集中の是正等、「地方創生」に向けた取り組みが進められています。
- ・地方自治体の枠を超えた課題や行政需要に対応するため、近隣市町村と協調した圏域単位の施策展開や、国や京都府との協調が必要となっています。

#### 2. めざすまちの姿

- ・総合計画及び関連計画に基づいて、市、市民、市民団体、企業が協働し、計画的なまちづくりを推進します。
- ・地方創生の取り組みにより、少子高齢化・人口減少社会の克服、地域振興を図ります。
- ・国や京都府、近隣市町村との連携や協力体制を確立することにより、地域の個性を生かした、魅力あるまちをめざします。

#### 3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標
まちづくり指標の目標の達成率	目標達成したまちづくり指標数／総まちづくり指標数	%	—	100	100

## 4. 施策の展開

### ①総合的で計画的な行政運営の推進

長期的展望や施策相互の関連性を考慮し、総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。

### ②地方創生の推進

少子高齢化・人口減少社会を克服するため、新名神高速道路の開通を生かしたまちの活性化、若い世代の就労・結婚・子育て等の支援、安心・安全な暮らしの実現、まちの魅力発信等の総合戦略に定める施策を推進し、定住人口の増加を図ります。

### ③広域行政の推進

近隣自治体それぞれの個性と特色を生かしながら、広域的に共通する課題の解決に向けて、広域行政の一層の充実に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

また、総合計画において示したまちづくりの目標を実現するため、国や京都府、関係機関に対し、事業実施や施設整備に関する協力、支援を要請します。

## 5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、主体的に行政運営に参加する。

## 6. 関連計画

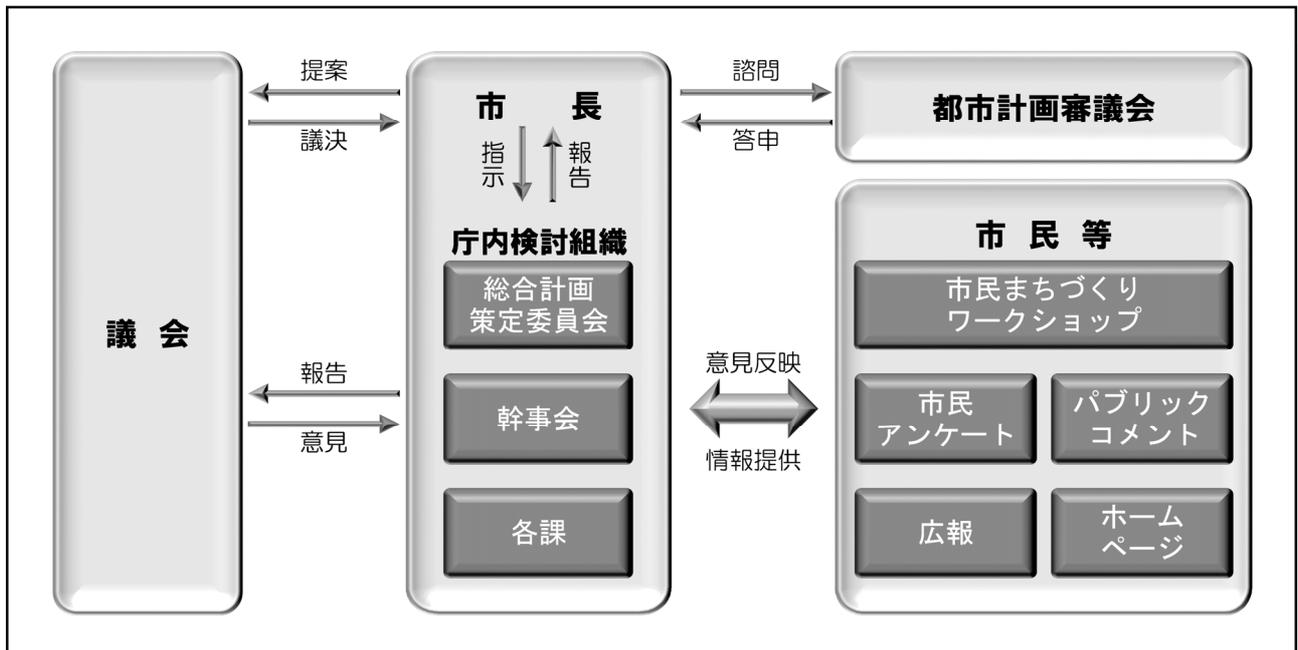
- ・山背五里五里のまち 創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

# 附属資料

1. 策定体制
2. 第4次総合計画策定経過
3. 市民まちづくりワークショップ委員名簿
4. 城陽市都市計画審議会委員名簿
5. 諮問書・答申書
6. 城陽市総合計画策定条例



# 1. 策定体制



## 2. 第4次総合計画策定経過

### ■平成27年度

月日	事案	内容
5月12日	城陽市総合計画策定委員会 (第1回)	○全体スケジュールについて
6月15日	総務常任委員会	○第4次城陽市総合計画の策定について
7月24日 ～8月7日	まちづくり市民アンケート	○第3次総合計画の評価及び第4次総合計画策定の基礎資料とするため、まちづくり市民アンケート（市民意識調査編、まちづくり指標編）を実施 [対象：20歳以上の市民2,000人] ・市民意識調査編[回収数：958人、回収率：47.9%] ・まちづくり指標編[回収数：953人、回収率：47.7%]
12月9日	市民まちづくりワークショップ (第1回)	○勉強会「城陽を考える」 (京都大学 大学院 人間・環境学研究所 小島教授) ○ワークショップ「城陽市の「強み」について」
1月12日	城陽市総合計画策定委員会 (第2回)	○市民まちづくりワークショップについて ○市民アンケート結果について
1月29日	市民まちづくりワークショップ (第2回)	○ワークショップ「10年後の城陽市の課題を考える」
2月19日	城陽市総合計画策定委員会 (第3回)	○第3次城陽市総合計画の総括等について ○第4次城陽市基本構想の検討について
2月26日	総務常任委員会	○まちづくり市民アンケートについて ○市民まちづくりワークショップについて ○第3次城陽市総合計画の総括について ○第4次城陽市総合計画策定に係る取り組みについて
2月29日	市民まちづくりワークショップ (第3回)	○ワークショップ「10年後の城陽市がめざすまちの姿及びまちづくりの目標について」
3月24日	市民まちづくりワークショップ (第4回)	○ワークショップ「城陽市を良くする100の提言について①」

### ■平成28年度

月日	事案	内容
4月15日	広報じょうよう特集号 (総合計画だより)	○第3次城陽市総合計画の総括について
4月22日	市民まちづくりワークショップ (第5回)	○ワークショップ「城陽市を良くする100の提言について②」
4月26日	城陽市総合計画策定委員会 (第4回)	○第4次城陽市総合計画 基本構想骨子案について ○政策・施策体系について
6月3日	城陽市総合計画策定委員会 (第5回)	○第4次城陽市総合計画 基本構想骨子案について
6月14日	総務常任委員会	○第4次城陽市総合計画 基本構想骨子案について
6月24日	市民まちづくりワークショップ (第6回)	○ワークショップ「市民・地域・行政の役割分担①」
7月8日	市民まちづくりワークショップ (第7回)	○ワークショップ「市民・地域・行政の役割分担②」

月日	事案	内容
8月2日	市民まちづくりワークショップ (第8回)	○第4次城陽市総合計画骨子案について ○講話「ワークショップを活かす 総合計画の10年に向けて」 (京都大学 大学院 人間・環境学研究科 小島教授) ○ワークショップのまとめ 「まちづくりへの意気込み、ワークショップの感想」
8月18日	城陽市総合計画策定委員会 (第6回)	○第4次城陽市総合計画骨子案について
8月20日 ～9月5日	まちづくり市民アンケート	○第4次城陽市総合計画のまちづくり指標現状値の把握のため、 まちづくり市民アンケートを実施 [対象：20歳以上の市民2,000人] [回収数：1,077人、回収率：53.9%]
9月9日	総務常任委員会	○第4次城陽市総合計画骨子案について
10月24日	第1回都市計画審議会 (諮問)	○市長から第4次城陽市基本構想素案について諮問 ○第4次城陽市総合計画策定の取り組みについて ○第4次城陽市総合計画の策定にあたって ○第4次城陽市総合計画基本構想素案について
11月1日	広報じょうよう特集号 (総合計画だより)	○第4次城陽市総合計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)について
11月1日	第2回都市計画審議会	○第4次城陽市総合計画基本計画素案について
11月1日 ～11月21日	パブリックコメント	○ホームページ掲載、行政情報資料コーナー配架のほか、広報じょうよう特集号(11月1日号、4P)で第4次城陽市総合計画素案を掲載し、パブリックコメントを実施
12月2日	第3回都市計画審議会	○将来像について ○まちづくり指標について ○審議会意見及び市民意見に対する考え方について ○答申方法について
12月9日	答申、報告	○都市計画審議会会長から市長へ第4次城陽市基本構想素案について答申 ○都市計画審議会会長から市長へ審議経過における意見等について報告
12月22日	平成28年第4回城陽市議会 定例会	○議案「第4次城陽市基本構想を定めることについて」を提出
1月19日	第4次城陽市基本構想特別 委員会	○審査内容 Ⅰ. 城陽市の将来像 Ⅱ. まちづくりの目標 Ⅲ. 人口・土地利用 Ⅳ. 政策大綱 (1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち (2) “生命(いのち)輝く”安心とふれあいがひろがるまち
1月27日	第4次城陽市基本構想特別 委員会	○審査内容 Ⅳ. 政策大綱 (3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち (4) “生活(くらし)輝く”自然と調和した快適なまち (5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち (6) 健全経営で市民から信頼されるまち
2月13日	第4次城陽市基本構想特別 委員会	○審査内容 総括質疑 討論、採決
2月23日	平成29年第1回城陽市議会 定例会	○議案「第4次城陽市基本構想を定めることについて」を議決

### 3. 市民まちづくりワークショップ委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	役職名等（任命時）
学識経験者	小島 泰雄	京都大学 大学院 人間・環境学研究科教授
各種団体代表	安井 清	城陽LPガス協会会長
	大野 和宣	城陽環境パートナーシップ会議会長
	長澤 とよ海	おりなす.キャンブ.城陽代表
	吉水 利明	城陽市コミュニティセンター運営委員会 南部コミュニティセンター運営委員会副会長
	山下 浩二	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会常務理事
	近藤 幸男	城陽市民生児童委員協議会福会長
	盛田 治	城陽市高齢者クラブ連合会会長
	窪田 忍	城陽市障がい者自立支援協議会委員
	鱒坂 智子	子育てサークル 城陽アトピー・アレルギーを考える会 いっぽいぽリーダー
	人見 章夫	城陽市体育協会副会長
	奥田 正行	城陽市文化協会会長
	楫谷 光子	城陽市青少年健全育成市民会議事務局次長
	筑紫 貴美	城陽市PTA連絡協議会会長
	城島 圭子	城陽市女性会本部役員
	塩田 昌代	一般社団法人 城陽青年会議所理事
	大久保 雅由	城陽市国際交流協会事務局長
	藤原 實	城陽市観光協会副会長
	西江 敏和	城陽商工会議所専務理事
西村 公一	京都やましろ農業協同組合理事	
公募市民	増田 功	—
	西村 恭子	—
	木下 晴夫	—
	堂口 悦二	—
	上岡 佑二	—

## 4. 城陽市都市計画審議会委員名簿

(平成28年10月現在、五十音順・敬称略)

区 分	氏 名
市の議会の推せんする議員	大西 吉文
	谷 直樹
学識経験を有する者	○ 大本 久美子
	谷 則男
	◎ 中川 一
	堀井 美郎
	横松 宗太
京都府の職員	仲久保 忠伴
	村尾 一也
市の住民	生駒 一憲
	川村 和久
	澤田 哲
	島本 憲司
	信吉 秀起
	水野 幸一
	森澤 博光
	山口 潔

◎会長    ○副会長

---

## 5. 諮問書・答申書

---

### (1) 諮問書

28城企第34号  
平成28年10月24日  
(2016年)

城陽市都市計画審議会会長 様

城陽市長 奥田 敏晴

第4次城陽市基本構想素案について（諮問）

城陽市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、第4次城陽市基本構想素案について諮問いたします。

(2) 答申書

28城都審第14号  
平成28年12月9日  
(2016年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市都市計画審議会  
会長 中川 一

第4次城陽市基本構想素案について（答申）

平成28年10月24日付け28城企第34号で諮問を受けた第4次城陽市基本構想素案について、慎重に審議した結果、一部修正することが適当であり、別添内容のとおり修正されたい。

なお、この間の審議会において、基本構想の実現に向けての意見が多く出されており、着実な実現に努められたい。

ページ	項目	素案内容	修正内容
基本構想	1	I. 城陽市の将来像	第4次総合計画・将来像（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つむぐ むすぶ つながる 未来へ城陽」</li> <li>・「誰もが輝き、にぎわいが生まれるまち・城陽」</li> <li>・「歴史と未来を結び、人を育てるまち・城陽」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「歴史と未来を結び、人を育てるまち・城陽」</li> </ul> <p>※上記の将来像（案）を軸として、諸意見（単語の接続の検討、「緑」の追記等）を踏まえ決定されたい。</p>
基本構想	2	II. まちづくりの目標 2. まちづくりに向けた基本姿勢 (2) 健全経営で市民から信頼されるまち（行政経営）	<p>第4次総合計画・将来像（案）</p> <p>少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源（人的資源、物的資源、財源等）を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組むとともに、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。</p>
		<p>少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源（人的資源、物的資源、財源等）を最大限に活用するとともに、施策相互の関連性を考慮し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組みます。また、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。</p>	
基本計画	16	第1章第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する 1. 現状と課題  2. めざすまちの姿  4. 施策の展開 ①農業生産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の生産作物には、梅、茶、イチジクや湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産物以外にも多品目の作物が生産されています。</li> <li>・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、湧水花きの生産振興を図り農業経営の安定を図ります。</li> </ul> <p>都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、J A、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。</p> <p>また、城陽市の特産である梅、高級てん茶、イチジク、湧水花き並びに京野菜等の生産振興を進め、農業経営の安定を図ります。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の生産作物には、梅、茶、イチジク、カンショや湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産物以外にも多品目の作物が生産されています。</li> <li>・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り農業経営の安定を図ります。</li> </ul> <p>都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、J A、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。</p> <p>また、城陽市の特産である梅、高級てん茶、イチジク、カンショ、湧水花き並びに京野菜等の生産振興を進め、農業経営の安定を図ります。</p>	

ページ	項目	素案内容	修正内容
基本計画	48 第3章第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する 4. 施策の展開 ⑤豊かな体験活動の推進	青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。	青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。 <u>さらに、城陽の歴史や文化を学ぶ機会を創出することにより、地域への理解と愛着を深め、創造力豊かな青少年を育成します。</u>
基本計画	62 第4章第2節 みどり豊かなまちを実現する <用語解説>	(記載なし)	・水と緑のネットワーク <u>森林、公園、緑地、小中学校などの緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮したネットワークの創出をめざすもの。</u>
基本計画	66 第4章第4節 安全で快適な道づくりを推進する 4. 施策の展開 ①幹線道路の整備	交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、都市計画道路西城陽線、青谷線の整備に取り組むとともに、 <u>南城陽バイパスの整備</u> 、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道307号奈島区間整備、(仮称)宇治木津線の早期建設について関係機関に要望します。 また、都市計画道路の整備とあわせた近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。	交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、都市計画道路西城陽線、青谷線の整備に取り組むとともに、 <u>府道上狛城陽線に接続する新設バイパスの整備</u> 、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道307号奈島区間整備、(仮称)宇治木津線の早期建設について関係機関に要望します。 また、都市計画道路の整備とあわせた近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。
基本計画	95 第6章第3節 戦略的に行政経営を推進する 4. 施策の展開 ①総合的で計画的な行政運営の推進	総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。	<u>長期的展望や施策相互の関連性を考慮し</u> 、総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。

## 6. 城陽市総合計画策定条例

平成27年3月31日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像及びその具体化のための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者及び市内で働き又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(手続)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 市民等からの意見の聴取
- (2) 城陽市都市計画審議会条例（昭和39年城陽市条例第16号）第1条の規定により設置された城陽市都市計画審議会への諮問

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(公表)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、その内容を公表する。

(総合計画との整合性の確保)

第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

## 第4次 城陽市総合計画

平成29年（2017年）7月

京都府城陽市 企画管理部 企画調整課 発行

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL : 0774-52-1111（代表）

URL : <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>





城陽市